

杉並区立施設再編整備計画（第2期）

令和4～12年度（2022～2030年度）

第1次実施プラン

令和4～6年度（2022～2024年度）

（案）

令和3年10月

杉並区

目 次

■ 区立施設再編整備計画（第2期）（令和4～12年度）	1
第1章 総論	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画体系・位置づけ	2
(3) 対象とする施設	3
(4) 計画期間	4
第2章 これまでの取組の成果と課題	5
(1) 第1期計画の取組の成果	5
(2) 取組を進めてきた中での新たな課題	9
第3章 区立施設の現状と課題	10
(1) 人口の推移及び今後の推計	10
(2) 財政状況の推移	12
(3) 区立施設の数及び保有量	14
(4) 区立施設の建築年度別の整備状況	16
(5) 直近10年間の改築・改修経費	17
(6) 区立施設にかかるコストの状況	18
(7) 今後の改築・改修等経費試算	20
(8) 有形固定資産減価償却率の推移	22
(9) 区立施設の課題	23
第4章 基本方針	24
(1) 基本方針の前提となる考え方	24
(2) 第2期計画の基本方針（7つの基本方針）	25
第5章 将来像	31
第6章 推進体制	32
■ 第1次実施プラン（令和4～6年度）	33
第1章 基本的な考え方	34
(1) 第1次実施プランの策定に当たって	34
(2) 対象とする施設	34
第2章 施設分類ごとの取組	35
(1) 小学校、中学校、特別支援学校	37
(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	46
(3) 保育園、子供園	53

(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等	60
(5) その他集会施設	66
(6) ゆうゆう館	69
(7) その他高齢者施設（民営施設）	74
(8) 図書館	77
(9) 生涯学習施設	80
(10) 体育施設	82
(11) 障害者（児）施設	84
(12) 公営住宅	87
(13) 庁舎、その他施設	90
(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所	97
(15) 公園	100
(16) 民営化宿泊施設	104
第3章 地域ごとの取組まとめ	105
(1) 井草地域	105
(2) 西荻地域	108
(3) 荻窪地域	112
(4) 阿佐谷地域	117
(5) 高円寺地域	122
(6) 高井戸地域	126
(7) 方南和泉地域	133
資料編	137
1 第1期計画の基本方針	138
2 第1次実施プランにおける財政効果額	140
3 「コミュニティふらっと」の概要（基本的な考え方）	142
4 杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）における長寿命化判定フロー	144

杉並区区立施設再編整備計画（第2期）

令和4～12年度（2022～2030年度）

第1章 総論

(1) 計画の目的

平成26年3月に策定した杉並区区立施設再編整備計画（第1期）（以下「第1期計画」という。）は、人口増加や高度経済成長を背景に昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備をしてきた区立施設が老朽化し、次々と更新時期を迎える中、少子高齢化の進展や女性の社会進出の本格化など、時代とともに変化する区民ニーズに的確に応えるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくため、策定したものです。

杉並区区立施設再編整備計画（第2期）（以下「第2期計画」という。）においても、この考えを継承し、杉並区基本構想で掲げられた杉並区が目指すまちの姿である「みどり豊かな 住まいのみやこ」を実現するため、本計画に基づき、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

(2) 計画体系・位置づけ

第2期計画は、基本構想の実現に向けて、区政経営改革の基本方針として定める区政経営改革推進基本方針で掲げられた「方針5 施設マネジメントの推進」に基づき、杉並区総合計画・実行計画と整合性を図りながら策定するものです。

一方、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、これを踏まえて国の各省庁や地方自治体等に対し、公共施設を含むインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組を明らかにする「公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）や、長寿命化や改築・改修等の具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「施設長寿命化計画」という。）を策定するよう求めています。

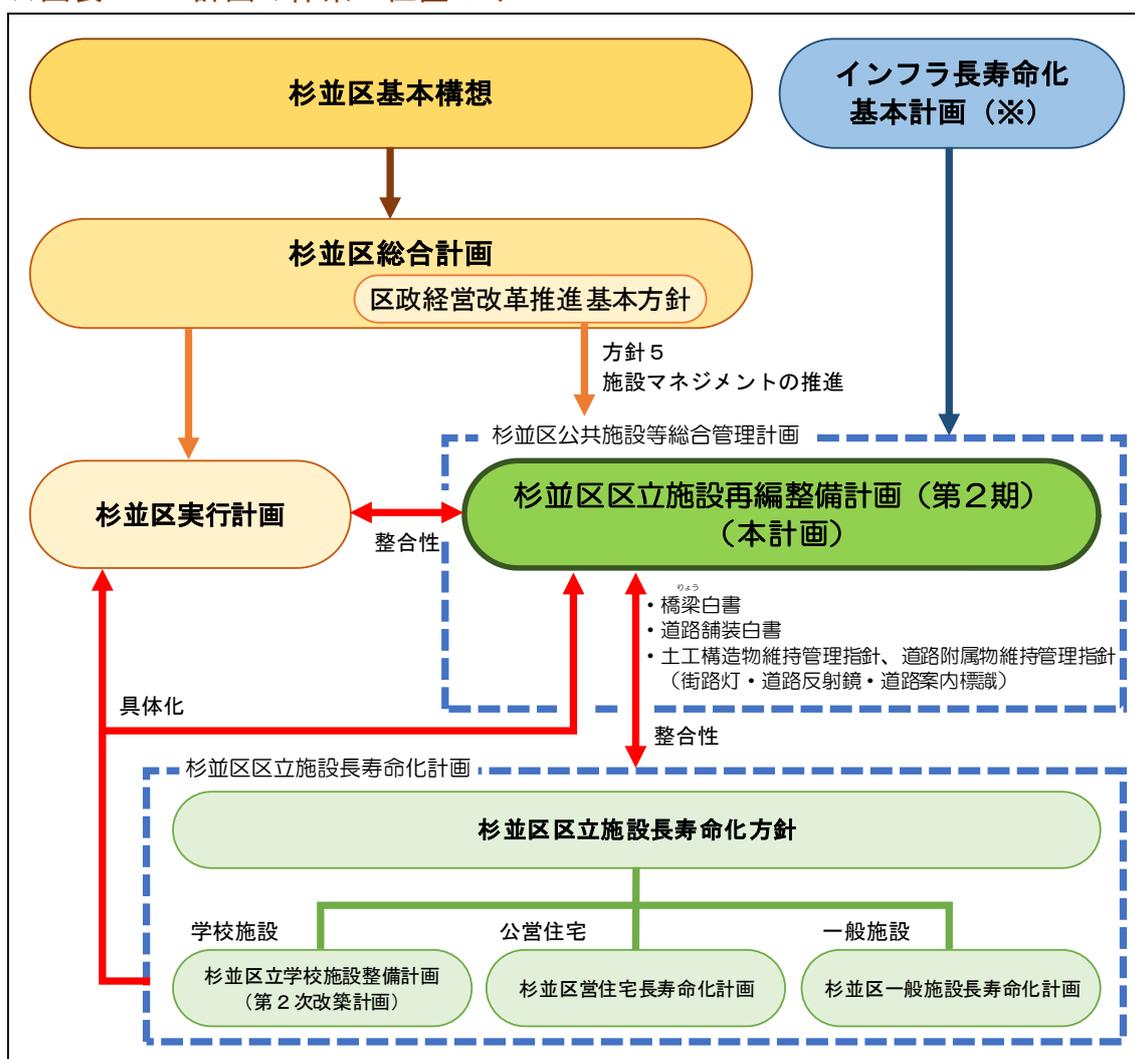
区では、第1期計画のほか、インフラ施設（道路・橋梁等）も総合管理計画の対象とされていることから「橋梁白書」（平成25年3月策定）、「道路舗装白書」（平成26年11月策定）等を合わせて、「杉並区公共施設等総合管理計画」に位置付けています。また、区立施設における長寿命化の基本的な考え方を定めた「杉並区区立施設長寿命化方針」（令和3年3月策定）や、これに基づく学校施設、公営住宅、その他一般施設の3つの施設長寿命化計画を合わせて「杉並区区立施設長寿命化計画」に位置付けています。

こうした中、総合管理計画について、国は、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって取組を進める観点から、施設長寿命化計画を反映した見直

しを求めていたことから、第2期計画は、昨年度策定した施設長寿命化計画を踏まえた総合管理計画の改定と位置づけ策定するものとします。

このような状況を踏まえて、第2期計画の体系・位置づけについては、下図のとおり整理することができます。

★図表 1-1 計画の体系・位置づけ



※あらゆるインフラの戦略的な維持管理・更新を推進するため、平成 25 年 11 月に国が策定した計画

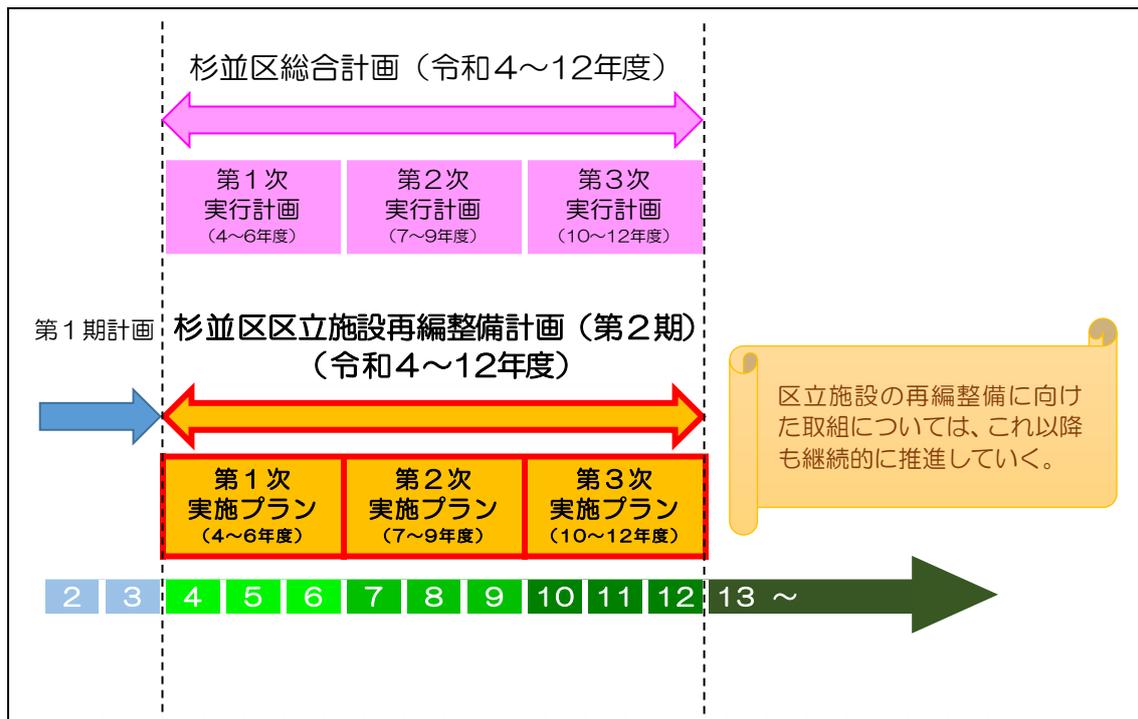
(3) 対象とする施設

第2期計画の対象とする施設については、借り上げ施設を含む全ての区立施設のほか、行政需要に基づき、区有地、国や東京都の公有地を活用して民間事業者が整備する施設についても対象とします。

(4) 計画期間

第2期計画の計画期間は、杉並区総合計画の計画期間に合わせて、令和4年度から12年度までの9年間とします。なお、第2期計画の計画期間中に進める具体的な取組については、本計画の下に策定する実施プラン（第1次（令和4～6年度）・第2次（同7～9年度）・第3次（同10～12年度））において、定めることとします。

★図表 1-2 計画期間



第2章 これまでの取組の成果と課題

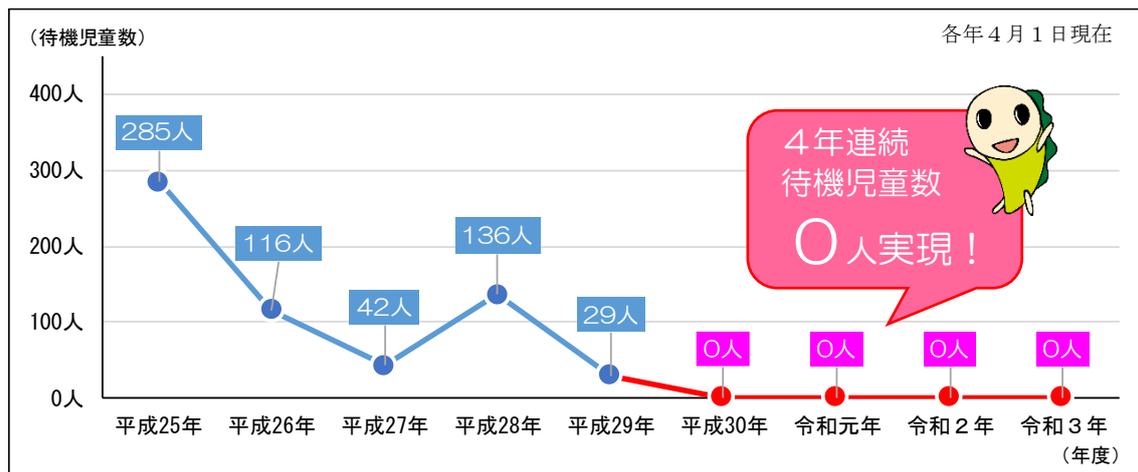
(1) 第1期計画の取組の成果

第1期計画は、次々に更新時期を迎える区立施設の状況や、時代とともに変化する区民ニーズへ対応し、今後も安全・安心な施設サービスの提供を維持するため、平成26年度から令和3年度までの8年間を計画期間として、平成26年3月に策定されました。この8年間では、主に次の①～⑦などの取組を実施し、老朽化した施設の更新や長寿命化を着実に進めるとともに、将来を見据えて複合化・多機能化、既存施設の有効活用など効率的かつ効果的な施設整備を進めてきました。

▶① 保育園、特別養護老人ホームなど緊急性の高いニーズへの対応

多くの待機者が発生し、緊急性の高いニーズが生じていた保育園や特別養護老人ホームの整備については、国や東京都を含めた公有地の活用などの手法を用いて、民間事業者による整備を促進してきました。これにより、保育園においては平成30年度以降4年連続で待機児童ゼロを実現しています。また、特別養護老人ホームについては、総合計画に掲げた、令和3年度までの10年間で約1,000人分の定員を確保する目標を達成するなど、新たな行政需要に確実に対応してきました。

★図表 2-1 待機児童数の推移



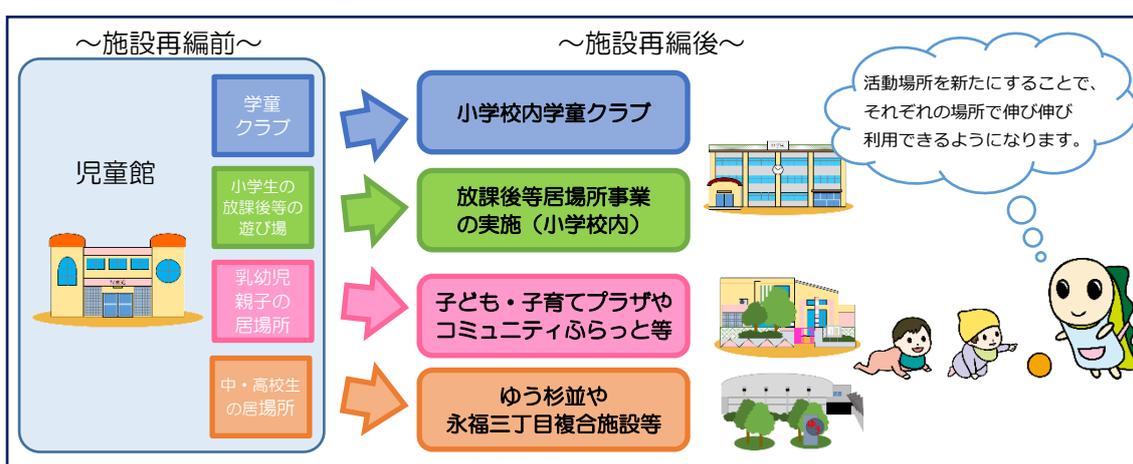
▶② 児童館再編による子どもの居場所の拡充

学童クラブや乳幼児親子の交流の場と居場所の需要が大幅に増加する中、児童館という限られたスペースの中でサービスの充実を図ることが限界を迎えてきていることなどから、より良い育成環境を確保するため、児童館を再編する取

組を進めてきました。この取組では、小学校内等に学童クラブを移転するとともに、小学校内で小学生の放課後等居場所事業を実施することで、体育館や校庭なども含め小学校施設を有効に活用し、子どもたちがのびのびと過ごすことができる環境を整備してきました。令和3年4月現在、小学生の放課後等居場所事業については12か所、再編整備の取組により小学校内等に機能を移転した学童クラブについては、22か所で実施しています。

また、小学生の放課後等の居場所としての機能を移転した児童館施設を「子ども・子育てプラザ」に転用し、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として、より充実した乳幼児親子の居場所づくりの取組を進めてきました。「子ども・子育てプラザ」は、区内7地域に各2所整備する方針で、令和3年4月現在、7地域の内、5地域で1所目が開設されている状況です。

★図表 2-2 児童館再編のイメージ図



▶③ 新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」への再編整備

区民集会所、区民会館、及び60歳以上の高齢者専用施設であるゆうゆう館については、区民相互の交流や趣味の活動などの場として活用されてきましたが、施設や部屋、時間帯によって稼働率にばらつきがあり、施設全体で見ると、平均利用率が約50%にとどまるなど、より一層の有効活用が求められていました。また、近年、地域社会との関係が希薄となり、「社会的孤立」が問題となる中、世代を超えた地域住民同士のつながりや支えあいが求められています。そこで、これらの施設に加え、小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内に移転等した後の児童館施設（「子ども・子育てプラザ」等に転用する施設を除く）も合わせて、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」へと再編整備することとしました。

令和3年4月現在、既存のゆうゆう館や区民集会所、機能移転後の児童館施設を転用して整備した3か所のほか、老朽化した図書館の移転改築と合わせた複合化により整備した1か所を加え、計4か所で開設するなど、効率的に整備を進めてきました。

なお、「コミュニティふらっと」の基本的な考え方については、資料編に記載しています。

⇒※「コミュニティふらっとの概要（基本的な考え方）」については、資料編（142ページ）を参照。

▶④ 地域区民センター等の長寿命化改修の実施

地域区民センターについては、築30年を経過し、設備等の老朽化が進んでいたことから、計画的に修繕を行うとともに、これに合わせて、より使いやすい施設とするため機能の見直しを図る、長寿命化改修の取組を進めてきました。今後は、杉並区一般施設長寿命化計画（令和3年3月策定）の考え方に基づき、築40年程度を目安に施設の長寿命化改修の取組を計画的に進めていきます。

第1期計画においては、西荻地域区民センター・勤労福祉会館の長寿命化改修を実施し、令和2年11月にリニューアルオープンするとともに、令和3年度から4年度にかけて実施する高円寺地域区民センター・社会教育センター（セッション杉並）の長寿命化改修に向けて、設計を進めてきました。

▶⑤ 老朽化した図書館の複合化・多機能化を踏まえた改築や長寿命化改修の実施

図書館においては、永福図書館をコミュニティふらっと永福との複合施設として移転改築し、複合施設の特徴を生かしてコミュニティふらっとでも図書館の資料の閲覧を行えるようにするとともに、指定管理者による一体管理を導入し、施設の有効活用を効率的に実施しています。

また、中央図書館については、長寿命化改修を実施し、建物の保全と設備更新を行いました。改修により図書館機能を向上させるとともに、屋内にカフェを、屋外に本の広場を設置して図書館本体と一体的に運営を行うことで、来館者へのサービス向上を図りました。

▶⑥ 統合後の学校跡地の有効活用

旧若杉小学校については、本格活用までの間の暫定的な活用として、保育室、民間事業者による保育所、適応指導教室（さざんかステップアップ教室）、重症心身障害児通所施設「わかば」等を運営しています。

旧永福南小学校については、校庭部分などを活用して特別養護老人ホーム（重度身体障害者支援施設を併設、平成30年3月開設）を整備したほか、既存の体育館及び校舎の一部を活用して、老朽化した永福体育館の移転先として改修しました（平成30年9月開設）。さらに、校庭等の一部を活用して保育所を整備しています（平成31年4月開設）。

旧新泉小学校については、校庭部分などを活用して特別養護老人ホーム（平成30年9月開設）を整備するとともに、既存の校舎や校庭の一部と体育館については、地域のコミュニティや教育の向上を図る観点から、防災拠点としての機能を確保することなどを前提に、近隣の高等学校に貸し出しています。

旧杉並第四小学校については、既存校舎等を改修し、併設する高円寺北子供園の3年保育への拡充を図るとともに、民間活力の導入による次世代型科学教育の新たな拠点及び集会機能を整備するため、基本計画の策定や設計を進めてきました。

旧杉並第八小学校については、体育館を除く既存校舎等は解体し、高円寺図書館、（仮称）コミュニティふらっと高円寺南、高円寺東保育園から成る複合施設のほか、用地南側にはオープンスペースを備えた公園を整備し、既存体育館については公園の一部として活用します。これらの施設等整備の方向性について、基本計画を策定するとともに、複合施設については設計を進めてきました。

旧若杉小学校、旧杉並第四小学校、旧杉並第八小学校の跡地活用については、本計画においても、引き続き有効活用策の検討やその具体化に向けた取組をそれぞれ進めていきます。

▶⑦ 区と国が連携した財産交換による施設再編整備の促進

国との連携においては、「あんさんぶる荻窪」と荻窪税務署等用地との財産交換により、区としては、税務署等の大規模用地を取得することで特別養護老人ホーム等の整備及び福祉・相談機能の拠点となる複合施設の整備を進めるとともに、国は老朽化した荻窪税務署の移転先を、駅に近い「あんさんぶる荻窪」を活用して確保する取組を進めました。

平成30年3月には、特別養護老人ホーム等の整備に先立ち、「誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点」である「ウェルファーム杉並（複合施設棟）」を開設し、杉並福祉事務所、消費者センター、就労支援センター、生活自立支援窓口（暮らしのサポートステーション）、社会福祉協議会、成年後見センターを「あんさんぶる荻窪」から移転するとともに、在宅医療・生活支援センター、子ども・子育てプラザ天沼、天沼区民集会所を新たに整備しています。また、令和3年12月には、診療所や訪問看護ステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所など、区民の在宅療養生活を支援する施設を併設した特別養護老人ホームを開設する予定です。

一方、国においては「あんさんぶる荻窪」の建物を活用することで、これまでよりも駅に近い立地に荻窪税務署を移転し、改築に比べ少ない経費で老朽化対策を実施することができました。

これらの取組により、区と国の双方が課題の解決や区民サービスの向上を図ることができました。

(2) 取組を進めてきた中での新たな課題

第1期計画では、今後の厳しい財政状況等を踏まえて、利用率の低い施設の廃止や、改築に合わせた施設規模の適正化等により区立施設全体の規模を縮減することで、施設の維持管理経費や将来的な改築・改修経費の軽減を図ることとしていました。

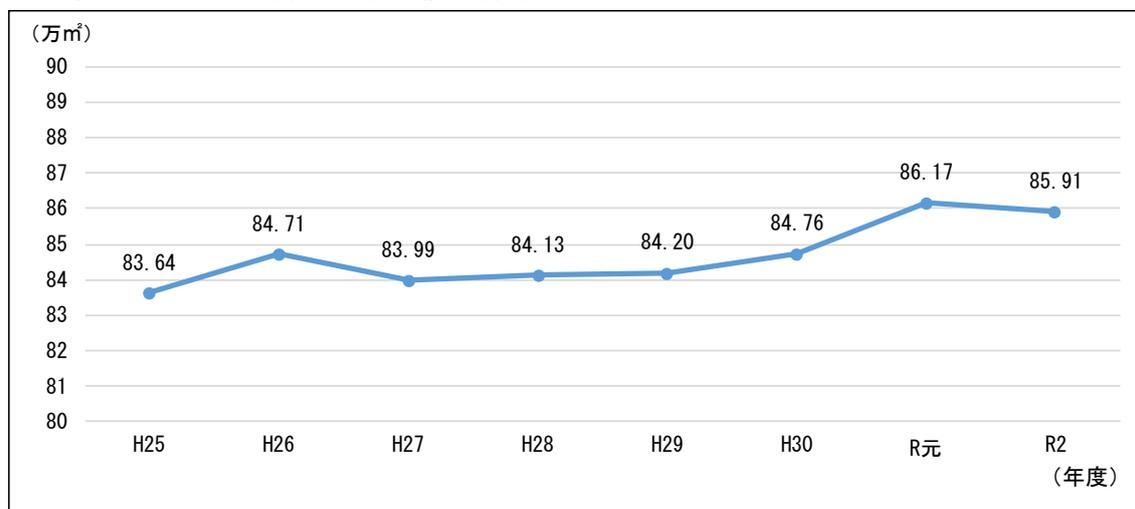
しかしながら、施設を廃止した場合においても、効率的な施設整備の観点から既存の建物や用地をその時々々の行政需要に応じて活用することも多くあることから、必ずしも施設の廃止が延床面積の削減につながってはいない状況です。また、学校や保育園等の改築においては、多様な学習環境への対応や保育環境の充実等を図るため、諸室の規模や必要な部屋が増加するなど、改築前と比較すると延床面積が増加する傾向があります。

学校においては、杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）（令和3年3月策定）における学校改築の際の標準規模について、小学校が7,200㎡（18学級、特別支援学級及び学童クラブを除く）、中学校が7,500㎡（12学級、特別支援学級を除く）となっていますが、今後改築が想定される築50年以上の学校の平均規模は、小学校が約5,616㎡、中学校が約6,536㎡となっているため、延床面積は改築に合わせて増加する見込みです。

加えて、区民サービス向上の観点から、都営住宅を区に移管したことで、区営住宅の延床面積が平成25年度末に比べて約9,000㎡増加するなど、結果として区が管理する建物が増加したケースもあります。

こうしたことなどから、区立施設全体の延床面積は増加傾向にあります。延床面積の増加が維持管理コスト等の増加につながることを踏まえると、行政需要への対応を図りながら、区立施設全体の規模を適正化していくことは、今後の再編整備における重要な課題といえます。

★図表 2-3 区立施設延床面積の推移



※出典：各年度決算書

第3章 区立施設の現状と課題

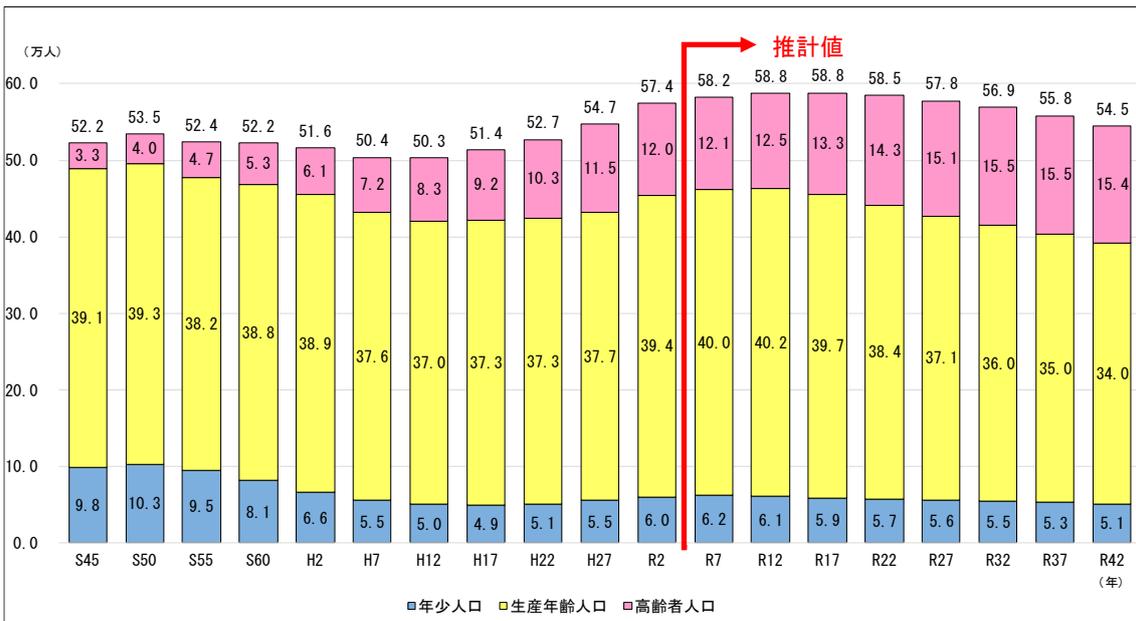
(1) 人口の推移及び今後の推計

区の人口は、戦後増加を続けてきましたが、昭和 50 年をピークに減少に転じ、その後、平成 9 年を底に再びゆるやかな増加に転じています。

区は、今年度、新たな総合計画等の策定に当たり、改めて将来人口の推計を実施しました。この推計においては、令和 15 年頃（約 58.9 万人）まで増加し、その後、減少局面に入り、緩やかに人口は減少していく見込みとしています。

次の図表 3-1 は、昭和 45 年から 5 年ごとの区の人口の推移と、令和 7 年以降 5 年ごとの将来人口の推計を示したものです。65 歳以上の高齢者人口、生産活動の中心となる人口層である 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口、15 歳未満の年少人口の 3 区分に分けて集計しています。

★図表 3-1 年齢 3 区分別人口（推移及び将来推計）（S45～R42）



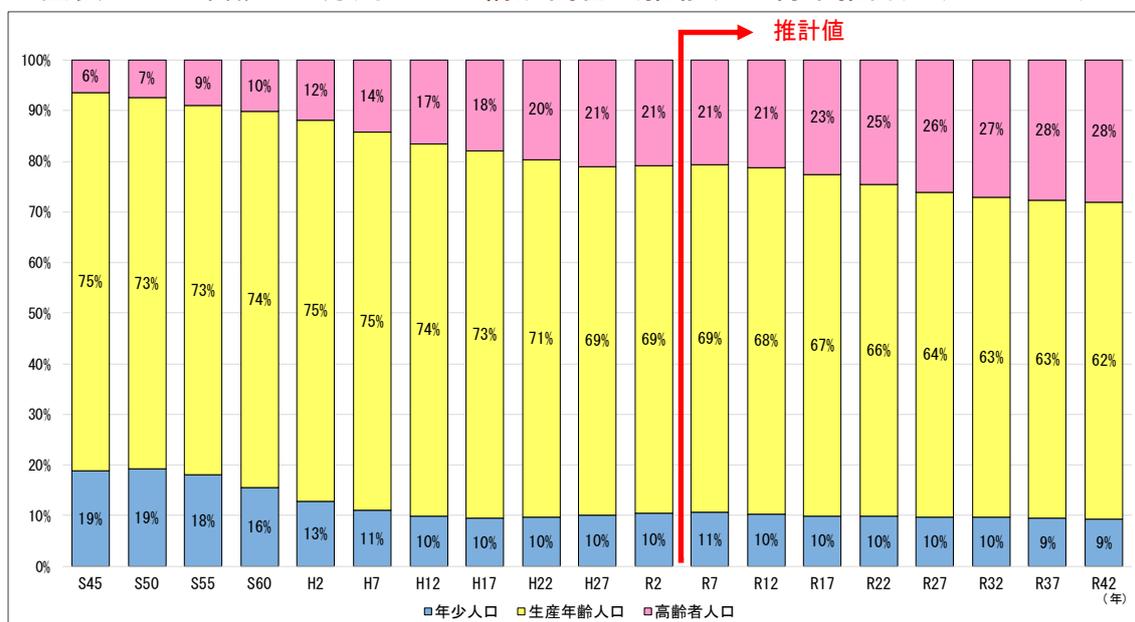
※出典：令和 2 年以前については、杉並区区立施設長寿命化方針に記載のデータを、また、令和 7 年以降については、令和 3 年度に区が実施した人口推計のデータをそれぞれ引用し作成。
 ※平成 22 年以前のデータには、外国人を含みます。

令和 2 年の状況と 40 年後である令和 42 年の将来人口の推計とを年齢区別に比較してみると、次のとおり整理できます。

人口区分	令和 2 年	令和 42 年	増減
高齢者人口	約 12.0 万人	約 15.4 万人	約 3.4 万人増加（約 128.3%）
生産年齢人口	約 39.4 万人	約 34.0 万人	約 5.4 万人減少（約 86.3%）
年少人口	約 6.0 万人	約 5.1 万人	約 0.9 万人減少（約 85.0%）

また、前頁の図表 3-1 を、年齢 3 区分別人口における構成割合で示したものが、次の図表 3-2 になります。

★図表 3-2 年齢 3 区分別人口の構成割合（推移及び将来推計）（S45～R42）



※出典等については、図表 3-1 と同様。

年齢 3 区分別人口の構成割合について、人口の推移と同様に令和 2 年と令和 42 年との状況を比較すると、次のとおりです。

人口区分	令和 2 年	令和 42 年	増減
高齢者人口	約 21%	約 28%	約 7 ポイント増
生産年齢人口	約 69%	約 62%	約 7 ポイント減
年少人口	約 10%	約 9%	約 1 ポイント減

これらの情報から、およそ 40 年後の状況としては、まず高齢者人口が人数では令和 2 年よりも 3 割程度増加し、構成割合においても全体の 3 割弱となることが見込まれていることがわかります。一方、生産年齢人口については、人数が 1 割強程度減少し、構成割合においても、高齢者人口の割合の増加に概ね反比例した形で減少していくことが見込まれています。また、年少人口の人数については、人数が 1 割強程度減少し、構成割合も 1 ポイント減となることが見込まれています。

こうしたことから、人口減少や、少子高齢化に伴う生産年齢人口の割合の減少などの人口構造の変化は、避けられないものと考えられます。

(2) 財政状況の推移

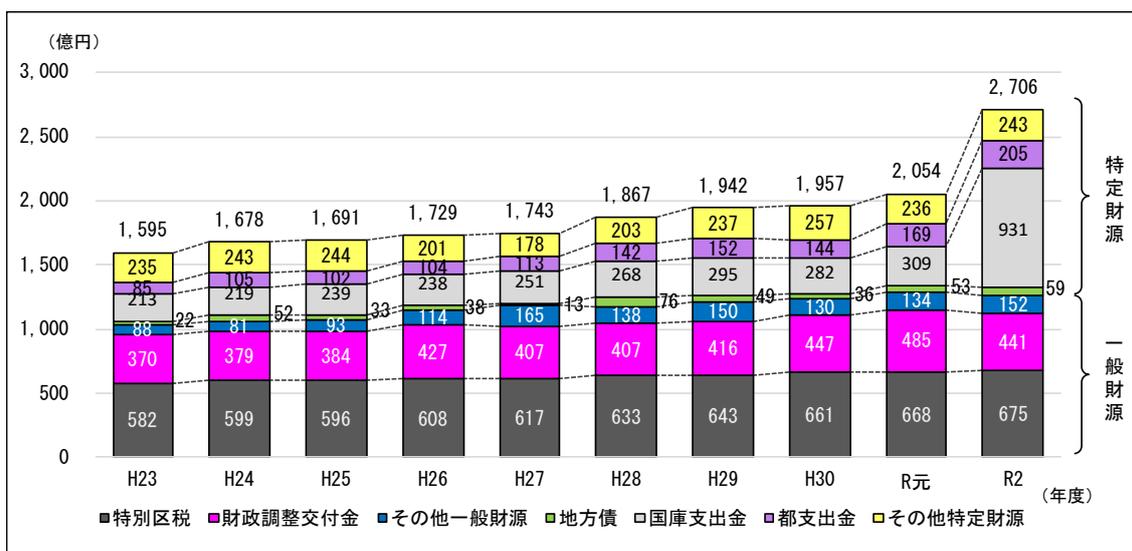
▶① 歳入の状況

区の歳入については、基本的に増加傾向にあります。その要因としては、景気の変動によるもののほか、この間の人口の増加により、基幹収入である特別区税や財政調整交付金が増となったことが挙げられます。しかしながら、令和2年度においては、特別区税、財政調整交付金、その他一般財源の3つを合わせた一般財源が、前年度の金額を下回っているなどの状況があります。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、特別区税や財政調整交付金の減少の可能性が考えられることや、長期的に見ると、今後の高齢化率の高まりとともに生産年齢人口が減少することを考えると、税収が伸び続けることは期待できません。

なお、令和2年度については、歳入決算額の合計額が2,700億円を超えるなど、これまでに例のない大きな規模となっていますが、主な要因としては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の歳入です。

★図表 3-3 普通会計 歳入決算額推移 (H23～R2)



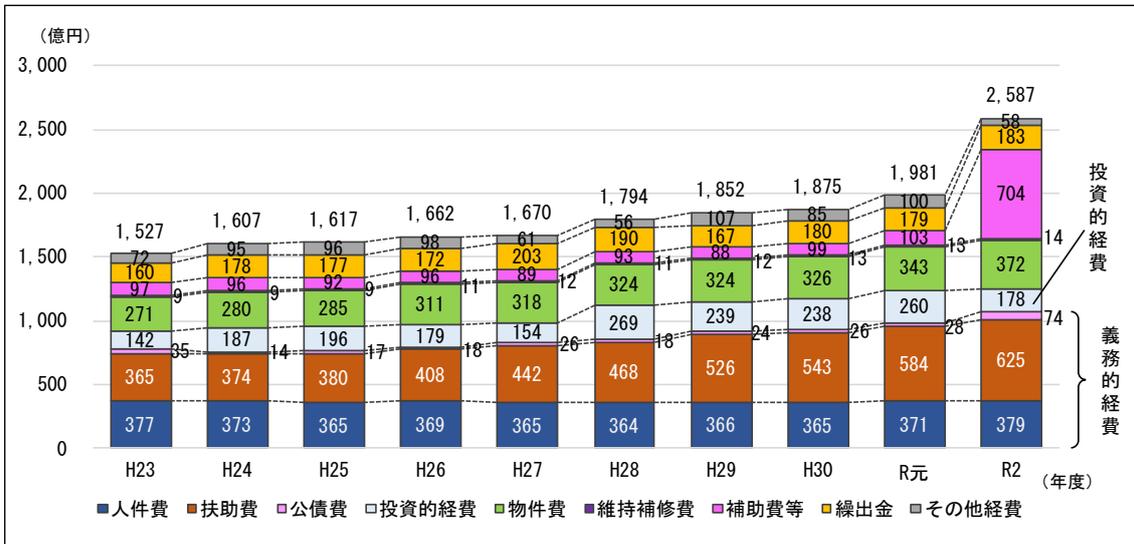
▶② 歳出の状況

区の歳出については、歳入と同様に増加傾向にあります。特に、社会保障関連経費である扶助費については、この10年間、毎年増加し続けており、約365億円から約625億円へと約1.7倍もの金額になっています。一方、公共施設の建築や用地購入などの経費が含まれる投資的経費については、この10年間で約142億円から約269億円の幅で推移している状況です。

歳入においては、基幹収入である特別区税や財政調整交付金の減少の可能性が懸念される場所ですが、歳出においては、高齢化の一層の進展やコロナ禍における景気の動向等を踏まえると、扶助費などの義務的経費の支出が、今後も増加していくことが考えられます。このような状況において、施設の更新などに使うことができる予算は、今後、ますます厳しい状況になることが想定されます。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の支出が大幅に増加していることから、歳出決算額が前年度の約1.3倍（約1,981億円から約2,587億円）に膨らむなど、歳出の規模が大きくなっています。

★図表 3-4 普通会計 歳出決算額推移 (H23～R2)



(3) 区立施設の数及び保有量

▶① 区立施設の数

令和3年4月1日現在における区立施設の数、620施設です。内訳は、次のとおりです。

★図表 3-5 区立施設の数

(1) 小学校、中学校、特別支援学校		(8) 図書館	
小学校	40	図書館	13
中学校	23	図書サービスコーナー等	5
特別支援学校	1	(9) 生涯学習施設	
適応指導教室	4	社会教育センター	1
(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ		郷土博物館	2
児童青少年センター	1	その他生涯学習施設	2
児童館	29	(10) 体育施設	
学童クラブ（児童館等併設）	26	体育館	6
学童クラブ（小学校内・単独設置）	23	運動場	10
子ども・子育てプラザ	5	プール	5
(3) 保育園、子供園		(11) 障害者（児）施設	
保育園	37	障害者（児）通所施設等	5
子供園	6	障害者福祉会館等	4
その他保育施設（保育室等）	18	その他障害者施設	8
民営施設（区有施設活用）	20	(12) 公営住宅	
(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等		区営住宅（※）	33
地域区民センター	7	高齢者住宅（※）	14
区民集会所	11	不燃化促進住宅	2
区民会館	3	(13) 庁舎、その他施設	
コミュニティふらっと	4	庁舎系施設	52
区民事務所会議室	7	その他施設（災害備蓄倉庫、公衆便所、旧施設等）	70
(5) その他集会所施設		(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所	
杉並会館	1	有料制自転車駐車場	44
勤労福祉会館	1	民営自転車駐車場（区有施設活用）	1
産業商工会館	1	自転車集積所	4
その他文化施設等（杉並公会堂、杉並芸術会館等）	3	(15) 公園	
(6) ゆうゆう館		公園管理事務所等	12
高齢者活動支援センター	1	(16) 民営化宿泊施設	
ゆうゆう館	29	民営化宿泊施設	3
(7) その他高齢者施設			
特別養護老人ホーム	1		
養護老人ホーム	2		
認知症高齢者グループホーム	2		
小規模多機能型居宅介護事業所	1		
その他高齢者施設（ケア24、ふれあいの家等）	17		

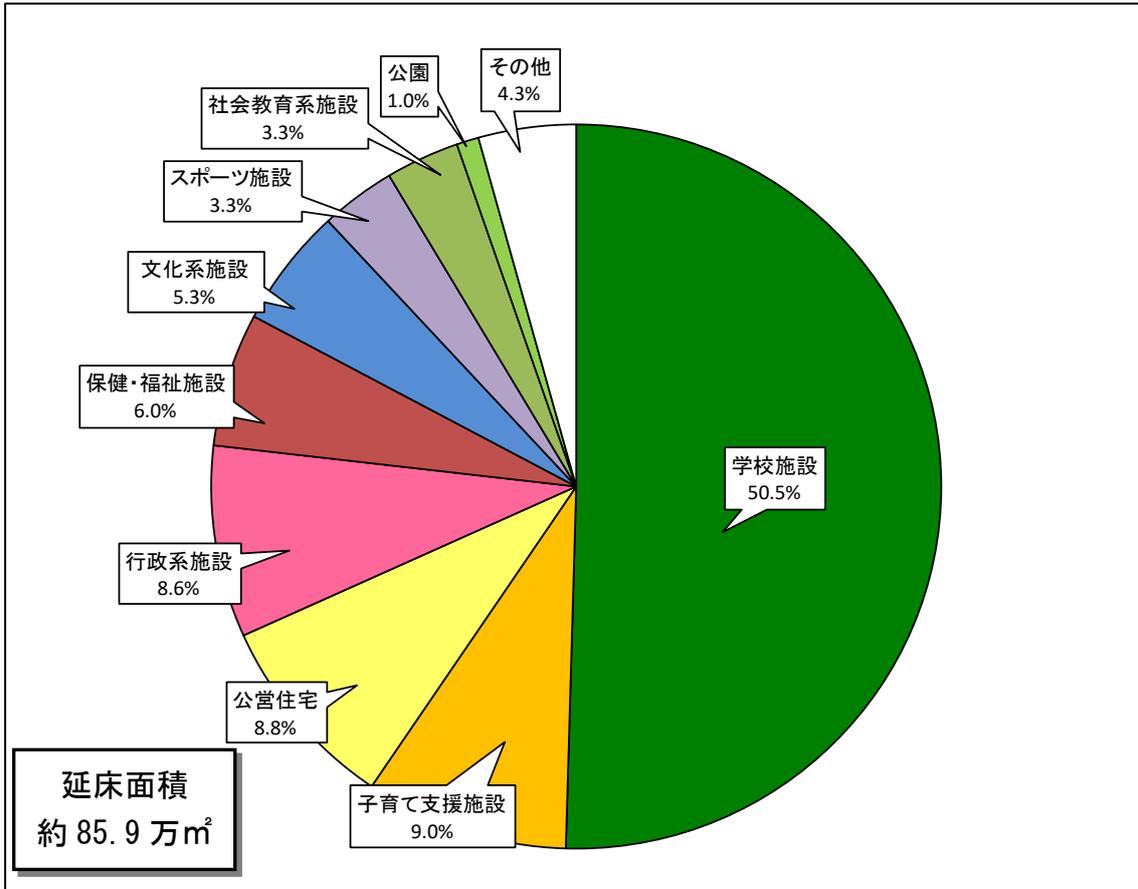
合計：620施設

※区営住宅及び高齢者住宅は、1団地を1施設として計上。

▶② 施設用途ごとの延床面積

区が保有する建物の延床面積は、約 85.9 万㎡です。その内訳を見ていくと、最も規模が大きい用途は学校施設であり約 43.3 万㎡（約 50.5%）と全体のおよそ半分を占めています。次いで、保育園や児童館などの子育て支援施設が約 7.7 万㎡（約 9.0%）、公営住宅が約 7.5 万㎡（約 8.8%）と続きます。

★図表 3-6 区立施設の延床面積の内訳



用途の区分	延床面積	構成比	用途の区分	延床面積	構成比
学校施設 (小学校、中学校等)	433,471 ㎡	50.5%	文化系施設 (地域区民センター、杉並芸術会館等)	45,699 ㎡	5.3%
子育て支援施設 (保育園、子供園、児童館等)	77,469 ㎡	9.0%	スポーツ施設 (体育館・プール等)	28,633 ㎡	3.3%
公営住宅 (区営住宅、高齢者住宅等)	75,464 ㎡	8.8%	社会教育系施設 (図書館等)	28,050 ㎡	3.3%
行政系施設 (庁舎、区民事務所等)	73,561 ㎡	8.6%	公園 (公園管理事務所、公園便所等)	8,425 ㎡	1.0%
保健・福祉施設 (保健センター、ゆうゆう館、障害者(児)通所施設等)	51,255 ㎡	6.0%	その他 (有料制自転車駐車場、公衆便所等)	37,110 ㎡	4.3%
			合計	859,138 ㎡	100%

※出典：令和2年度固定資産台帳のデータを基に作成

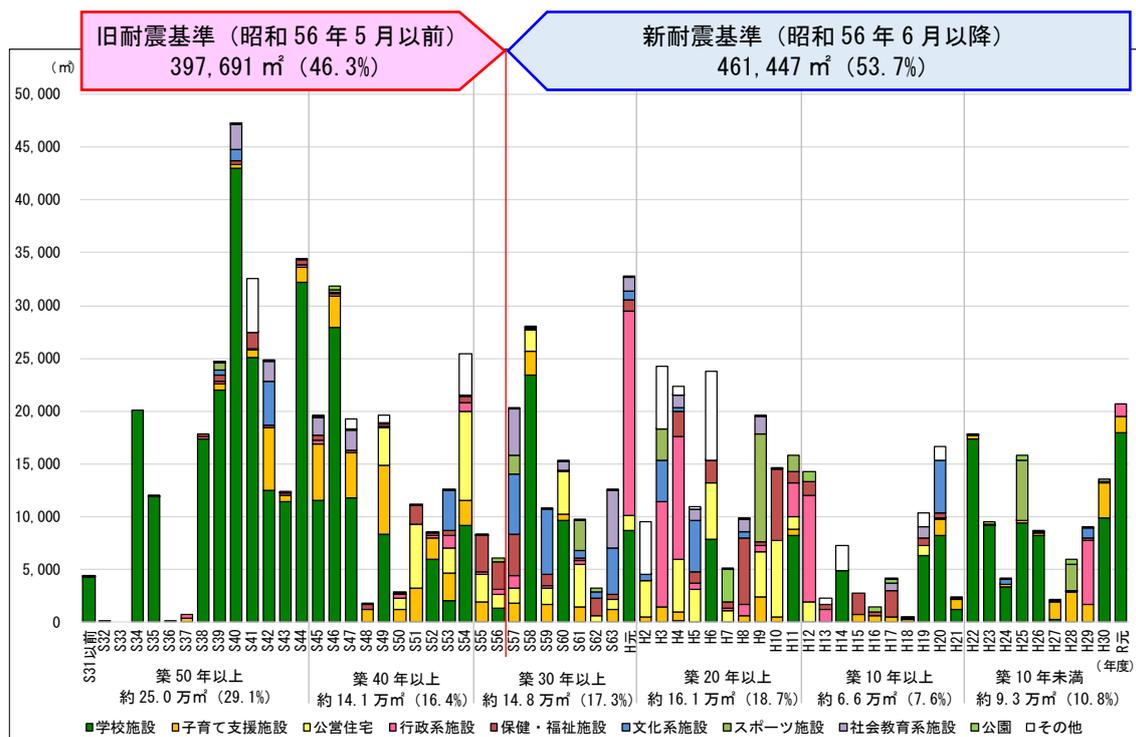
(4) 区立施設の建築年度別の整備状況

建築年度別に施設の延床面積を積算して施設の整備状況をみると、昭和30年代から昭和40年代にかけて建築した施設が多く、その中でも学校施設が多いことが次の図表3-7から読み取れます。また、前頁の表より、施設の用途では2番目に規模が大きい子育て支援施設については、昭和42年度以降、順次整備されてきたことがわかります。

令和2年度末時点で、築後50年以上が経過する施設の延床面積から見た割合は、全体の約29.1%となっており、改築等の検討が必要な時期に差し掛かっている施設の規模は、全体の3割に近い数字となっていることを示しています。

こうした築年数に応じた施設規模の分布を見ると、区立施設は、今後まさに改築時期のピークを迎えるものと言えます。

★図表3-7 築年別延床面積の積算（築年度で表しており、月日は考慮せず）



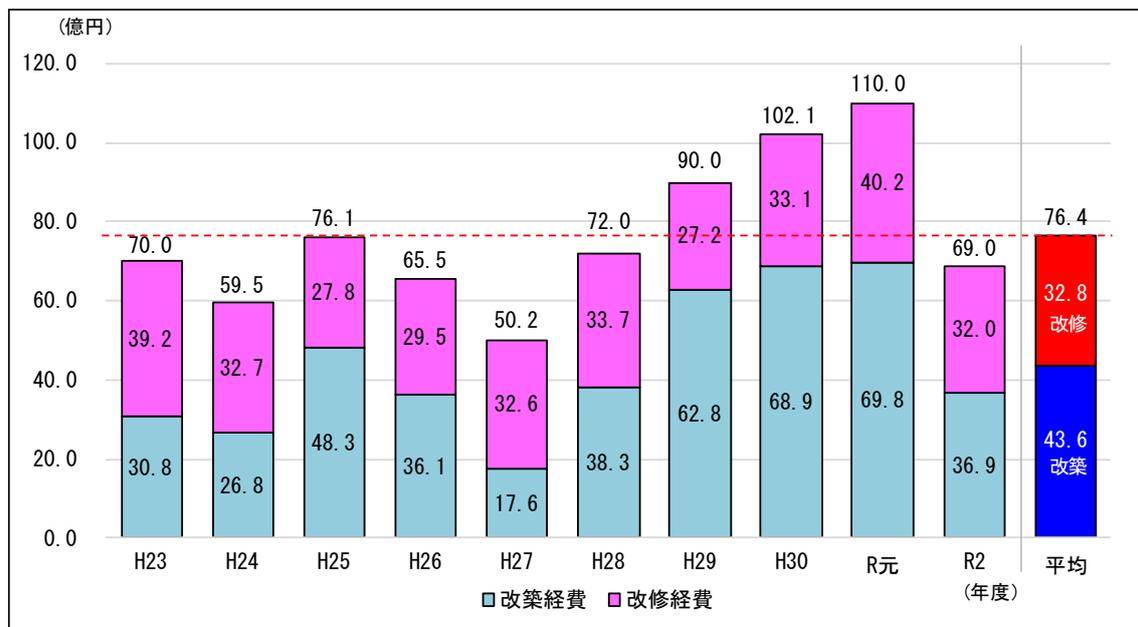
※出典：令和2年度固定資産台帳のデータを基に作成

(5) 直近 10 年間の改築・改修経費

平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間で、区立施設の改築・改修にかかった経費は、合計で約 764.3 億円となっています。1 年当たりの平均値は、改築経費が約 43.6 億円、改修経費が約 32.8 億円です。

平成 27 年度から令和元年度にかけて、改築・改修経費は年々増加し続けている状況でした。特に平成 29 年度から令和元年度の 3 年間については、複数の学校改築の取組を進めたほか、中央図書館等の大規模改修、永福三丁目複合施設の整備など、比較的大規模な工事が重なったことから、大きな伸びを示しています。令和 2 年度においては、学校の老朽改築に係る工事費が減少したことなどから、この 10 年間の平均値より少ない金額となっています。

★図表 3-8 改築・改修経費の推移 (H23～R2)

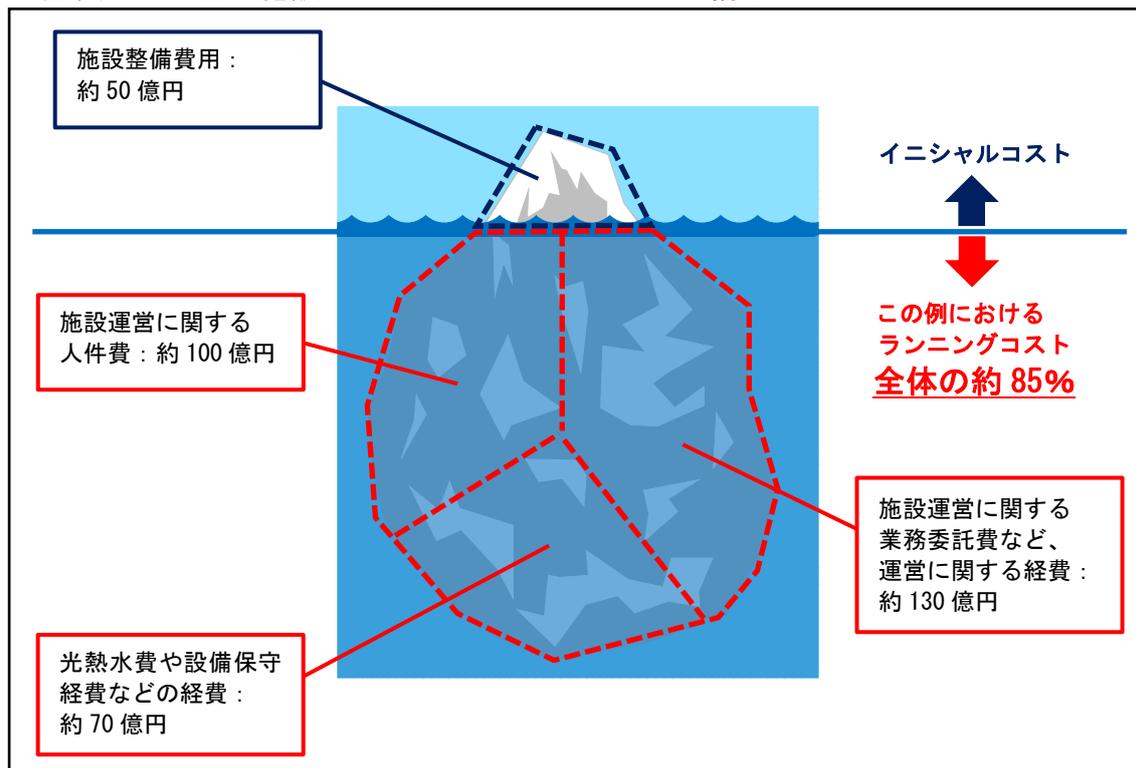


(6) 区立施設にかかるコストの状況

区立施設にかかるコストについては、改築経費など建物を整備する際にかかるイニシャルコストのほか、建物を運営・維持管理するために毎年必要になる人件費や光熱水費、保全経費に加え、設備更新などを含む修繕・改修経費などのランニングコストがかかります。前項で示した直近 10 年間の改築・改修経費の内、1 年当たりの改築経費の平均値を見るとイニシャルコストは 1 年間で概ね 50 億円程度と捉えることができます。一方、人件費を始めとするランニングコストについては、毎年概ね 300 億円以上の経費がかかっているのが現状です。

下に示した図表 3-9 は、この2つを合わせたトータルコストのイメージを示したものです。施設の老朽化対策について考える際、施設の更新時にかかる改築経費に着目することが多いものですが、実際にはランニングコストの規模の方がはるかに大きいことがわかります。

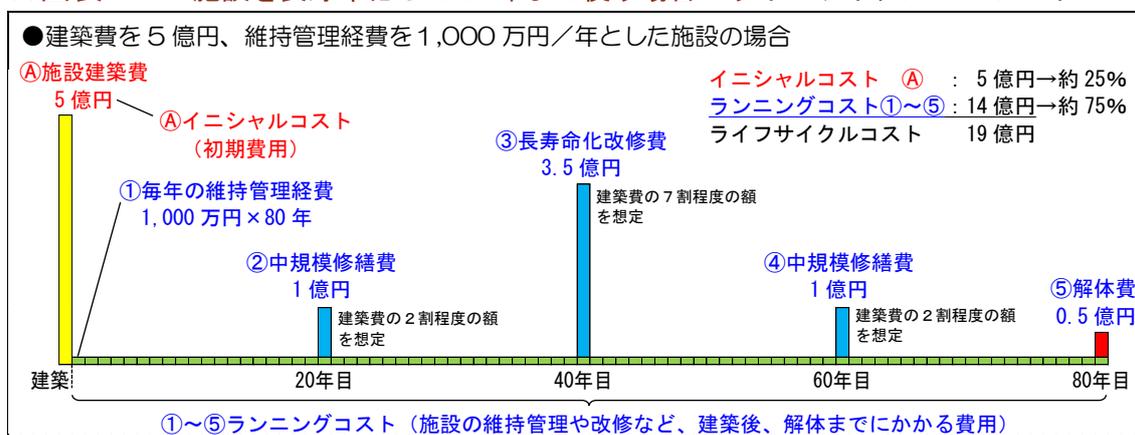
★図表 3-9 区立施設にかかるトータルコストの構造イメージ



また、一つの施設で見ていくと、ランニングコストの多くは、イニシャルコストと異なり、毎年かかり続ける費用です。そのため、改築等を含め、新たに施設を整備するということは、未来の世代が背負う負担を現在において決めるということにつながります。

施設の整備から解体までにかかるイニシャルコストとランニングコストを合わせたライフサイクルコストを考えると、施設が存続する限りかかり続けるランニングコストは、区の財政にとって大きな負担となります。こうしたことから、効率的な施設整備や維持管理等の検討に当たっては、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストも含めたコスト全体の状況を十分に精査の上、取組を進める必要があります。

★図表 3-10 施設を長寿命化して 80 年まで使う場合のライフサイクルコストのイメージ



(7) 今後の改築・改修等経費試算

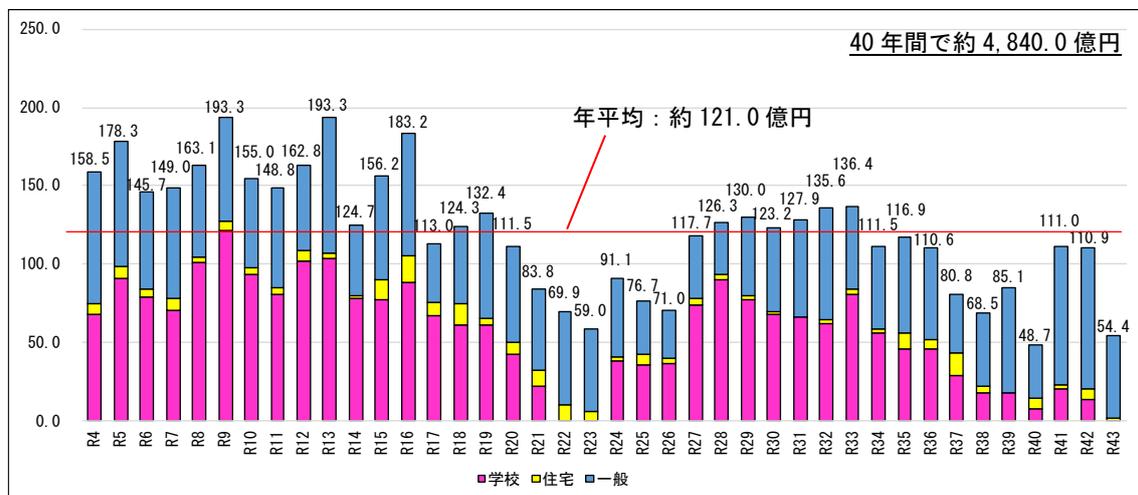
令和4年度以降の40年間でかかる区立施設の改築・改修等経費を試算しました。本章の「(4) 区立施設の建築年度別の整備状況」からも読み取ることができますが、学校施設については、建築年度から60年など改築時期を一律に定めた場合には、この10年程度の期間に改築時期が集中することになります。厳しい財政状況等を踏まえると、1つの年度で対応することができる改築等の取組には限りがあります。

そこで、本試算においては、施設の長寿命化に向けた対応なども含め、杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)を踏まえて、学校施設については、現在の延床面積が標準規模(小学校7,200㎡、中学校7,500㎡)を下回る場合には標準規模で改築することと仮定したほか、概ね年2校ずつ改築をするなど取組時期を平準化し、計画的に進めた場合の状況を集計しました。また、その他の施設においても、廃止等により改築が不要となる施設を集計から除外するなど、第1次実施プランの取組の一部を反映させています。

その結果、今後40年間の改築・改修等の経費は、約4,840.0億円、年平均約121.0億円となりました。

財政負担の平準化の観点から見た場合、「(4) 区立施設の建築年度別の整備状況」のグラフ(16ページ、図表3-7参照)の波と比較すると、施設の更新時期のピークを迎えるこれからの10年程度の波が、緩やかになっていることがわかります。しかしながら、令和5年度から13年度にかけて、200億円に迫るような年度が散見されるため、個別の建物の状態等を見極めた上で、改築・改修等の実施時期を前後させるなど、財政負担のさらなる平準化を図るとともに、再編整備の取組を推進し、財政負担の軽減を図る必要があります。

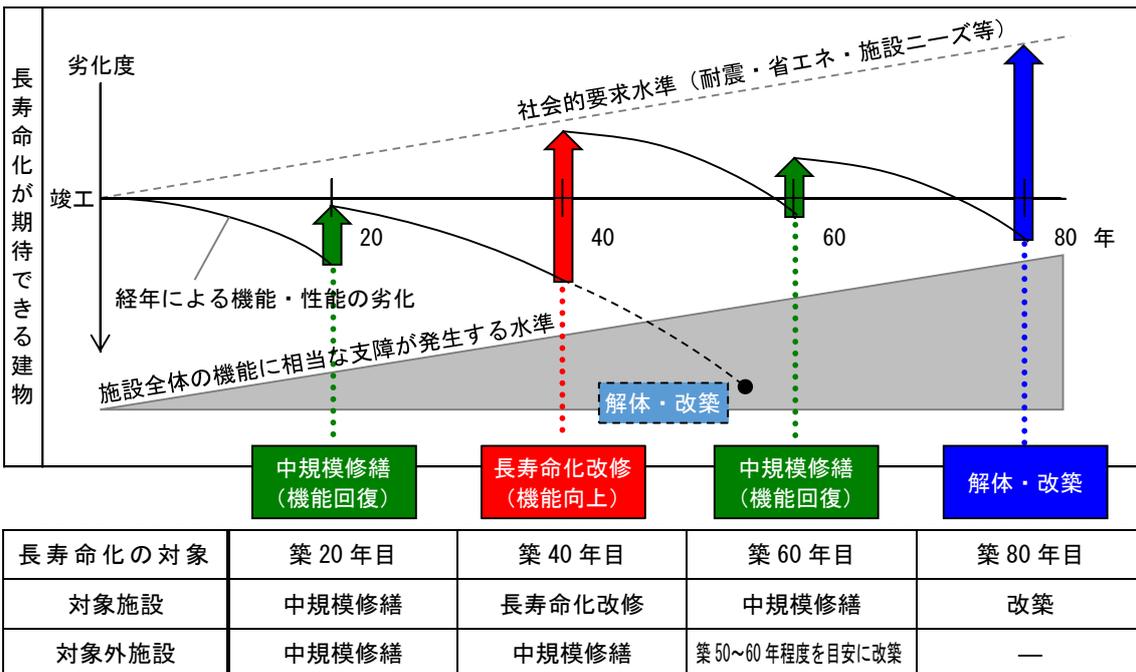
★図表3-11 今後40年間の改築・改修等経費試算



<試算条件>

改築	<p>○次の施設については、築 80 年で改築すると仮定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び公営住宅の内、長寿命化が期待できる建物 ・前記以外の建物で、延床面積が 1,000 m²以上の建物であり、かつ長期間の休館等の対応が可能な施設。 <p>○上記以外の建物については、築 60 年で改築すると仮定した。なお、改築後、施設の規模や使用用途に応じて、長寿命化が期待できる建物については、それ以降の試算を築 80 年のサイクルに合わせた。</p> <p>○該当の築年数を経過している建物は、直近の 10 年間のどこかで改築を行うと改定し、10 年間で均等に経費を配分した。</p> <p>○学校施設においては、現在の施設の延床面積が「学校施設整備計画」で定めた標準規模を下回る場合には、標準規模で改築するものと仮定した。</p>
中規模修繕	<p>○築後、20 年ごとに実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の 10 年間で均等に修繕を行うと仮定した。</p>
長寿命化改修	<p>○築 40 年目で実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の 10 年間で均等に改修等を行うと仮定した。</p>
その他	<p>○原則として、建築年度を基準として集計した。ただし、次の場合については、改築・改修等の実施時期を調整している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期計画において、長寿命化改修を実施した施設については、長寿命化改修実施時期を基準として、それ以降の取組を集計 ・学校については、第 1 次実施プランで定めた改築・改修等の時期を反映させるとともに、それ以降の取組については、年 2 校ずつ改築するものとして、改築・改修等の実施時期を調整 <p>○第 1 次実施プランで、廃止等、改築を要しないこととした施設は、試算から除外した。</p>

★図表 3-12 長寿命化に向けた改築・改修等のイメージ



(8) 有形固定資産減価償却率の推移

長期にわたって使用する建物等は、年数の経過とともに価値が減少していくものと考えられます。減価償却とは、会計上の資産である建物等の取得に要した支出を、取得した段階で全額を経費（費用）として計上するのではなく、その資産が使用できる期間にわたって、価値の減少として分割して費用計上する会計処理をいいます。毎年の価値の減少分が減価償却費であり、その累計額が減価償却累計額です。

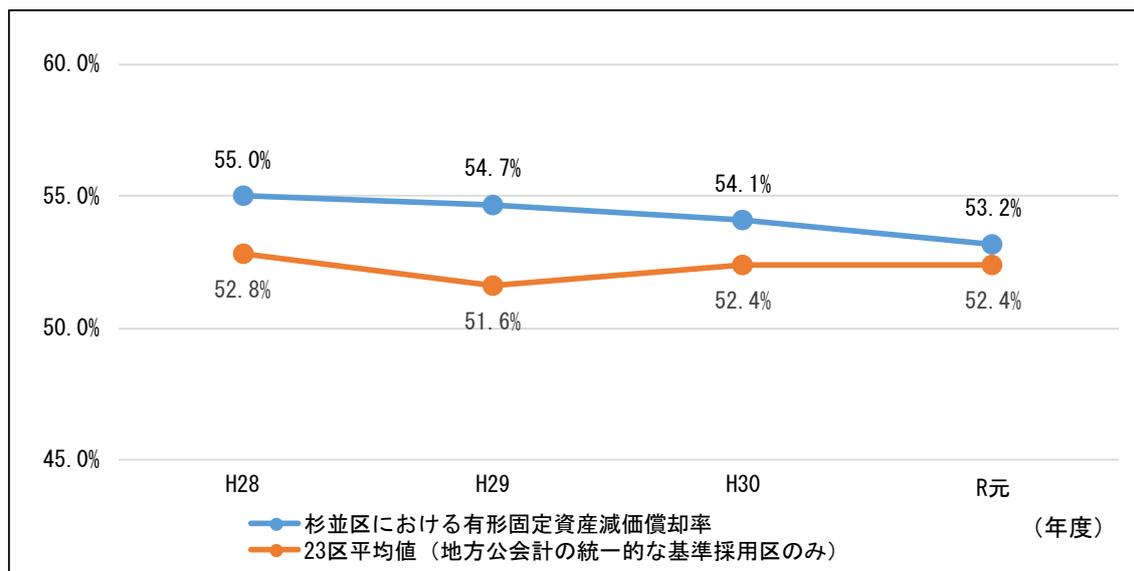
有形固定資産減価償却率は、建物等の取得価額等に対する減価償却累計額の割合のことです。これにより、資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化し、その資産の経年の程度を把握することができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産の減価償却累計額}}{\text{償却対象有形固定資産の取得価額合計}}$$

取得価額等に対する減価償却累計額の比率が100%に近いほど、資産を取得してからの経過年数が長くなるので、古くなった建物が多くなっていることが伺えます。

杉並区の有形固定資産減価償却率（事業用資産）は、53.2%と他区と比較するとやや高めの数値になっていますが、施設の更新を着実に進めており、減少傾向にあります。

★図表 3-13 有形固定資産減価償却率の推移



(9) 区立施設の課題

第3章では、ここまで区立施設を取り巻く状況を様々な資料から確認してきました。ここでは、これらを振り返りつつ、区立施設を適切に維持管理・更新等していくに当たっての課題について整理します。

まず、今後の人口の推計からは、区においても将来的な人口減少や人口構造の変化が避けられない状況にあることが確認できます。こうした人口の変化については、財政面に影響が生じることが考えられます。例えば、人口減少等による生産年齢人口の減少は、特別区税などの税収の減少につながると考えられるほか、高齢者人口の人数・割合の増加は、歳出における扶助費の額や割合の増加につながることが考えられます。加えて、コロナ禍の影響による歳入減の可能性なども含めると、今後、区立施設へ充てることができる予算については、現在よりも厳しい状況になることが想定されます。

次に、区立施設の建築年度別の整備状況からは、すでに築50年以上を迎え、改築等の検討をする必要がある施設が、延床面積を基準に捉えた場合、区立施設全体の29.1%（25.0万㎡）を占めるなど、学校を中心に数多く存在しています。施設の改築等には多大な費用がかかります。1か年における財政負担には限界があるため、改築時期の平準化に向けた取組を計画的かつ継続的に進めていく必要があります。

さらに、区立施設にかかるコストの状況からは、ランニングコストが大きな財政負担となることがわかります。「第2章 これまでの取組の成果と課題」で、取組を進めてきた中での課題として触れましたが、学校や保育園等の改築においては、これまでよりも延床面積の規模が大きくなる傾向があります。こうした状況が続くと、自ずとランニングコストも増加することになることから、教育環境等を確保しながら延床面積の増加を抑制する取組が必要となります。

一方、例えばこの間の保育需要の増加などからも見て取れますが、施設に対するニーズは、時代とともに変化していきます。その時代に必要な施設ニーズに対しては、量・質を踏まえて的確に対応していく必要があります。そうした中で、民間事業者の力を活用しながら、可能な限り区の支出を抑えて施設ニーズへの対応を図ってきました。

今後の厳しい財政状況を踏まえると、安全・安心で良好な施設サービスを提供し続けるためには、より一層のコストの削減が必要です。そのためには、引き続き、施設再編整備の取組による施設の老朽化等への対策を進めることに加え、施設の適切な保全や財源確保の取組、施設を経営資源として捉えた有効活用の取組などを進める必要があります。こうした多岐にわたる取組をより効果的に進めるため、「施設マネジメント」の観点から、組織横断的に区が一体となった、総合的な対応が求められています。

第4章 基本方針

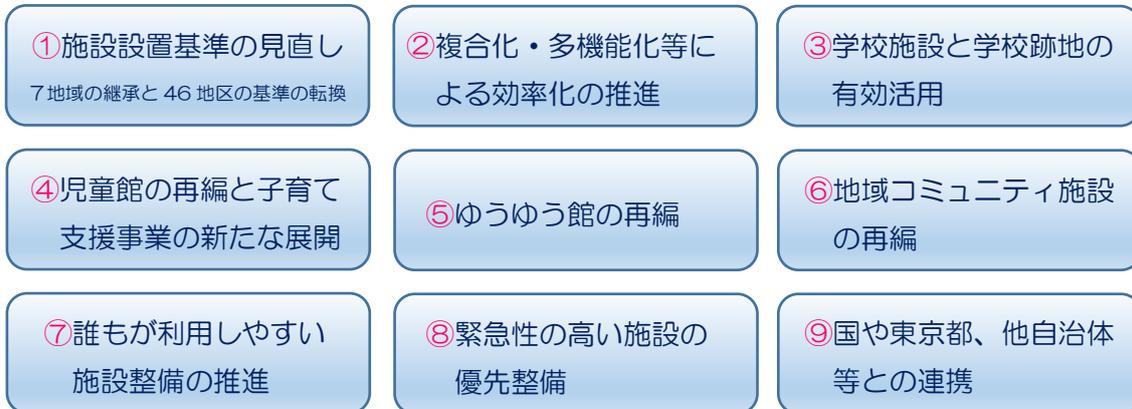
(1) 基本方針の前提となる考え方

▶① 第1期計画の基本方針等の継承

第1期計画では、下図に示す9つの基本方針の下、区立施設の老朽化対策と合わせて、新たな行政ニーズへの対応や、施設の有効活用などの取組を進めてきました。第2章で示したこれまでの取組の成果を踏まえると、新たな行政需要に応じた施設の再編整備の推進や、施設整備・運営の効率化の観点、今後の取組においても必要です。また、第3章で示した区立施設を取り巻く現状を踏まえると、施設の老朽化対策を一層推進するとともに、施設規模の適正化によるイニシャルコスト・ランニングコストの縮減など、財政負担の軽減に向けた取組が引き続き必要となります。

そこで、第2期計画においては第1期計画で掲げた9つの基本方針のほか、この間、取り組んできた施設の長寿命化や民間活力の導入の考え方を継承することを基本とし、施設再編整備の取組を継続的に推進していきます。

★図表 4-1 第1期計画における9つの基本方針



⇒第1期計画の9つの基本方針の内容については、資料編(138ページ)を参照。

▶② 施設マネジメントの推進の必要性

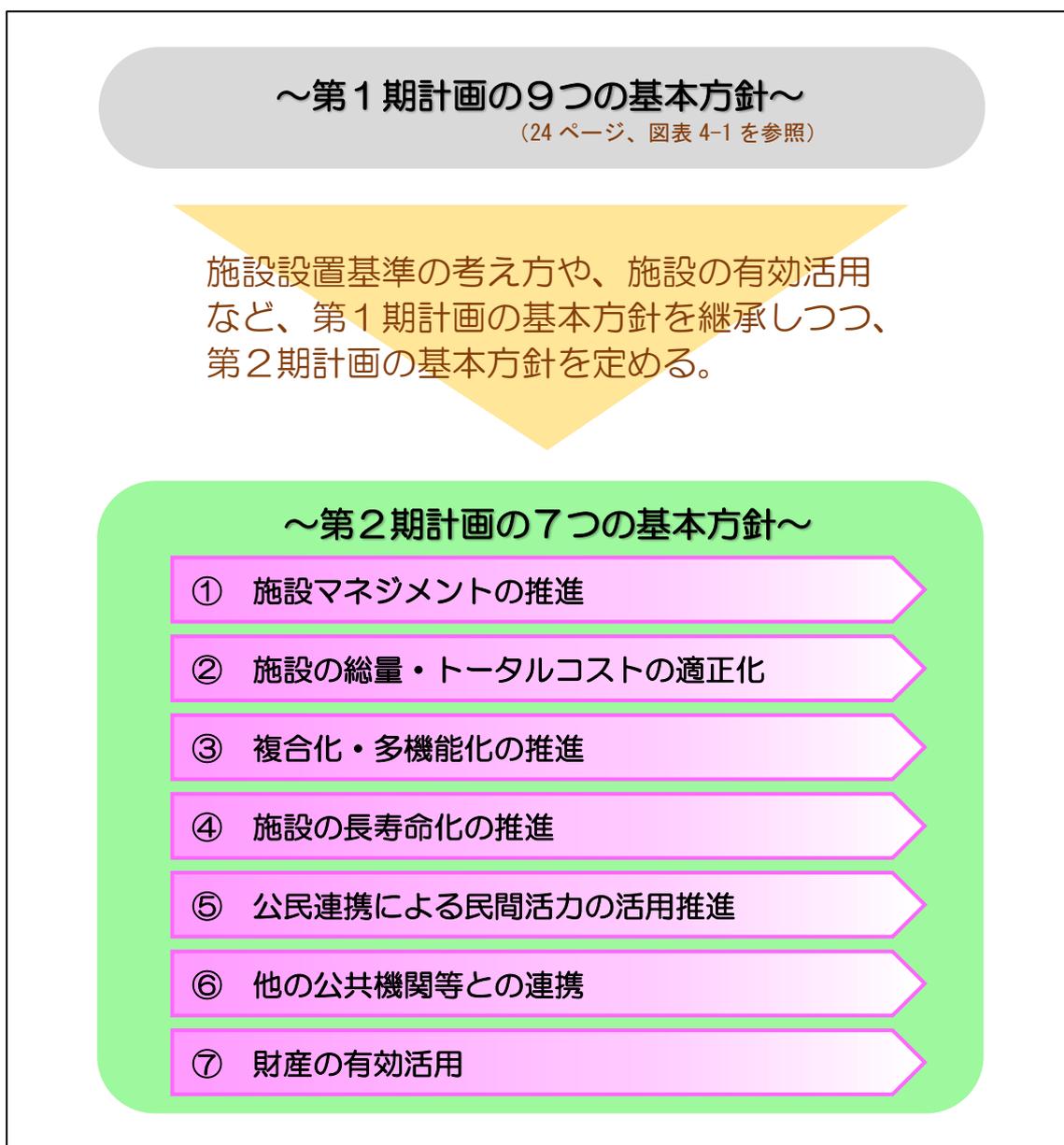
区立施設の適切な管理を推進するためには、施設の再編整備の取組だけではなく、日常からの適切な保全の実施や、改築・改修等に向けた予算の確保、ライフサイクルコストの削減に向けた施設維持管理の適正化など、多角的な取組が必要です。また、区立施設を経営資源として捉えた歳入確保策の検討など、新たな取組を進める観点から、全ての区立施設を総合的にマネジメントする必要があります。

(2) 第2期計画の基本方針（7つの基本方針）

第2期計画では、第3章で示した区立施設の現状や、前ページにおける基本方針の前提となる考え方を踏まえて、安全・安心な施設サービスの提供、新たな行政ニーズへの対応、持続可能な行財政運営の実現を図るため、以下のとおり、7つの基本方針を定めることとします。

これらの基本方針に則って、施設再編整備の取組を進めることにより、次世代に大きな負担を押し付けることなく、今後も必要な施設を将来の世代に適切に引き継いでいきます。

★図表 4-2 第1期計画の基本方針を継承した第2期計画の7つの基本方針



方針① 施設マネジメントの推進

- 区立施設の再編整備については、施設の老朽化対策を進める必要性から、財政状況を踏まえつつ将来を見据えて、複合化・多機能化や施設ニーズの変化等に伴う新たな施設への転用・機能継承などを推進し、主に施設の改築等において効率的・効果的な取組となるよう進めてきました。
- しかし、区立施設の更新時期のピークを迎える中、今後の財政状況等を考えると、施設再編整備の推進に当たっては、新たに整備する施設を含め全ての区立施設を対象として、自治体経営の視点から、長期的な展望に立ち、効率的な施設整備はもとより、維持管理経費などのランニングコストの一層の削減や、区立施設を経営資源として捉えた有効活用策など、多岐にわたる取組を総合的に進めていく必要があります。
- 例えば、施設の長寿命化等に向けた適切な維持管理や定期的な保全、施設の改築・改修に向けた計画的な財源の確保、委託化・指定管理化などを含めた管理運営の効率化等の取組も必要となります。また、歳入確保の観点から、余剰スペースを民間事業者に貸し出し賃料収入を得るなど、新たな取組を進めることも考えられます。
- 第2期計画については、このような幅広い視点をもって、これまで以上に効率的・効果的に取組を推進していくため、自治体経営の視点から区の施設を経営資源と捉え、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に行っていく施設マネジメントを推進していきます。

方針② 施設の総量・トータルコストの適正化

- 老朽化している区立施設については、施設の安全性や快適性を確保するため、適切な時期に改築又は長寿命化するなど施設ニーズに応じて適切に対応をしていきます。また、新たな行政需要に向けて整備が必要な施設については、しっかりと対応していきます。
- 一方、厳しい財政状況や将来的な人口減少等を踏まえると、改築等を含む施設の整備に当たっては、スリム化を図るなど真に必要な規模に抑えていく必要があります。こうした規模の適正化は、施設整備にかかるイニシャルコストを抑えるだけでなく、将来にわたってかかるランニングコストが抑制されることから、トータルコストの適正化につながります。
- そこで、改築を検討するに当たっては、対象となる施設の持つ機能の必要性や将来的なサービス需要に加え、民間サービスの活用の余地などについて十分に精査し、改築の適否について判断します。そして、改築をする場合には、施設の用途に応じた適正規模を精査した上で、可能な限り、延床面積を少なくするような施設整備とすることや、複合化・多機能化を推進し、効率的な施設整備を促進します。
- また、第3章「区立施設の現状と課題」で示したとおり、施設にかかるライフサイクルコストの大部分はランニングコストであるため、これを縮減する必要があります。改築等、施設整備の際の取組による施設規模の総量の適正化のほか、効率的な維持管理体制の構築など施設維持管理方法の見直しや、より環境性能が高い設備の導入等によるランニングコストの縮減を促進し、トータルコストの適正化を図ります。

方針③ 複合化・多機能化の推進

- 施設の改築・改修等の際は、複合化・多機能化を促進します。この取組により、受付窓口や通路部分などの共用化や、組み合わせる施設相互の機能の補完や相乗効果を生み出し、施設整備の効率化や施設サービスの向上を図ります。
- 特に、区立施設の延床面積の約半分を占める学校施設においては、改築等の検討を進めるに当たり、子どもたちに望ましい教育環境を確保した上で、効率的な施設整備の観点から、周辺施設等との複合化を基本としていくなど、教育環境との相乗効果を創出しながら、地域コミュニティの核となる開かれた施設づくりを目指します。また、地域住民の生涯学習やスポーツ活動の場として活用するなど、運営においても学校施設の利活用を促進し多機能化するなど、施設の有効活用を図ります。

方針④ 施設の長寿命化の推進

- 第3章で示したとおり、第2期計画の計画期間である令和4年度から12年度においては、昭和30～40年代に建築された学校施設等を筆頭に、次々と区立施設の更新時期を迎えることとなります。
- こうした区立施設の老朽化対策を進めるに当たり、老朽化した施設の更新との両輪として施設の長寿命化を推進することで、施設の有効活用や財政負担の軽減・平準化を図り、着実に区立施設の老朽化対策を進めていきます。
- 「杉並区区立施設長寿命化方針」で定めた施設長寿命化の方針に則り、長期間の休館が可能であるなど長寿命化改修工事の対応が可能な施設で、施設規模等を踏まえて費用対効果が見込める施設については、構造躯体が健全であることを踏まえて区立施設の長寿命化を推進します。
- 長寿命化の対象とする施設については、築40年目を目安に長寿命化改修を実施することで、施設の開設当時から変化したニーズに応えつつ、築80年程度を目標に施設を使用します。

方針⑤ 公民連携による民間活力の活用推進

- 施設の更新や維持管理には、多額の経費が必要になります。そのため、経費の抑制、歳入確保の観点から、民間事業者の資金や経営ノウハウ等を積極的に活用し、施設運営の効率化を図ることが必要になります。
- 効率的な施設整備や維持管理の手法、施設廃止後の跡地活用や余剰スペースの有効活用などの検討に当たっては、民間事業者のアイデアを生かした区民サービス向上の観点から、サウンディング型市場調査（※1）の実施や、施設の整備・維持管理や運営にPPP/PFI手法（※2）の導入を検討するなど、多角的な視点から民間活力の活用を促進します。
- こうした取組を進めるに当たり、区と民間事業者等とが継続的に対話等を行う場を創出するなど、より効果的に公民連携を進めるため、施設の有効活用等に関する「公民連携プラットフォーム」の構築に向けて、検討を進めます。
- また、施設サービスの提供は、必ずしも区が施設を保有しなければ実現できないということではありません。例えば、他自治体においては、学校におけるボールの授業を民間のスポーツ施設で実施している例などがあります。「施設」から「サービス」への発想の転換を行い、民間事業者が提供するサービスの活用を図るため、民間事業者と連携し、行政・民間の垣根を超えた施設サービスの提供に向けた検討を進めます。

※1 サウンディング型市場調査とは

公有地の活用や民間サービスの導入などの取組における内容・公募条件等を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者の意向調査や民間事業者との直接対話を行い、取組の内容・公募条件等に関する整理を行うものです。

これにより、区にとっては事業検討に向けて市場性の有無やアイデアを把握するほか、検討段階における公平性・透明性を確保できるなどのメリットがあります。また民間事業者にとっても自らのノウハウと創意工夫を取組に反映し、参入しやすい環境とすることができます。

※2 PPP/PFI手法とは

PPPとは、国や地方自治体が民間事業者と連携して公共サービスを提供する一連の手法のことで、パブリック・プライベート・パートナーシップのアルファベットの頭文字を取ったもの。PFIとは、PPPの手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間事業者の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共施設の整備・サービスの提供を図る手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）。なお、指定管理者制度などもPPPの手法の一つに数えられます。

方針⑥ 他の公共機関等との連携

- 新たな施設の整備や既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国
有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地などを視野に、財政
負担の軽減を図ります。
- また、区内にある国や東京都などが管理する公共公益施設についても区立施
設と同様に老朽化が進んでいます。区立施設の再編整備にあたっては、各公共
公益施設の効率的な建て替えを推進するため、区民の利便性向上やまちの活
性化等の観点から、関係機関等と連携し、情報共有を図りながら、取組を進め
ます。

方針⑦ 財産の有効活用

- 未利用の施設やスペースがある場合、施設の有効活用や収益確保の観点から、
区立施設を経営資源として捉え、民間事業者に貸し出して歳入を得るなどの
取組を推進するほか、状況に応じて売却なども視野に検討します。
- また、統廃合や移転改築などにより跡地となった建物については、周辺施設の
改築の際の仮設施設とするなど有効に活用していくほか、建物の構造躯体や
設備の状況、周辺施設の状況等を踏まえて、その時々々の行政需要に応じて他用
途へ転用するなど、有効に活用していきます。

第5章 将来像

区立施設に関する現在の状況

老朽化した建物が数多くあり、次々と更新時期を迎えます。

勉強できる場所があるといいな

時代の変化に合わせてライフスタイルが変わり、施設に対するニーズも変わっています。

少子高齢化の進展による社会保障費の増加などにより、施設に使える予算には限りがあるため、全ての施設をそのまま維持することは困難です。

予算

これらの解決に向けて、例えば次のような施設再編整備の取組を進めていきます

複合化・多機能化	施設の長寿命化	民間活力の導入
複合化・多機能化により施設整備の効率化を図るとともに、施設の融合による新たなサービスを提供します。	構造躯体が健全な建物は、より長く使うことで、改築時期を分散し、財政負担を平準化します。	民間事業者のアイデアを活かして、より良いサービスの提供をするとともに、区の歳出を削減します。

施設再編整備の取組を進めることによる将来像

- 老朽化した施設については、施設ニーズを踏まえて、改築又は長寿命化するなど計画的に対応していきます
- 将来にわたって必要な施設サービスが持続できるよう、施設にかかるトータルコストを適正化していきます
- 改築等に当たっては、変化するニーズを的確にとらえ、魅力的な施設を整備していきます

施設再編整備の取組により、必要な施設サービスを将来にわたり提供し、次の世代に、より良いまちを引き継いでいきます。

第6章 推進体制

第4章において示した本計画の基本方針を踏まえた、施設マネジメントを推進するためには、施設所管課のほか、計画部門、財政部門等の所管課が連携し、組織一体となって対応していく必要があります。

下図の概念図のとおり、施設マネジメントを推進するためには、施設の状況を的確に把握し、組織として共有することが、施設を考える土台となるため、施設に関する基礎的な情報を一元的に管理する必要があります。その際、公会計情報等との連携を図ることが有効な手段と考えられます。

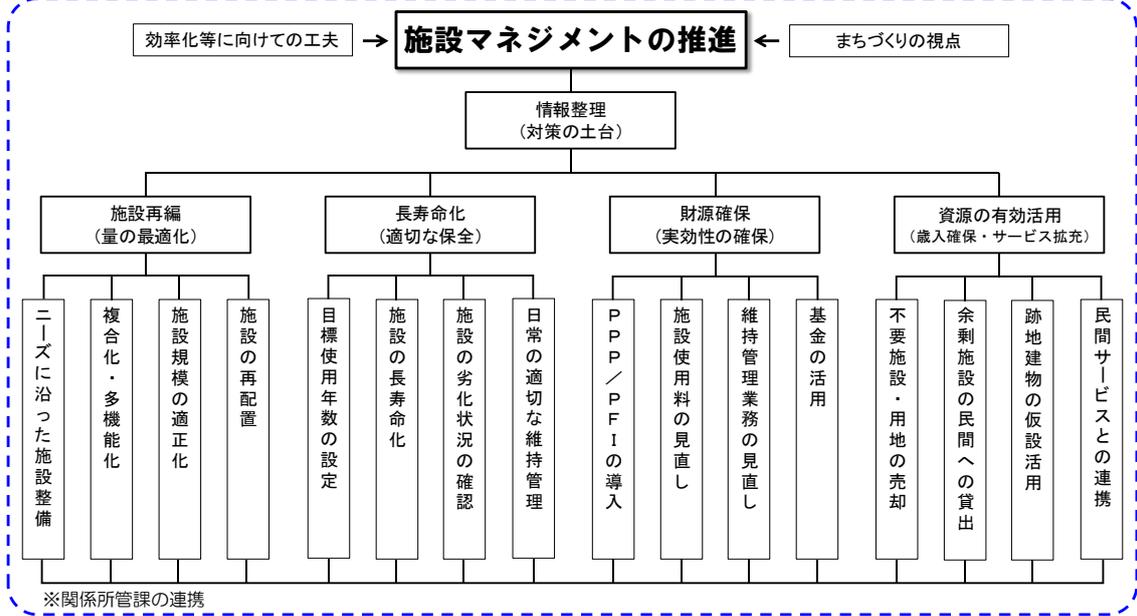
また、施設の再編整備のほか、長寿命化に向けた日常的な維持管理、適切な時期に実施する修繕・改修等の進め方の管理、それを実現するため基金等を活用した財源確保に加え、歳入確保や施設サービスの拡充の観点から、民間サービスを含めた資源を有効に活用する取組も必要です。

さらに、施設ニーズは、地理的な特性や生活圏域によっても変化することから、施設マネジメントを推進するに当たっては、まちづくりに関する視点も欠かせません。

施設マネジメントの推進に当たっては、こうした多岐にわたる様々な観点が求められることから、関係する所管課が綿密に連携し、全体調整を図りながら取組を進めていきます。

取組を進めるに当たっては、取組の必要性や考え方などを区民に分かりやすく説明するとともに、区民の意見・要望を丁寧に聴きながら進めていきます。

★図表 6-1 区立施設の総合的なマネジメント概念図



杉並区立施設再編整備計画（第2期）

第1次実施プラン

令和4～6年度（2022～2024年度）

第1章 基本的な考え方

(1) 第1次実施プランの策定に当たって

杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン（以下「第1次実施プラン」という。）は、第2期計画の具体的な実施計画として、同計画の基本方針を踏まえて、令和4年度から6年度までの3か年の取組を定めたものです。各取組については、杉並区実行計画との整合性を図りながら進めていきます。

⇒計画期間に関する図表については、第2期計画（4ページ）を参照

(2) 対象とする施設

再編整備の対象とする区立施設については、区が所有する建物のほか、民間事業者等から借り上げて区が使用する施設を含む、施設全般とします。このほか、行政需要に基づき、区有地、国や東京都の公有地を活用して民間事業者が整備する取組についても対象とします。なお、道路や橋梁等のインフラ施設については、対象としません。

第2章 施設分類ごとの取組

■ 取組の全体像

● 施設分類と具体的な取組

<p>(1) 小学校、中学校、特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した学校施設の改築等 学校施設の長寿命化 済美養護学校中等部の移転 学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 学校跡地の有効活用 	<p>(9) 生涯学習施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設の長寿命化改修 科学の拠点の整備
<p>(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブの整備 小学生の放課後等の居場所 乳幼児親子の居場所 中・高校生の新たな居場所 その他児童館の移転、跡地活用等 	<p>(10) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな体育施設の整備
<p>(3) 保育園、子供園</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立保育園の改築及び移転後の跡地等への民間事業者による保育所整備等 区保育室及び定期利用保育事業の廃止 子供園の改築・改修 	<p>(11) 障害者（児）施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者（児）施設に関する取組
<p>(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域区民センターの改築及び長寿命化改修 コミュニティふらっとの再編整備 区民事務所会議室の廃止に向けた検討 	<p>(12) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 区営住宅建替候補団地等の検討 都営住宅の移管に関する検討
<p>(5) その他集会所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 杉並会館に関する取組 産業商工会館に関する取組 	<p>(13) 庁舎、その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎に関する取組 職員会館に関する取組 子ども家庭支援センターに関する取組 児童相談所の整備 杉並清掃事務所等に関する取組 旧杉並中継所の跡地活用に関する取組 済美教育センターに関する取組
<p>(6) ゆうゆう館</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆうゆう館のコミュニティふらっとへの機能継承 	<p>(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所</p> <ul style="list-style-type: none"> 有料制自転車駐車場に関する取組 自転車集積所の跡地活用
<p>(7) その他高齢者施設（民営施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム整備の検討 	<p>(15) 公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 多世代が利用できる公園づくり 区立施設の移転等による跡地を活用した公園整備 地域の核となる公園整備 （仮称）荻外荘公園の整備
<p>(8) 図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域図書館の移転改築等 高円寺地域の新たな図書館に関する検討 図書館移転後の跡地活用 	<p>(16) 民営化宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方の検討

■各取組の記載内容について

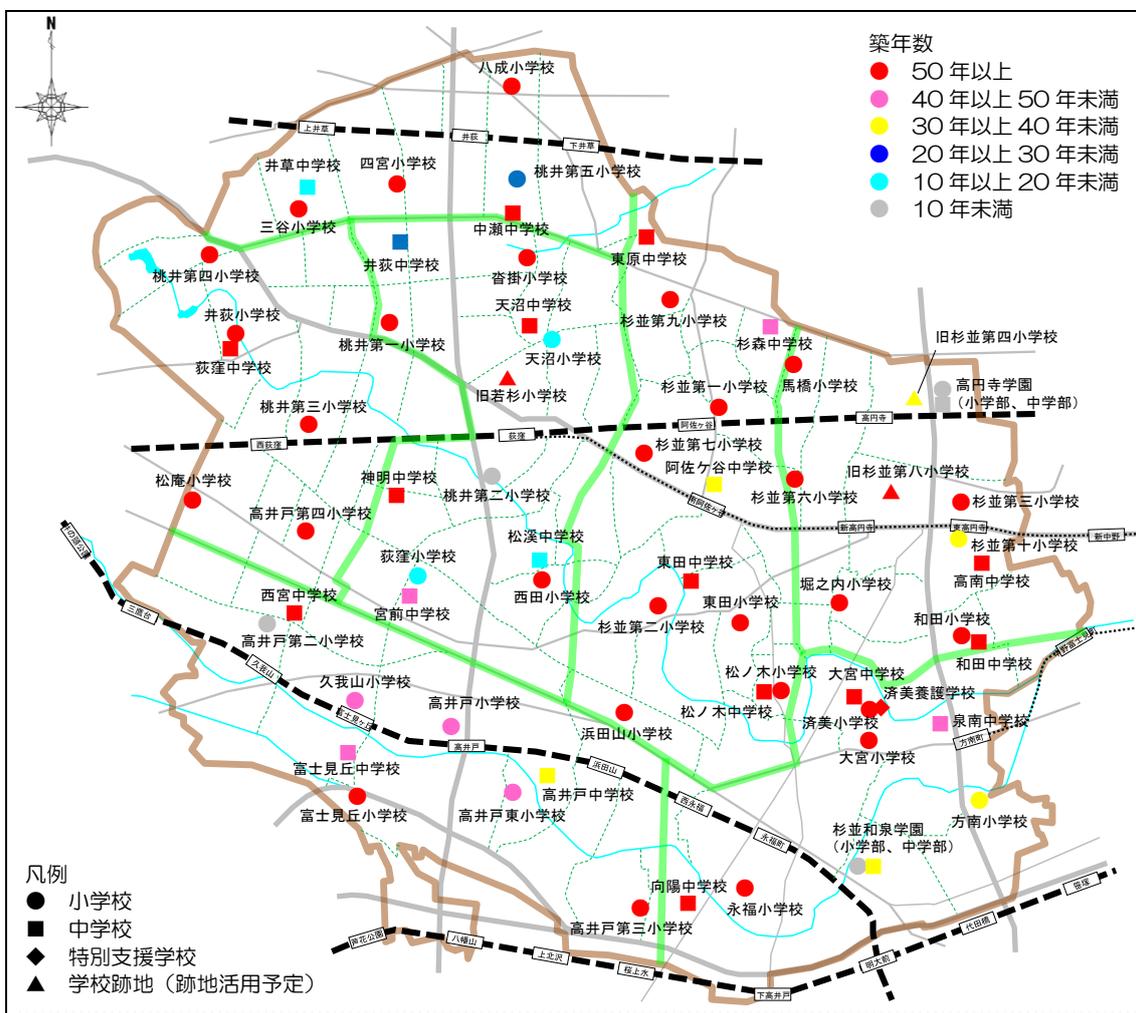
- 「施設の概要」欄には、第1次実施プランの計画期間である令和4～6年度に取組を進める施設の設置目的等を記載しています。なお、施設数及び平均規模等は、令和3年4月1日現在（学校施設及び子供園については令和3年5月1日現在）のものを、平均利用率等は令和2年度の実績値をそれぞれ記載しています。また、平均規模や平均稼働率等は概算です（令和2年度の各施設は、新型コロナウイルス感染症対策として終日休館や緊急事態宣言の発出に伴う利用時間の短縮などを行っています。）。
- 「施設の配置」は、主に「施設の概要」欄に記載のある施設等について、令和3年4月1日現在の状況を記載しています。ただし、区外の施設については、記載していません。
- 「課題と再編整備の方向性」については、各施設におけるこれまでの施設の状況を踏まえた課題や、第1期計画の基本方針を踏まえた今後の再編整備の方向性について記載しています。
- 「具体的な取組」及び「実施スケジュール」は、これまでの取組との連続性がわかるよう令和3年度の取組を記載するとともに、第1次実施プランで対象とする令和4～6年度の取組について記載しています。
- 「実施スケジュール」に記載されている財政効果額は、令和4～6年度に施設が開設されるなどによって完了する取組（6年度中に建築などが完了し、7年度当初に開設等する取組も含む）に係る金額を掲載しています。詳細については、資料編「第1次実施プランにおける財政効果額」（140ページ）を参照してください。

(1) 小学校、中学校、特別支援学校

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模
小学校	40	6,474 m ²
中学校	23	7,285 m ²
特別支援学校	1	4,772 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

学校施設については、小学校、中学校等を合わせて全 64 校の内、41 校が築 50 年を経過するなどの状況があり、早急に老朽化対策を進める必要があります。老朽化対策の手法としては、杉並区立学校施設整備計画（第 2 次改築計画）に示した長寿命化判定フロー（※）を基本に、建物の状態などを踏まえて、「長寿命化」する学校と「改築」する学校とを判断し、計画的に取組を進めていきます。

昭和 50 年代をピークに減少傾向にあった児童・生徒数が、近年、増加傾向にあるため、必要に応じて増築なども含め現在の需要に対応する一方、中・長期的な視点で見ると人口減少が予測されていることから、学校施設の長寿命化改修や改築に当たっては、将来の児童・生徒数の減少を見据え、施設用途の変更に对应可能な柔軟性のある施設づくりが求められます。また、小学校においては、学びの場にとどまらず、子どもの安全・安心な放課後等の居場所として学校施設を有効に活用することが求められており、学校内での学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の実施などを進めていきます。

このような背景をもとに、今後の学校施設の長寿命化改修や改築に当たっては、子どもたちに望ましい教育環境を確保した上で、他施設との複合化・多機能化を促進しながら地域に開かれた学校施設を目指す取組を進めるなど、より一層、地域コミュニティの核となる施設としていきます。なお、改築の際には、適切な施設規模を確保しつつ、学校施設のスリム化を図ります。

また、統合又は移転後の学校跡地については、学校の敷地という区内では貴重な大規模用地であることを踏まえ、地域の意見・要望を丁寧に聴きながら、将来に渡る行政需要を見据えて、民間活力の導入も含め様々な角度から検討した上で、有効に活用していきます。

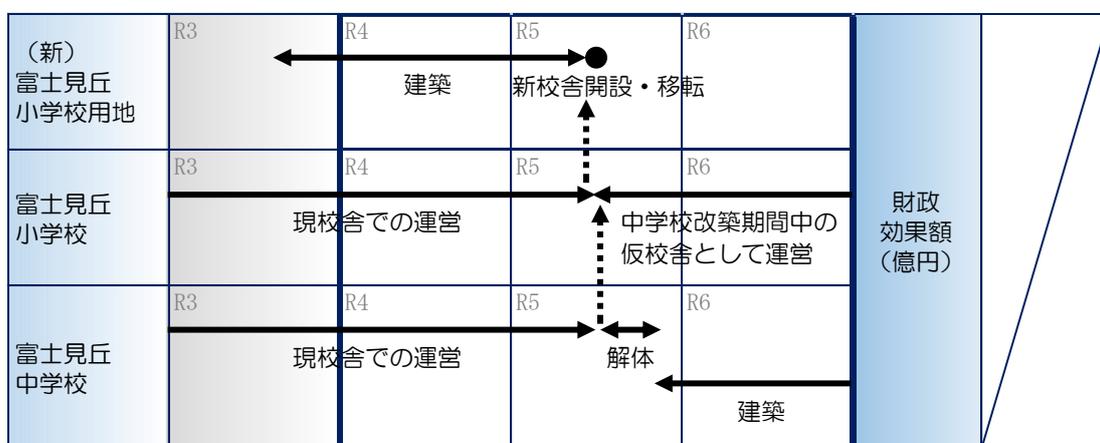
⇒※長寿命化判定フローについては、資料編（144 ページ）を参照。

具体的な取組、実施スケジュール

<老朽化した学校施設の改築等>

【富士見丘小学校の移転改築及び富士見丘中学校の改築（一体的整備）】

- 富士見丘小学校は、富士見丘中学校の隣地に令和5年度に移転改築する取組を進めています。また、富士見丘中学校については、富士見丘小学校との一体的な整備を進める考えから、小学校移転後の空いた校舎を仮校舎として活用して、現在の学校用地で改築します。
- なお、移転改築に当たっては、近隣の高井戸西児童館の学童クラブの機能及び小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転します。



⇒富士見丘小学校移転後の跡地活用については、45ページを参照。

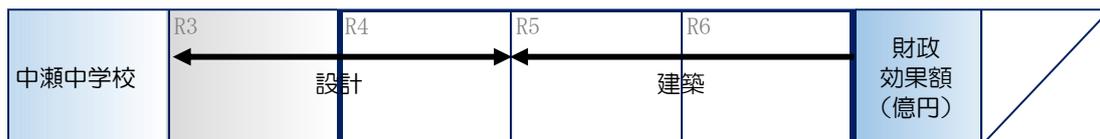
【杉並第二小学校の改築】

- 杉並第二小学校は、現在、改築に向けた取組を進めており、令和5年度中に新校舎を開設します。



【中瀬中学校の改築】

- 中瀬中学校は、現在、改築に向けた取組を進めており、令和5年度に新校舎の建築に着手します。



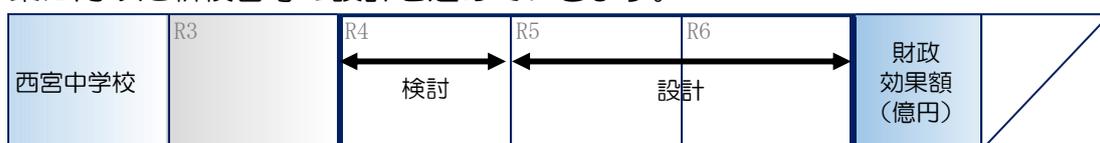
【神明中学校の改築】

○神明中学校は、令和4年度以降、改築に向けた新校舎等の設計を進めていきます。



【西宮中学校の改築】

○西宮中学校は、近隣の宮前図書館等との複合化を視野に、令和5年度以降、改築に向けた新校舎等の設計を進めていきます。



【杉並第一小学校の移転改築】

○杉並第一小学校は、阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりによる土地区画整理事業に基づき、近隣の総合病院の移転後の敷地に令和10年度に移転改築する予定です。これに向けて、令和6年度以降、移転改築に向けた新校舎等の設計を進めていきます。

○なお、移転改築に当たっては、近隣の阿佐谷児童館の学童クラブの機能及び小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転します。



⇒杉並第一小学校移転後の跡地活用については、44ページを参照。

【天沼中学校の改築】

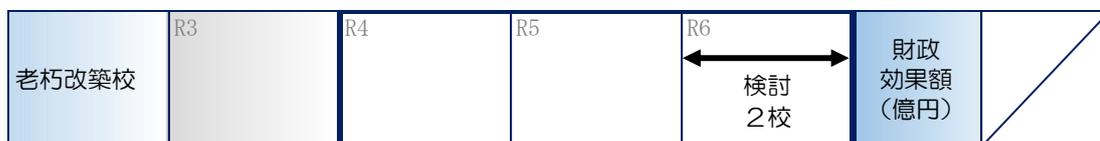
○天沼中学校は、令和6年度以降、改築に向けた新校舎等の設計を進めていきます。

○改築に当たっては、近隣施設等との複合化の可能性について検討します。



【今後の改築校の検討】

○令和6年度に、今後の改築校2校について検討します。



【天沼小学校の増築】

○児童の教育環境を向上させるため、不足している普通教室等の確保・充実を図る観点から、校舎を増築します。

天沼小学校	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
	← 増築 →					

【高井戸小学校の増築】

○児童の教育環境を向上させるため、不足している普通教室等の確保・充実を図る観点から、校舎を増築します。

○なお、増築に当たっては、高井戸学童クラブ（校内育成室）を整備するとともに、高井戸児童館の小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内に移転します。

高井戸小学校	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
	← 検討 →		← 設計 →			
			← 増築 →			

＜学校施設の長寿命化＞

【久我山小学校の長寿命化改修】

○久我山小学校は、長寿命化が期待できる建物として、長寿命化改修を実施します。

久我山小学校	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
		↔ 改修 ↔ (夏季休業期間を中心に概ね3か年に分けて実施)				

＜済美養護学校中等部の移転＞

【済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転】

○特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加しており、今後も増加することが見込まれています。これまで、校舎の増築等により対応してきましたが、これ以上、済美養護学校の敷地内で対応することは困難になっています。そのため、今後の需要の増加を見据え、済美養護学校については、教育環境の整備を図る観点から、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度に中等部を移転します。

済美教育センター	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	23.7
		← 設計 →		← 増築・改修 →		

<学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施>

【学童クラブの小学校内での実施】

○学童クラブについては、小学校内で実施していくことを基本とし、余裕教室等の活用のほか、敷地の一部の活用や学校改築に合わせた整備などにより、計画的な移転を進めます。第1次実施プランでは、桃井第三小（西荻北学童クラブ）、八成小（井草（第二）学童クラブ）、桃井第一小（桃井（第二）学童クラブ）、富士見丘小（高井戸西学童クラブ）、高井戸小（高井戸学童クラブ）の各学童クラブについて、小学校内で実施していきます。

学童クラブ	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	実施 西田（荻窪☆） 杉並第三 （高円寺東☆） 香掛（本天沼☆）	実施 桃井第三（西荻北） 八成（井草☆） 桃井第一（桃井☆）		実施 富士見丘 （高井戸西） 高井戸（高井戸）		

※（ ）内は、対応する学童クラブ名。

※「☆」印が付いている学童クラブは、第二学童クラブとして実施。

【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

○放課後等の学校施設を活用した小学生の放課後等居場所事業については、新たに8校で実施していきます。

放課後等 居場所事業	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	実施 松ノ木 東田 永福	実施 井荻 桃井第三	実施 高井戸第三	実施 方南 富士見丘 高井戸 久我山 杉並第七		

<学校跡地の有効活用>

【旧若杉小学校の跡地活用】

- 旧若杉小学校の跡地については、校庭及び体育館を引き続き災害発生時の避難場所として活用しつつ、今後の本格活用を見据えて、旧校舎内等で運営する施設等の移転先の検討を進めます。
- 保育室若杉については、令和6年度末に廃止します。また、北校舎で運営する民間保育所は、天沼保育園移転後の跡地に、令和6年度末に移転します。
- さざんかステップアップ教室「荻窪教室」及び重症心身障害児通所施設わかば等については、当面の間、運営を継続しながら、今後の移転先について検討を進めます。

保育室若杉	R3	R4	R5	R6	● 廃止	財政 効果額 (億円)	
北校舎 民間保育所	R3	R4	R5	R6	● 移転		
さざんかス テップアップ 教室・わかば	R3	← 移転先検討・移転 →		R6			

【旧杉並第四小学校の跡地活用】

○旧杉並第四小学校の跡地については、既存の校舎等を長寿命化改修した上で、令和5年度の開設に向けて、下表の施設を整備します。

施設	整備概要
高円寺北子供園	<ul style="list-style-type: none"> 3年保育に拡充するため、南側建物を改修し、現在の北側建物から移転するとともに、既存の子供園スペースの一部をホールに改修して活用します。
科学の拠点 ・ 集会機能	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の施設に出向き科学の魅力発信等を行うとともに、日々進展する最先端の科学に触れ、いつ来ても新たな発見が得られる参加型・体験型の企画を提供する場として、「科学の拠点」を民間事業者が整備・運営します。 地域の方々が多目的に利用することができる集会機能を区が整備し、民間事業者が運営します。

○科学の拠点等では、震災救援所機能を維持します。また、グラウンドについては、高円寺学園の部活動等を補完するための場としても活用します。

高円寺北 子供園	R3	R4	R5	R6	● 3歳児保育拡充	財政 効果額 (億円)	52.5
	北側建物で運営	→	←	→			
科学の拠点	R3	R4	R5	R6	● 開設		
	設計	←	改修	→	● 南側建物へ移転		

【旧杉並第八小学校の跡地活用】

○旧杉並第八小学校の跡地については、既存の校舎等を解体し、令和6年度中に下表の施設からなる（仮称）高円寺図書館等複合施設を整備するとともに、既存の体育館を生かしつつ、令和7年度の開設に向けて既存の校庭と同程度のオープンスペースを確保した（仮称）杉並第八小学校跡地公園を整備します。

施設	整備概要
高円寺図書館	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の高円寺図書館を移転改築します。
（仮称）コミュニティ ふらっと高円寺南	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館との複合施設として新たに整備します。 • 東京高円寺阿波おどり等の地域のイベントに向けた活用もできるよう、防音に配慮した多目的室を設置します。 • ゆうゆう高円寺南館を機能継承します。 ※高円寺中央会議室は、当コミュニティふらっとの整備に伴い廃止します。
高円寺東保育園	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の高円寺東保育園を移転改築します。 • 中核園及び障害児指定園としての機能を最大限発揮できるよう、必要なスペースを確保します。

○（仮称）高円寺図書館等複合施設は、中・高校生の新たな居場所としても活用します。

○（仮称）高円寺図書館等複合施設及び（仮称）杉並第八小学校跡地公園については、震災救援所機能を維持するとともに、地域の防災倉庫や新たな災害備蓄倉庫の設置等、防災に配慮した施設としていきます。

（仮称） 高円寺図書館 等複合施設	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 （億円）	18.3
	設計	←	建築	開設		
（仮称） 杉並第八小 学校跡地公園	R3	R4	R5	R6		
	←	設計	←	公園整備		

【杉並第一小学校移転後の跡地活用】

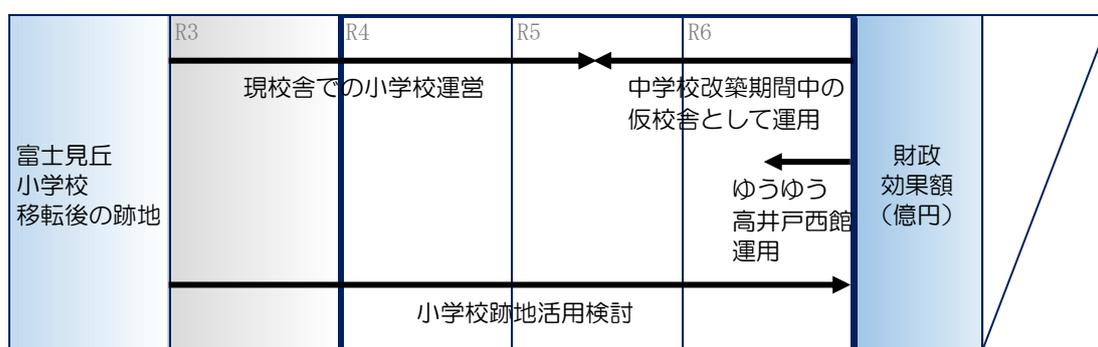
○杉並第一小学校移転後の跡地については、「杉並第一小学校等施設整備等方針」（平成29年5月策定）を踏まえて、検討を進めます。

杉並第一 小学校 移転後の跡地	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 （億円）	
			←	検討		

⇒杉並第一小学校の移転改築については、40ページを参照。

【富士見丘小学校移転後の跡地活用】

- 富士見丘小学校・富士見丘中学校の一体的な整備に当たり、富士見丘小学校が新校舎へ移転した後については、既存の校舎を富士見丘中学校の改築期間中の仮校舎として活用します。また、機能移転後の高井戸西児童館跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと高井戸西の工事期間中におけるゆうゆう高井戸西館の代替活動場所として活用します。
- 小学校・中学校の一体的整備が完了した後の小学校跡地については、地域の意見・要望を丁寧に聴きながら、行政需要等も踏まえつつ、民間活力の導入も含め様々な角度から有効活用策を検討します。



⇒富士見丘小学校・富士見丘中学校の一体的な整備については、39ページを参照。

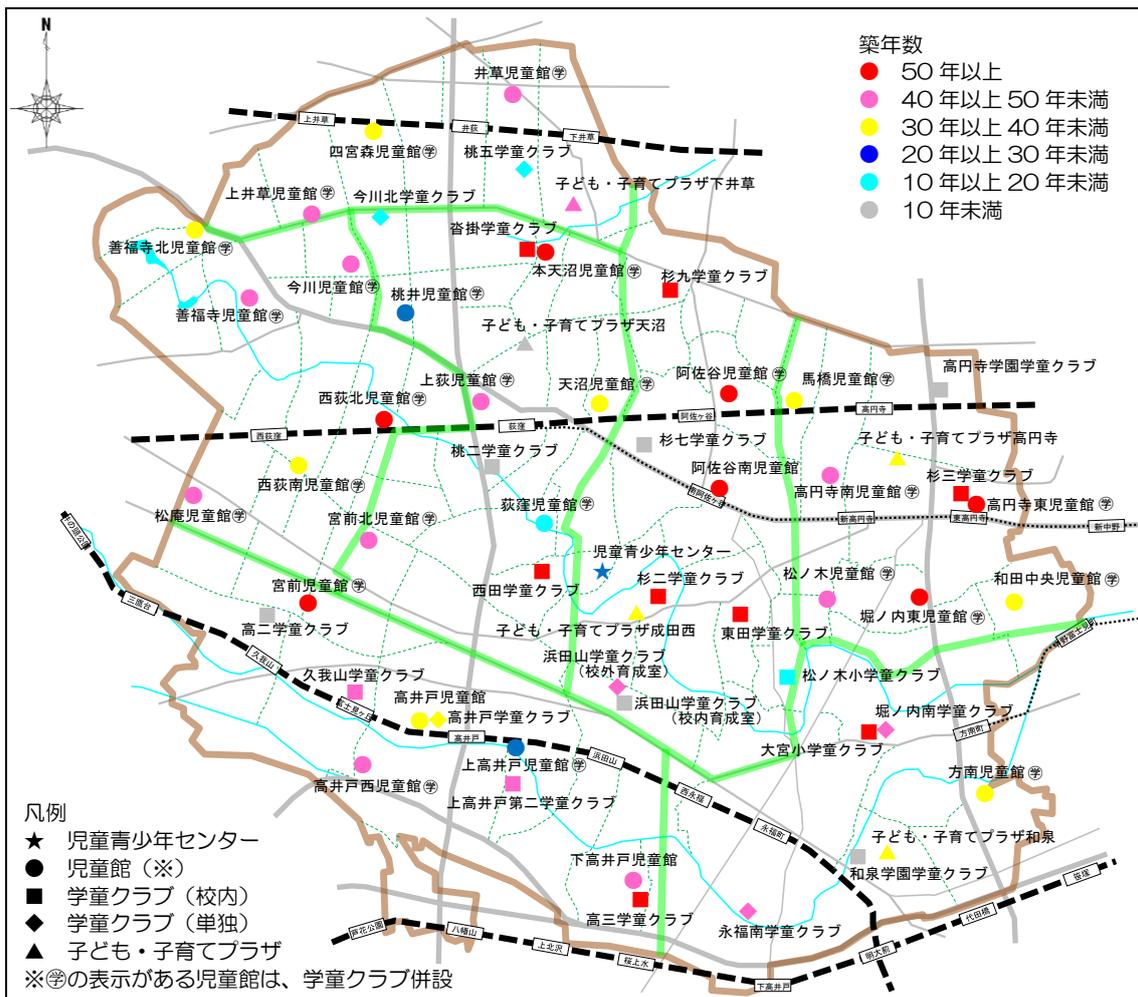
(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ

施設の概要

施設種別		設置目的	施設数	平均規模
児童青少年センター※		0歳から18歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき設置	1	2,379㎡
児童館			29	481㎡ (学童クラブ育成室除く)
学童クラブ	児童館内	保護者が就労などにより、昼間留守になる家庭の児童を対象にした放課後等の生活の場として設置	26	132㎡
	小学校内・単独設置		23	330㎡
子ども・子育てプラザ		子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う、地域子育て支援拠点として設置	5	704㎡

※中・高校生を主な利用対象とする大型児童センター（呼称：ゆう杉並）

施設の配置



課題と再編整備の方向性

児童館は、子どもの健やかな成長と子育てを支援する施設としての役割を果たしてきましたが、社会状況の変化とともに、求められるニーズが大きく変化してきています。特に、学童クラブを含む小学生の放課後等の居場所や子育てを支援する乳幼児親子の居場所は、そのニーズが多様化するとともに増加しており、児童館という限られたスペースの中では、対応に限界が生じています。

こうした状況等を踏まえ、第1期計画では、児童館施設の再編整備による「子どもの居場所づくり」の取組を進めており、現在、区内約3分の1の地域で小学校や子ども・子育てプラザを中心にした居場所づくりが進んでいます。

今後も、すべての地域において「子どもの居場所づくり」の取組が早期に実現できるよう、引き続き、以下の①～④のとおり、児童館施設の再編整備に取り組んでいきます。

再編整備の取組により、小学校等に機能を移転した児童館施設（子ども・子育てプラザ等に転用する施設を除く）については、建物の状況を踏まえて新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」への転用を図るなど、有効に活用していきます。

▶① 小学生の居場所【学童クラブ】（小学校内等での実施）

学童クラブについては、今後の需要を踏まえるとともに、より安全・安心な環境を整えるため、学校改築に合わせた整備や余裕教室、敷地の一部等を活用し、小学校内で実施していくことを基本とします。このほか、小学生の放課後等の居場所の機能が移転した後の児童館施設が小学校に近接する場合や、学童クラブとして活用可能なスペースが小学校に近接する場所にある場合には、これらを学童クラブに活用するなど、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境を確保する取組を進めていきます。

▶② 小学生の居場所【放課後等居場所事業】（小学校内での実施）

放課後や夏季等の学校休業期間中の学校施設を活用した放課後等居場所事業を、全校での実施に向けて、段階的に実施していきます。放課後等居場所事業では、学校や学校関係者等の地域住民と連携して、安全・安心な居場所と、遊びや様々な体験活動等を提供していきます。

▶③ 乳幼児親子の居場所（子ども・子育てプラザの整備と気軽に立ち寄れる居場所の確保）

子ども・子育てプラザは、乳幼児親子同士の交流や乳幼児の安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座・講習を実施するなど、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として、7地域に各2か所（計14か所）設置

します。その早期実現に向けて、小学校等に機能を移転した児童館施設等を活用して段階的に整備していきます。

これに加えて、小学校の通学区域程度の距離で、気軽に立ち寄れる居場所を確保できるよう、こうした範囲に子ども・子育てプラザがない地域については、コミュニティふらっとを整備する際に乳幼児室を設置したり、図書館など乳幼児親子の利用する施設における乳幼児親子がくつろげるスペースを活用するなどにより乳幼児親子の居場所を確保します。

▶④ 中・高校生の居場所（ゆう杉並の充実と新たな居場所づくり）

児童青少年センター（ゆう杉並）は、中・高校生の文化、芸術、スポーツ等の自主的活動の支援、交流の居場所の提供、相談支援等、中・高校生を応援する大型児童センターです。区内唯一の施設として、より利用しやすい施設となるよう、運営の充実に取り組んでいきます。

また、中・高校生の新たな居場所づくりの取組においては、永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設を活用し、気軽に集い、交流ができる居場所を提供しています。これに加えて、旧杉並第八小学校跡地に整備する（仮称）高円寺図書館等複合施設を活用した居場所づくりを進めていきます。

具体的な取組、実施スケジュール

<学童クラブの整備>

【小学校内への学童クラブの整備】

- 西荻北、高井戸西、高井戸の3か所の学童クラブを小学校内で実施するほか、井草、桃井の2か所の学童クラブについては、児童館施設で実施している学童クラブに加え、小学校内においても新たに第二学童クラブを開設し、受入枠を拡大します。

学童クラブ	整備手法
西荻北	桃井第三小学校内の旧桃三ふれあいの家跡地等を活用して移転整備
高井戸西	富士見丘小学校の移転改築に合わせて移転整備
高井戸	高井戸小学校の増築に合わせて移転整備（※）
井草☆	八成小学校内の旧八成ふれあいの家跡地等を活用して整備
桃井☆	桃井第一小学校の敷地を活用して学童クラブ棟を整備

※高井戸小学校の増築に合わせて、高井戸児童館併設の高井戸学童クラブの一部を小学校内に移転しますが、当面の学童クラブの需要に対応するため、校外育成室を現在の施設内に残置します。

	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
小学校内での 実施	実施 荻窪☆(西田) 高円寺東☆ (杉並第三) 本天沼☆(香榎)	実施 西荻北(桃井第三) 井草☆(八成) 桃井☆(桃井第一)		実施 高井戸西 (富士見丘) 高井戸(高井戸)		

※（ ）内は、対応する小学校名。

※「☆」印が付いている学童クラブは、第二学童クラブとして実施。

【機能移転後の児童館施設を活用した学童クラブの整備】

- 方南児童館については、小学生の放課後等の居場所の機能を方南小学校内に移転します。また、方南児童館に併設するゆうゆう方南館は、方南区民集会所を改修して転用する（仮称）コミュニティふらっと方南に機能継承します。
- 方南学童クラブについては、機能移転後の児童館施設及び機能継承後のゆうゆう方南館を活用して、受入枠を拡大します。
- このほかの児童館についても、学童クラブ需要に対応するため、児童館施設等の改修による学童クラブ受入枠の拡大にも引き続き取り組みます。

	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
機能移転後の 児童館施設を 活用	実施 永福南			実施 方南		

【小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備】

- 旧保育室善福寺跡地を活用して、善福寺学童クラブを移転整備します。
- 和泉第二災害備蓄倉庫の用地を活用して、和泉学園学童クラブの校外育成室を整備し、受入枠を拡大します。

小学校に近接するスペースの活用	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
	← 実施 善福寺 和泉学園☆ →					

※「☆」印が付いている学童クラブは、校外育成室として実施。

＜小学生の放課後等の居場所＞

【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

- 放課後等居場所事業の小学校内での実施については、校庭や教室などを活用し、第1次実施プランでは新たに8校で実施していきます。

放課後等居場所事業	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
	← 実施 大宮(松ノ木) 成田(東田) 永福南(永福) →					
		← 実施 善福寺(井荻) 西荻北(桃井第三) →				
			← 実施 下高井戸 (高井戸第三) →			
				← 実施 方南(方南) 高井戸西 (富士見丘) 高井戸 (高井戸・久我山) 阿佐谷南 (杉並第七) →		

※ () 内は、対応する小学校名。

<乳幼児親子の居場所>

【子ども・子育てプラザの整備】

- 機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺を整備し、令和4年度中に開設します。
- 機能移転後の下高井戸児童館施設を転用して、(仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸を整備し、令和5年度中に開設します。なお、下高井戸児童館との複合施設であるゆうゆう下高井戸館については、当面の間、現在の場所に存置し、子ども・子育てプラザとの複合施設としますが、将来的に近隣にコミュニティふらっとを整備する際に機能継承し、建物全体を子ども・子育てプラザとして拡充します。
- 機能移転後の高井戸児童館施設(併設施設を含む)を転用して、(仮称)子ども・子育てプラザ高井戸を整備する取組を、令和7年度の開設に向けて進めます。なお、同施設の一部は、高井戸学童クラブの校外育成室として活用します。
- 阿佐谷地域区民センターとの複合施設として移転改築する阿佐谷児童館については、杉並第一小学校の移転改築後、小学生の放課後等の居場所の機能を同小学校内に移転し、(仮称)子ども・子育てプラザ阿佐谷に転用することを見据えます。
- 高井戸西子供園の改築に当たり、旧宮前自転車集積所跡地に整備する仮園舎については、子供園の改築後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前に転用することを見据えます。

子ども・子育てプラザ	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	17.5
	西荻・高井戸地域への整備検討	改修 開設 善福寺 ※善福寺児童館活用	改修 開設 下高井戸 ※下高井戸児童館活用	改修 高井戸 ※高井戸児童館活用		

※(仮称)子ども・子育てプラザ阿佐谷及び(仮称)子ども・子育てプラザ宮前の整備については、令和4~6年度までの取組はありません。

<中・高校生の新たな居場所>

【中・高校生の新たな居場所の確保】

- 令和6年度中に旧杉並第八小学校跡地に整備する(仮称)高円寺図書館等複合施設内の高円寺図書館と(仮称)コミュニティふらっと高円寺南のスペースを活用し、中・高校生にとって使いやすい居場所を確保していきます。

中・高校生の新たな居場所	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	
	●実施 永福三丁目複合施設			●実施 (仮称)高円寺図書館等複合施設		

＜その他児童館の移転、跡地活用等＞

【阿佐谷児童館の移転・複合化等】

- 阿佐谷児童館は、阿佐谷地域区民センターとの複合施設として、令和4年度に新施設に移転改築します。なお、本施設については、杉並第一小学校の移転改築後、学童クラブの小学校内への移転や、同小学校内での小学生の放課後等居場所事業の実施を前提に、子ども・子育てプラザへの転用を見据えます。

阿佐谷児童館	R3 建設	R4 ● 移転	R5	R6	財政 効果額 (億円)	1.8
--------	----------	---------------	----	----	-------------------	-----

【西荻北児童館の機能移転後の跡地活用】

- 西荻北児童館については、近隣の桃井第三小学校内へ、令和4年度に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の西荻北児童館施設は解体し、跡地には西荻北保育園の改築時の仮設園舎となる建物を整備します。

西荻北児童館 機能移転後の 跡地	R3	R4 ● 機能 移転	R5 ←→ 既存施設 解体	R6	財政 効果額 (億円)	
------------------------	----	---------------------	------------------------	----	-------------------	--

【阿佐谷南児童館の機能移転後の跡地活用】

- 阿佐谷南児童館については、近隣の杉並第七小学校内へ、令和6年度に小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の阿佐谷南児童館施設は解体し、跡地には区立児童相談所を整備します。

阿佐谷南児童館 機能移転後の 跡地	R3	R4	R5	R6 ● 機能 移転	← 解体 ← 建築	財政 効果額 (億円)	
-------------------------	----	----	----	---------------------	--------------	-------------------	--

【高井戸西児童館の機能移転後の跡地活用】

- 高井戸西児童館については、近隣に移転改築する富士見丘小学校へ、令和6年度に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の高井戸西児童館施設は解体し、(仮称)コミュニティふらっと高井戸西を整備します。

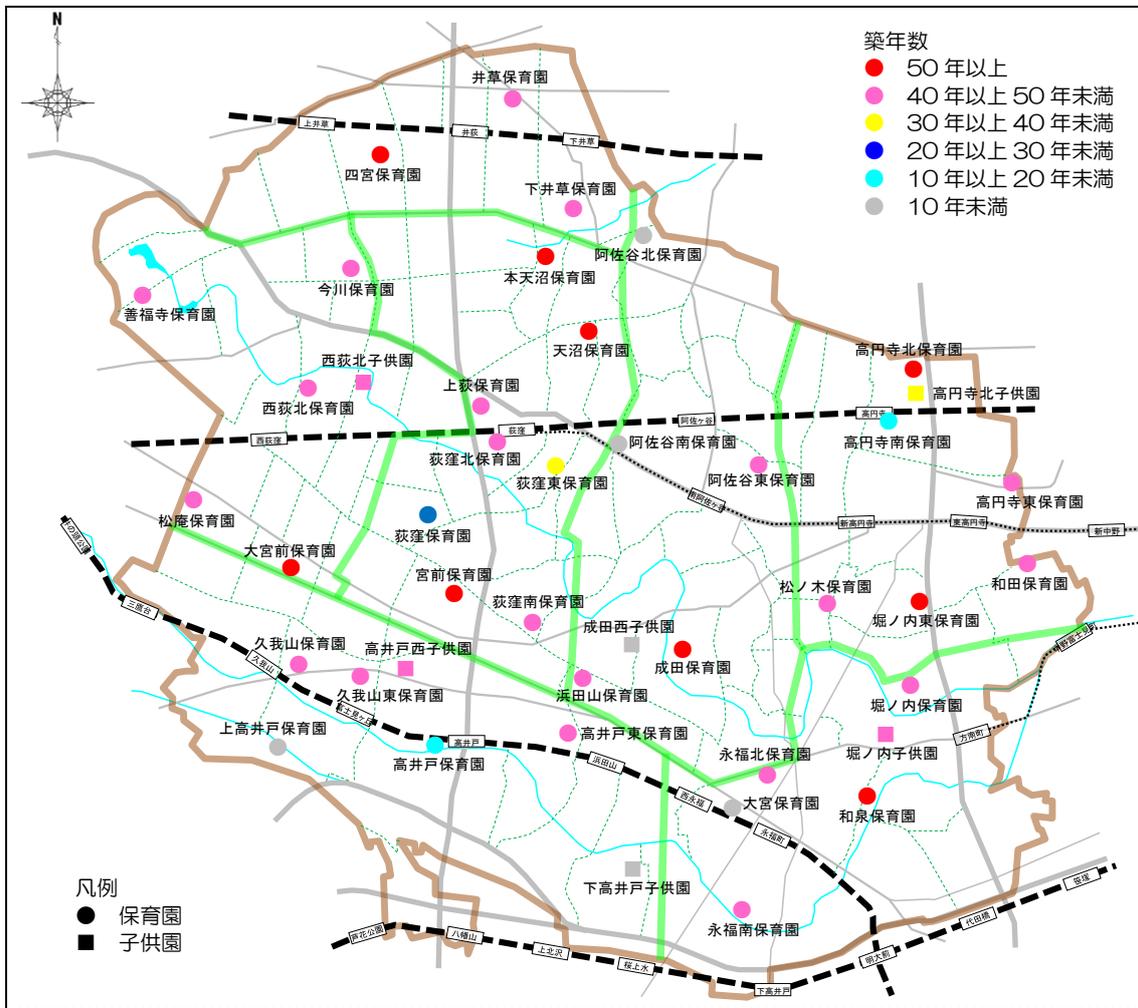
高井戸西児童館 機能移転後の 跡地	R3	R4	R5	R6 ● 機能 移転	← 解体	財政 効果額 (億円)	
-------------------------	----	----	----	---------------------	------	-------------------	--

(3) 保育園、子供園

施設の概要

施設種別	設置目的	施設数	平均規模
保育園	保護者が就労などで保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	37	706 m ²
子供園	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6	737 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

区では、女性の就業率の高まりに伴う保育需要の増加に対し、認可保育所を核に保育施設の整備を進めてきました。

認可保育所の整備に当たっては、民間保育事業者が自ら土地・建物を確保し整備を提案する手法のほかに、区立施設の再編整備等により生み出された施設・用地や国・東京都の公有財産、さらに国家戦略特区制度等を活用し、認可保育所の定員確保に努めました。加えて、老朽化した区立保育園の改築に当たっては、定員の拡充を図るとともに、仮園舎については、近隣にある複数の保育施設等の改築に有効活用してきました。

こうした取組により、認可保育所の定員確保を着実に進めることができ、認可外保育施設への入所も含め、平成30年4月には、待機児童ゼロを実現し、それ以降、4年連続待機児童ゼロを実現しています。しかしながら、希望しても認可保育所等に入所できない子どもが存在するため、希望する全ての子どもが認可保育所等に入所できることを前提とした施設整備を促進すると同時に、今後の認可保育所の整備に当たっては、園庭の確保等、保育の質の向上に資する取組を進めていきます。

また、区立保育園は、約8割が築40年を超えているため、将来的に施設の改築が必要となる時期が集中することが想定されます。今後は、将来的な保育需要や保育園の配置バランスなどを考慮しつつ、必要な施設について計画的な改築を進めていきます。

なお、区保育室・定期利用保育事業は、待機児童を解消するための緊急対策として整備してきましたが、認可保育所の整備が進み、区保育室・定期利用保育事業の利用者が減少傾向にあることから、今後の「待機児童ゼロ」の継続に影響を及ぼさないことを前提に、令和6年度末までに全ての施設を廃止します。

具体的な取組、実施スケジュール

<区立保育園の改築及び移転後の跡地等への民間事業者による保育所整備等>

【成田保育園の移転改築】

- 成田保育園は、旧成田西子供園跡地を活用して、コミュニティふらっと成田との併設施設として整備し、令和3年度中に移転します。
- 移転後の跡地については、現在の施設を解体した後、民間事業者が保育所を整備し、阿佐谷南児童館等に併設する保育所が移転します。

成田保育園	R3 → 建築 ● 移転	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	5.3
成田保育園 移転後の跡地	R3	R4 ← 解体	R5 ← 建築 (事業者)	R6 ● 保育所 移転		

【旧西田保育園・ゆうゆう西田館移転後の跡地への保育所整備】

- 令和元年度末をもって廃止した旧西田保育園及び令和3年4月に児童青少年センター敷地内に移転したゆうゆう西田館の跡地については、既存の建物を解体した後、民間事業者による保育所を整備し、令和4年4月に開設します。

旧西田保育園 等跡地	R3 ← 建築 (事業者)	R4 ● 開設	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
---------------	------------------------	---------------	----	----	-------------------	--

【旧高円寺北児童館跡地への保育所整備】

- 令和2年度に小学生の放課後等の居場所の機能を高円寺学園に移転した旧高円寺北児童館の跡地については、既存の建物を解体した後、民間事業者による保育所を整備し、令和4年4月に開設します。

旧高円寺北 児童館跡地	R3 ← 建築 (事業者)	R4 ● 開設	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
----------------	------------------------	---------------	----	----	-------------------	--

【旧上井草北自転車駐車場跡地への保育所整備】

- 令和3年度に移転した旧上井草北自転車駐車場の跡地については、民間事業者による保育所を整備し、令和4年4月に開設します。

旧上井草北 自転車駐車場 跡地	R3 ← 建築 (事業者)	R4 ● 開設	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
-----------------------	------------------------	---------------	----	----	-------------------	--

【久我山東保育園の移転改築】

○久我山東保育園は、近隣の久我山五丁目用地へ、令和4年度中に移転改築します。また、これに合わせて、併設する定期利用保育施設久我山東については廃止します。なお、保育園が移転した後の跡地については、隣接する富士見丘北公園と遊び場 113 番とを合わせ、一体的な都市計画公園として整備します。

久我山東 保育園	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	← 建築 →		● 移転			

【大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び
民営化】

○大宮保育園は、現在、永福三丁目複合施設内の保育所を仮園舎として活用し、運営しています。今後、大宮保育園旧園舎等の跡地を活用して民間事業者が整備する保育所に令和5年4月に移転し、民営化します。

○永福北保育園については、大宮保育園が改築工事期間中の仮園舎として使用していた永福三丁目複合施設内の保育所に令和5年度中に移転し、令和6年度に民営化します。なお、永福北保育園移転後の跡地については、済美養護学校中等部の移転に伴う済美教育センターの教育相談担当の移転先として活用します。

永福三丁目 複合施設内 保育所	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	13.4
	← 大宮保育園仮園舎として活用 →		● 永福北保育園 民営化 本園舎運営			
大宮保育園 旧園舎等跡地	⇔ 解体	← 建築 (事業者) 移転 →	● 民営化			
永福北保育園	R3	R4	R5	R6		
			● 移転			

【天沼保育園の移転改築及び民営化】

- 天沼保育園は、(仮称) 都営天沼二丁目団地内に整備する保育所に、令和5年度中に移転し、民営化します。
- 移転後の跡地については、現在の施設を解体した後、民間事業者が保育所を整備し、旧若杉小学校北校舎の保育所が移転します。

天沼保育園	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	12.0
天沼保育園 移転後の跡地	R3	R4	R5	R6		

【高円寺東保育園の移転改築】

- 高円寺東保育園は、旧杉並第八小学校の跡地を活用して整備する、(仮称) 高円寺図書館等複合施設に、令和7年度に移転します。
- 移転後の跡地については、現在の施設を解体した後、民間事業者による保育所を整備します。

高円寺東 保育園 (仮称) 高円寺図書館 等複合施設	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	18.3 (*)
	R3	R4	R5	R6		

(*) 44 ページ再掲

【堀ノ内東保育園の移転改築及び私立保育園転換】

- 指定管理者制度を導入している堀ノ内東保育園は、(仮称) 都営梅里一丁目団地隣接地を活用して民間事業者が整備した保育所に令和7年度に移転し、私立保育園に転換します。
- 移転後の跡地については、現在の園舎が老朽化した都営住宅との併設であることから、都営住宅の改築等の動向を踏まえつつ、有効活用策を今後検討します。

堀ノ内東 保育園	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	

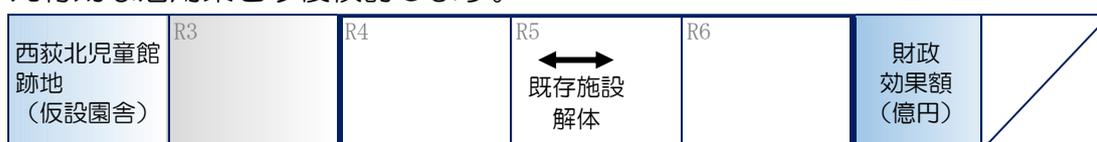
【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】

- 高井戸東保育園は、旧保育室浜田山東跡地に仮設園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 高井戸東保育園に併設するゆうゆう高井戸東館については、浜田山会館を転用して整備する（仮称）コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。



【西荻北保育園の改築】

- 西荻北保育園は、機能移転後の西荻北児童館施設を解体後、保育園の仮設園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 西荻北保育園に併設のゆうゆう西荻北館については、上荻窪会議室の廃止及びゆうゆう上荻窪館等が暫定移転した後の跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと上荻窪に機能継承します。
- 仮設園舎用地として活用した西荻北児童館跡地については、行政需要を踏まえ有効な活用策を今後検討します。



＜区保育室及び定期利用保育事業の廃止＞

- 区保育室及び定期利用保育事業については、本年4月に「待機児童ゼロ」を4年連続で実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、今後の「待機児童ゼロ」の継続に影響を及ぼさないことを前提に、令和6年度末までに全て廃止します。
- 廃止後の跡地については、施設の状況に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます（※）。

※定期利用保育施設久我山東が併設する久我山東保育園移転後の跡地については、隣接する富士見丘北公園と遊び場113番とを合わせ、一体的な都市計画公園として整備します。

保育室	R3 ● 廃止 荻窪第三 高円寺第二 堀ノ内	R4 ● 廃止 上井草西 南阿佐ヶ谷	R5 ● 廃止 下井草北 荻窪第四 高円寺	R6 ● 廃止 若杉	財政 効果額 (億円)	18.3
定期利用 保育事業	R3 ● 廃止 善福寺 和田堀 高井戸北 高井戸	R4 ● 廃止 久我山東※ 下井草 南阿佐ヶ谷第二	R5 ● ※令和5年2月の久我山東 保育園移転に合わせて廃止	R6		

< 子供の改築・改修 >

【高円寺北子供の3年保育への拡充及び保育環境の整備】

- 旧杉並第四小学校と併設する高円寺北子供園は、3年保育に拡充するため、南側建物を改修し、現在の北側建物から移転するとともに、既存の子供園スペースの一部をホールに改修して活用するなど保育環境を整備します。

高円寺北 子供園	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	52.5 (*)
	設計	北側建物 で運営	改修 南側建物 へ移転	ホール 改修 3歳児保育拡充		

(*) 43 ページ再掲

【高井戸西子供の改築】

- 高井戸西子供園は、旧宮前自転車集積所の跡地を活用して仮園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 仮園舎の建物については、高井戸西子供の改築期間中の仮園舎活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据えます。

旧宮前自転車 集積所跡地	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
高井戸西 子供園	R3	仮園舎設計	仮園舎建築	設計		

課題と再編整備の方向性

<地域区民センター>

地域区民センターは、区内7地域に1か所ずつ、区民相互の交流による良好なコミュニティ形成のための拠点施設として設置しています。集会室をはじめ、音楽室、工芸室、体育室、料理室などの多様な諸室を有し、地域団体の活動の場として、また、広く区民の趣味や文化活動を通じた交流の場として親しまれており、これらの機能は良好なコミュニティの形成に欠かせません。

地域区民センターの多くが築30～40年程度を経過しています。これまで、施設・設備の老朽化が著しい施設については、施設の長寿命化も見据え、大規模改修等を実施してきました。今後、それ以外の施設について、築40年を目安に、順次、長寿命化改修を実施することで、必要な保全を行うとともに、利用率の低い部屋については、新たなニーズへの対応やバリアフリー化の推進、防災拠点施設としての機能向上を図るなど改修し、より使いやすい施設としていきます。

<区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと>

区民集会所及び区民会館は、ゆうゆう館及び機能移転後の児童館施設と合わせて、施設の有効活用や、世代を超えた住民同士の交流による身近な地域におけるコミュニティ形成の観点から、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」として段階的に再編整備します。

コミュニティふらっとについては、再編整備等で生み出された施設・用地の活用のほか、他施設の改築時に合わせて複合化を図るなどの手法により、最終的には区内全体で30～40施設程度を整備します。

⇒※「コミュニティふらっとの概要（基本的な考え方）」については、資料編（142ページ）を参照。

<区民事務所会議室>

区民事務所会議室は、旧出張所が地域団体への支援を行っていた経緯から、町会や青少年育成委員会等の活動の場として活用するとともに、施設の有効活用の観点から、趣味や学習の場としても貸出を行ってきました。施設の老朽化が進む中、併設施設の更新方針との調整やバリアフリー化、無人管理であることなどが課題となっています。

施設・用地の有効活用を図る観点から、地域区民センター改修時の代替施設として活用するとともに、町会や青少年育成委員会等の活動を継承するための代替施設を確保した上で、段階的に廃止します。

具体的な取組、実施スケジュール

<地域区民センターの改築及び長寿命化改修>

【阿佐谷地域区民センターの移転改築】

○旧阿佐谷けやき公園プールの敷地を活用し、阿佐谷地域区民センター（産業商工会館の講堂（ホール）機能を補完する集会スペースを含む）・阿佐谷児童館を移転・複合化するとともに、立体都市公園制度を活用して屋上部分に整備する公園と施設周辺の地上部分に整備する公園とを合わせて阿佐谷けやき公園として整備します。

阿佐谷地域 区民センター	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	38.4
	→ 建築	● 移転 開設				

【高円寺地域区民センター（セシオン杉並）の長寿命化改修】

○セシオン杉並内にある高円寺地域区民センターは、築30年以上が経過し、設備の老朽化が著しいことから施設の長寿命化改修を実施します。

○改修においては、大規模災害時に、被災等により区役所本庁舎が使用できなくなった場合の本庁舎代替施設としての機能を備えるなど、防災機能を強化します。

○改修を契機とした建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、複合施設である社会教育センターと合わせたセシオン杉並全体の維持管理及び施設利用に関する業務を指定管理者が担います。

高円寺地域 区民センター	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	/
		← 改修 →	● 開設			

【荻窪地域区民センターの長寿命化改修】

○荻窪地域区民センターについては、長寿命化改修により必要な保全を行うとともに、諸室のレイアウトの見直しなどを行い、利便性の向上を図ります。

荻窪地域 区民センター	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	/
	← 検討 →	← 設計 →	← 改修 →			

<コミュニティふらっとの再編整備>

【コミュニティふらっと成田の再編整備】

- 成田西子供園移転後、既存建物を解体した後の跡地を活用してコミュニティふらっと成田を整備し、令和4年度に開設します。
- 本施設には、ゆうゆう浜田山館を機能継承します。また、本施設の整備により、成田会議室における町会や青少年育成委員会等の活動場所を確保することができるため、同会議室については廃止します。

コミュニティ ふらっと成田	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	→ 建築	● 開設				

【(仮称) コミュニティふらっと方南の再編整備】

- 方南区民集会所を改修して(仮称)コミュニティふらっと方南に転用し、令和5年度中に開設します。
- 本施設には、方南区民集会所及びゆうゆう方南館を機能継承します。

(仮称) コミュニティ ふらっと方南	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	1.6
		↔ 設計	↔ ● 改修 開設			

【(仮称) コミュニティふらっと本天沼の再編整備】

- 本天沼区民集会所を、増築・改修して、(仮称)コミュニティふらっと本天沼に転用し、令和6年度に開設します。
- 天沼区民集会所は、この地域にコミュニティふらっとが整備されることや、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、区立児童相談所の整備開始時期に合わせ、令和5年度末に未就学児を中心とした発達の特門相談を行う障害者施策課児童発達相談係の移転先等として転用します。
- 本施設には、本天沼区民集会所、天沼区民集会所及びゆうゆう天沼館を機能継承します。

(仮称) コミュニティ ふらっと 本天沼	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	3.1
		↔ 設計	↔ 増築・改修	● 開設		
天沼 区民集会所	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	3.1
		↔ 設計	↔ 改修	● 児童発達相談係 等開設		

【(仮称) コミュニティふらっと高円寺南の再編整備】

- 旧杉並第八小学校跡地に整備する(仮称)高円寺図書館等複合施設において、移転改築する高円寺図書館との複合化により整備し、令和6年度中に開設します。整備に当たっては、東京高円寺阿波おどり等の地域のイベントに向けた活用もできるよう、防音に配慮した多目的室を整備します。
- 高円寺図書館と合わせて、震災救援所として災害発生時の避難スペースを確保します。また、中・高校生の新たな居場所としても活用します。
- 本施設には、ゆうゆう高円寺南館を機能継承します。また、本施設の整備により、高円寺中央会議室における町会や青少年育成委員会等の活動場所を確保することができるため、同会議室については廃止します。

(仮称) コミュニティ ふらっと 高円寺南	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	18.3 (*)
	設計	←	←	← ●		

(*) 44 ページ及び 57 ページ再掲

【(仮称) コミュニティふらっと浜田山の再編整備】

- 浜田山会館を改修して、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用し、令和7年度に開設します。なお、転用に当たり、浜田山会館に併設するケア 24 浜田山については、高井戸地域区民センター建物内に移転します。
- 本施設には、浜田山会館及びゆうゆう高井戸東館を機能継承します。

(仮称) コミュニティ ふらっと 浜田山	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	6.7
			←	←		

【(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の再編整備】

- 老朽化した上荻窪会議室等の建物を解体し、令和8年度の開設に向け、(仮称)コミュニティふらっと上荻窪を整備します。なお、上荻窪会議室は令和4年12月をもって廃止するとともに、併設するゆうゆう上荻窪館は同コミュニティふらっとが整備されるまでの間、一時的に、また、ケア 24 上荻については暫定的に、それぞれ杉並会館内に移転します。
- 本施設には、ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館を機能継承します。

(仮称) コミュニティ ふらっと 上荻窪	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
		←	←	←		

【(仮称) コミュニティふらっと高井戸西の再編整備】

- 小学校内への機能移転後の高井戸西児童館及び併設するゆうゆう高井戸西館の建物を解体し、令和9年度の開設に向け、(仮称) コミュニティふらっと高井戸西を整備します。
- 本施設には、ゆうゆう高井戸西館を機能継承します。

(仮称) コミュニティ ふらっと 高井戸西	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	← 設計 →			← 既存施設 解体 →		

＜区民事務所会議室の廃止に向けた検討＞

【区民事務所会議室の廃止】

- 次の区民事務所会議室については、近隣のコミュニティふらっと等で町会や青少年育成委員会等の代替活動場所を確保した上で廃止します。また、廃止後の跡地については、施設の状況に応じて有効活用策を検討します。

会議室名	廃止時期	
成田会議室	令和3年度末	
上荻窪会議室	令和4年12月末	
上井草会議室	令和4年度末	
和田会議室		
高円寺中央会議室	令和6年度末	

区民事務所 会議室	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	2.3
	● 廃止 (成田)	● ● 廃止 (上荻窪)(上井草・ 和田)	● 廃止 (高円寺中央)			

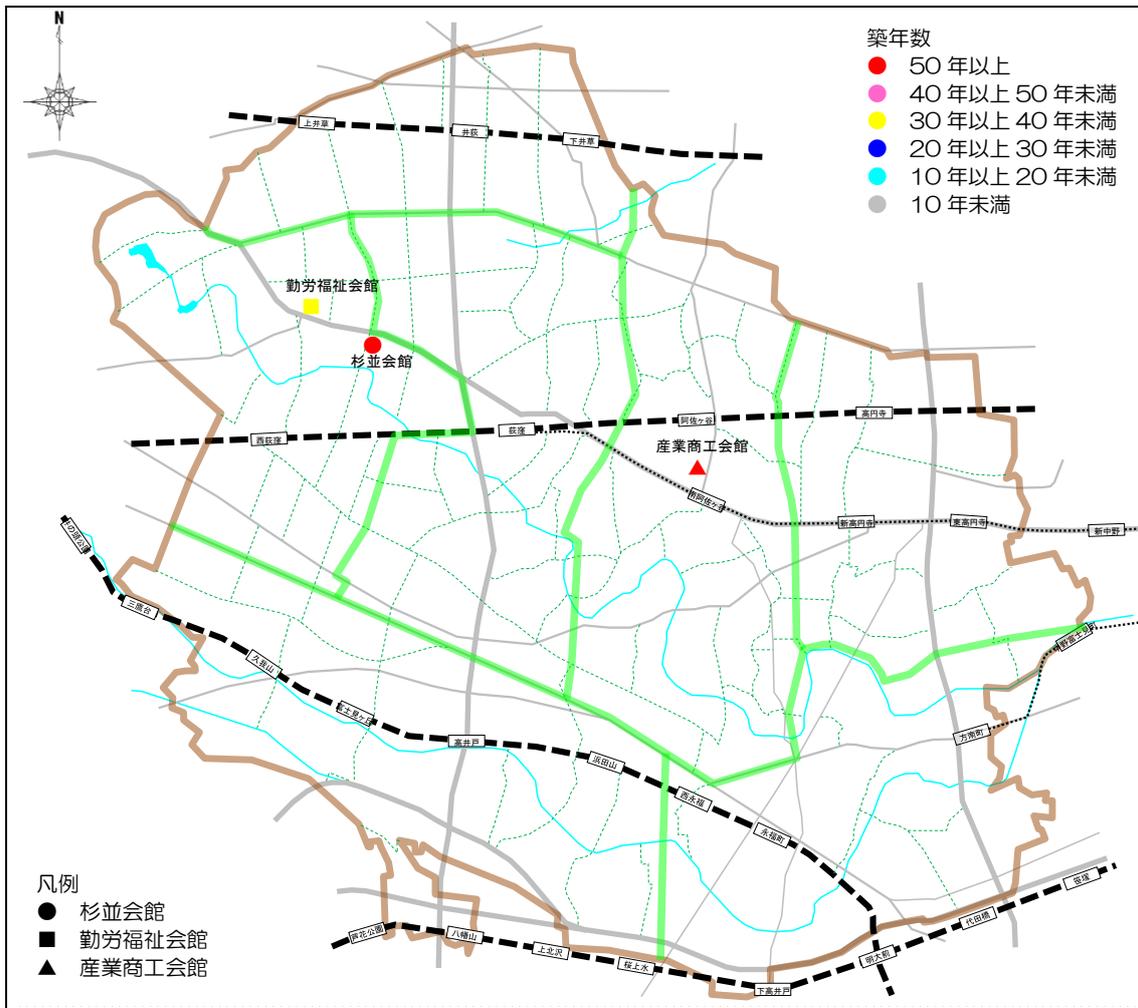
(5) その他集会施設

施設の概要

施設等	設置目的	施設数	平均規模	平均稼働率
杉並会館	宴会室やアニメーションミュージアムを有する集会施設	1	4,093 m ² (※)	21.3% (※)
勤労福祉会館	中小企業で働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図る施設	1	1,260 m ²	44.5%
産業商工会館	区における産業の振興発展を図る施設	1	1,070 m ²	42.7%

※杉並会館の平均規模には、アニメーションミュージアムの面積を含む。また、平均稼働率は、宴会室及び集会室のもの

施設の配置



課題と再編整備の方向性

<杉並会館>

杉並会館は、宴会室などを備え、パーティーや宴会等を実施するレセプションの機能を有しています。築54年を迎えており、施設・設備の老朽化が進んでいますが、平成27年度に耐震補強工事を実施していることもあり、必要な設備の更新を行いながら継続して使用します。

具体的には、レセプション機能については、当面、現在地で実施していくこととし、今後については、施設の老朽化の状況などを踏まえて、改めて検討することとします。また、アニメーションミュージアムについては、地域のにぎわい創出や経済活性化を期待できる観光資源であることから、経済活性化などの効果をより高めるため、移転場所を検討することとしています。

なお、集会室については、西荻地域区民センターの大規模改修が完了したことや、今後、当該地域に（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を整備することを踏まえて廃止し、ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻の暫定移転場所として活用します。

<勤労福祉会館>

築30年以上が経過し、設備の老朽化が著しかったことなどから、併設する西荻地域区民センターと合わせて、令和元年度から2年度にかけて大規模改修工事を実施しました。大規模改修工事後の施設の管理運営については、民間事業者の持つノウハウを生かした効率的な運営とサービス向上を図るため、指定管理者制度を導入しました。

中小企業で働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図るため、引き続き、適切な維持保全に努めます。

<産業商工会館>

産業商工会館は、移転改築をする杉並第一小学校の跡地に整備する建物への移転を予定しています。現在の施設は築56年を迎えており、設備の老朽化が進んでいたため、平成30年度から令和2年度にかけて、移転までの間の施設の維持に必要な設備の更新を行う改修工事を実施しました。

また、耐震性の確保のために平成27年度から28年度にかけて行った減築改修の際に解体・撤去した講堂（ホール）の機能を補完するため、令和4年度に移転改築する阿佐谷地域区民センターにおいて、ホール機能を補完する集会室を整備することとしました。

今後は、移転後の杉並第一小学校跡地に移転・整備するまでの間、引き続き、既存施設の適切な維持保全に努めます。

具体的な取組、実施スケジュール

<杉並会館に関する取組>

【アニメーションミュージアムの移転先検討】

○アニメーションミュージアムについては、引き続き、移転先を検討します。

アニメーション ミュージアム	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
		検討				

【ゆうゆう上荻窪館及びケア 24 上荻の暫定移転】

○杉並会館内の集会室は廃止し、近隣の上荻窪会議室等用地への（仮称）コミュニティふらっと上荻窪の整備を進めるため、同会議室に併設するゆうゆう上荻窪館の一時移転先として活用します。

○また、施設内スペースを改修して、ケア 24 上荻を暫定的に移転します。

杉並会館 集会室等	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
		←← 改修	← ゆうゆう館、ケア24運用			

<産業商工会館に関する取組>

【産業商工会館の移転に関する検討】

○産業商工会館については、「杉並第一小学校等施設整備等方針」を踏まえて、移転改築する杉並第一小学校移転後の跡地に整備する建物への移転の検討を進めます。

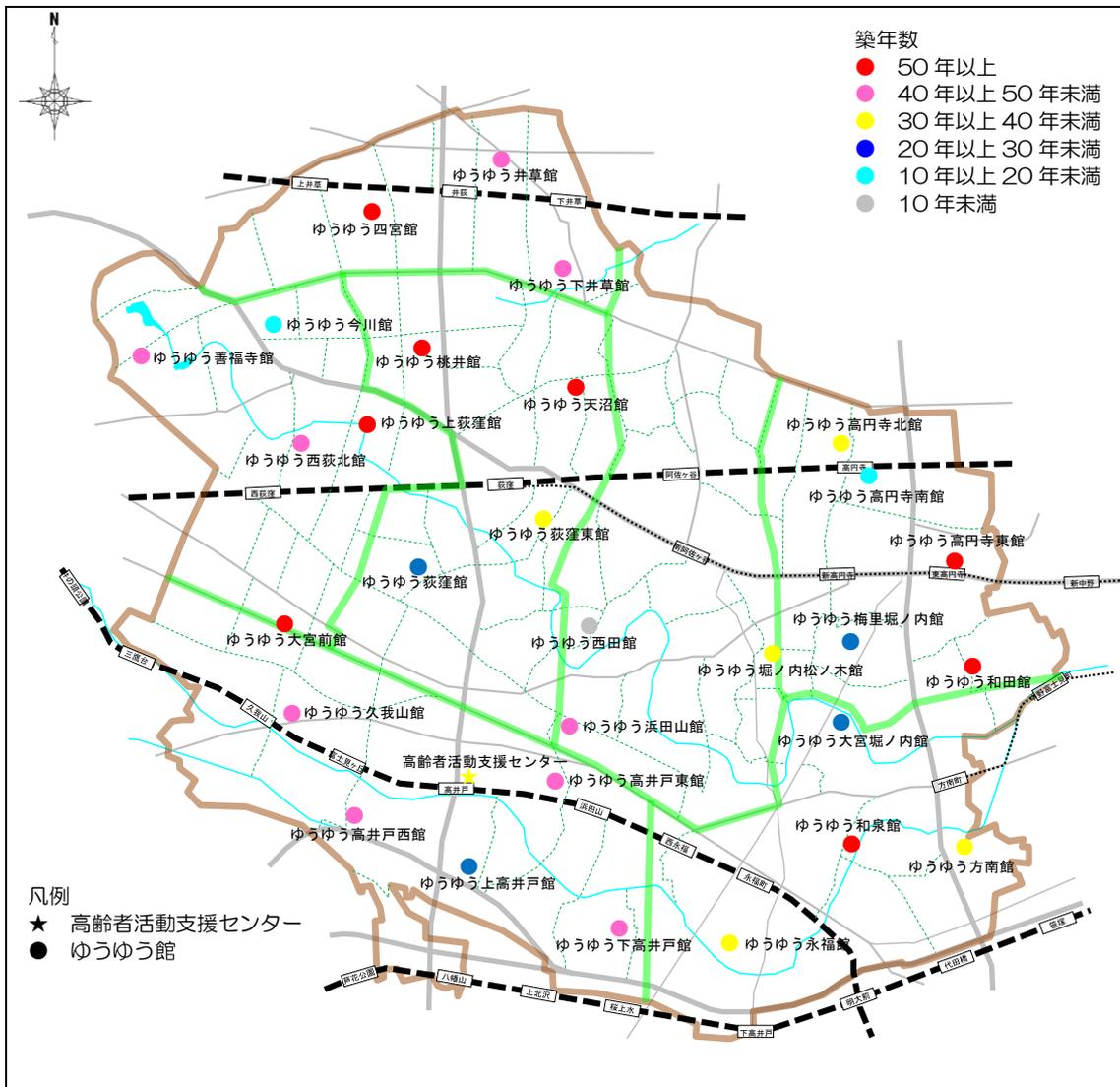
産業商工会館	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
			← 杉並第一小学校 移転後の跡地活用検討			

(6) ゆうゆう館

施設の概要

施設種別	設置目的	施設数	平均規模	平均稼働率
高齢者活動支援センター	60歳以上の区民の福祉増進を目的に、高齢者の健康増進、介護予防、教養向上、レクリエーション、生きがい活動支援、社会参加支援等の場として設置	1	2,232 m ²	51.2%
ゆうゆう館		29	252 m ²	37.2%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

ゆうゆう館は「生涯現役」の地域拠点として、高齢者の「憩い」、「健康づくり」、「生きがい学び」、「ふれあい交流」の場としての役割・機能を持つ施設であり、高齢者が自由に集い交流し、同じ趣味を持つ方々などが利用登録団体を構成し活動しているほか、健康増進のためのサービスを提供しています。運営はNPO法人等が委託により行い、来館者への声かけや相談への対応など、ゆるやかな見守りを行っています。また、介護予防などの「健康づくり」、地域人材を掘り起こす「生きがい学び」、世代を超えて語らい集える「ふれあい交流」を柱に、日常的な来館者への対応や地域とのつながりを通じて把握した、高齢者特有の悩みや共通する興味に対応する講座やイベントなどを協働事業として展開しています。

今後の更なる高齢化の進展を見据え、多様なライフスタイルを持つ高齢者が気軽に立ち寄れる場、身近な地域で活動できる場の確保に加え、地域共生社会（※）に向けて、世代を超えて地域の人同士が交流し、つながりを作るための場の確保は重要な課題です。

一方でゆうゆう館は、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、施設の有効活用の視点でさらなる工夫が求められます。また、多くが昭和40年代に建築され、半数以上の17館が築40年を超え、さらにその内の8館については築50年を超える建物であるため、老朽化への対応も課題です。

こうしたことから、今後、ゆうゆう館は、従来の高齢者専用施設としてではなく、区民集会所、区民会館、機能移転後の児童館施設とともに、新たなコミュニティ施設である「コミュニティふらっと」に段階的に再編整備することで、他の世代との交流の機会の創出につなげるなど、高齢者にとっても新たな魅力のある施設としていきます。なお、「コミュニティふらっと」では、高齢者団体の活動場所の確保など、その運営の中でこれまでのゆうゆう館の機能を継承していきます。

※地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

具体的な取組、実施スケジュール

<ゆうゆう館のコミュニティふらっとへの機能継承>

【ゆうゆう浜田山館の機能継承】

- ゆうゆう浜田山館については、旧成田西子供園跡地を活用して令和4年度に整備するコミュニティふらっと成田に機能継承します。
- ゆうゆう浜田山館の跡地については、施設を改修して高井戸子ども家庭支援センターを整備し、令和5年度に開設します。

ゆうゆう 浜田山館	R3	R4 ● 機能 継承	←改修→	R5 ● 転用 (子ども家庭支援センター)	R6	財政 効果額 (億円)	1.3
--------------	----	---------------------	------	--------------------------------	----	-------------------	-----

【ゆうゆう方南館の機能継承】

- ゆうゆう方南館については、令和5年度中に近隣の方南区民集会所を改修して整備する、(仮称)コミュニティふらっと方南に機能継承します。
- ゆうゆう方南館の跡地については、併設する方南児童館のスペースと合わせて、方南学童クラブに転用し、学童クラブの受入枠を拡大します。なお、学童クラブへの転用に当たり、コミュニティふらっとへの機能継承に先行してゆうゆう館のスペースを改修する必要があることから、ゆうゆう方南館は、令和5年10月から12月末までの間、休館した上で機能継承します。

ゆうゆう 方南館	R3	R4	R5 ←● 休館 機能 継承	R6	財政 効果額 (億円)	
-------------	----	----	-------------------------	----	-------------------	--

【ゆうゆう天沼館の機能継承】

- ゆうゆう天沼館については、令和6年度に本天沼区民集会所を増築・改修して整備する、(仮称)コミュニティふらっと本天沼に機能継承します。
- ゆうゆう天沼館の跡地については、建物を解体し、民間事業者により保育所を整備・運営します。なお、保育所整備に当たり、コミュニティふらっとへの機能継承に先行して建物を解体する必要があることから、ゆうゆう天沼館は、令和5年11月から令和6年3月末までの間、休館した上で機能継承します。

ゆうゆう 天沼館	R3	R4	R5	R6 ←● 休館 機能 継承	財政 効果額 (億円)	2.3
-------------	----	----	----	-------------------------	-------------------	-----

【ゆうゆう高井戸西館の機能継承】

- ゆうゆう高井戸西館については、併設する高井戸西児童館の小学校内への機能移転に合わせて、建物全体を解体し、令和9年度の開設に向けて整備する（仮称）コミュニティふらっと高井戸西に機能継承します。
- 工事期間中においては、富士見丘小学校が新校舎に移転した後の旧校舎を代替活動場所として活用します。

ゆうゆう高井戸西館	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
富士見丘小学校 移転後の跡地	R3	R4	R5	R6		

【ゆうゆう下高井戸館の機能継承】

- ゆうゆう下高井戸館に複合化している下高井戸児童館は、令和5年度中に子ども・子育てプラザに転用します。
 - ゆうゆう下高井戸館については、当面、子ども・子育てプラザとの複合施設として存置し、将来的に近隣にコミュニティふらっとを整備する際、機能継承することとします。
- ※ゆうゆう下高井戸館については、令和4～6年度までの取組はありません。

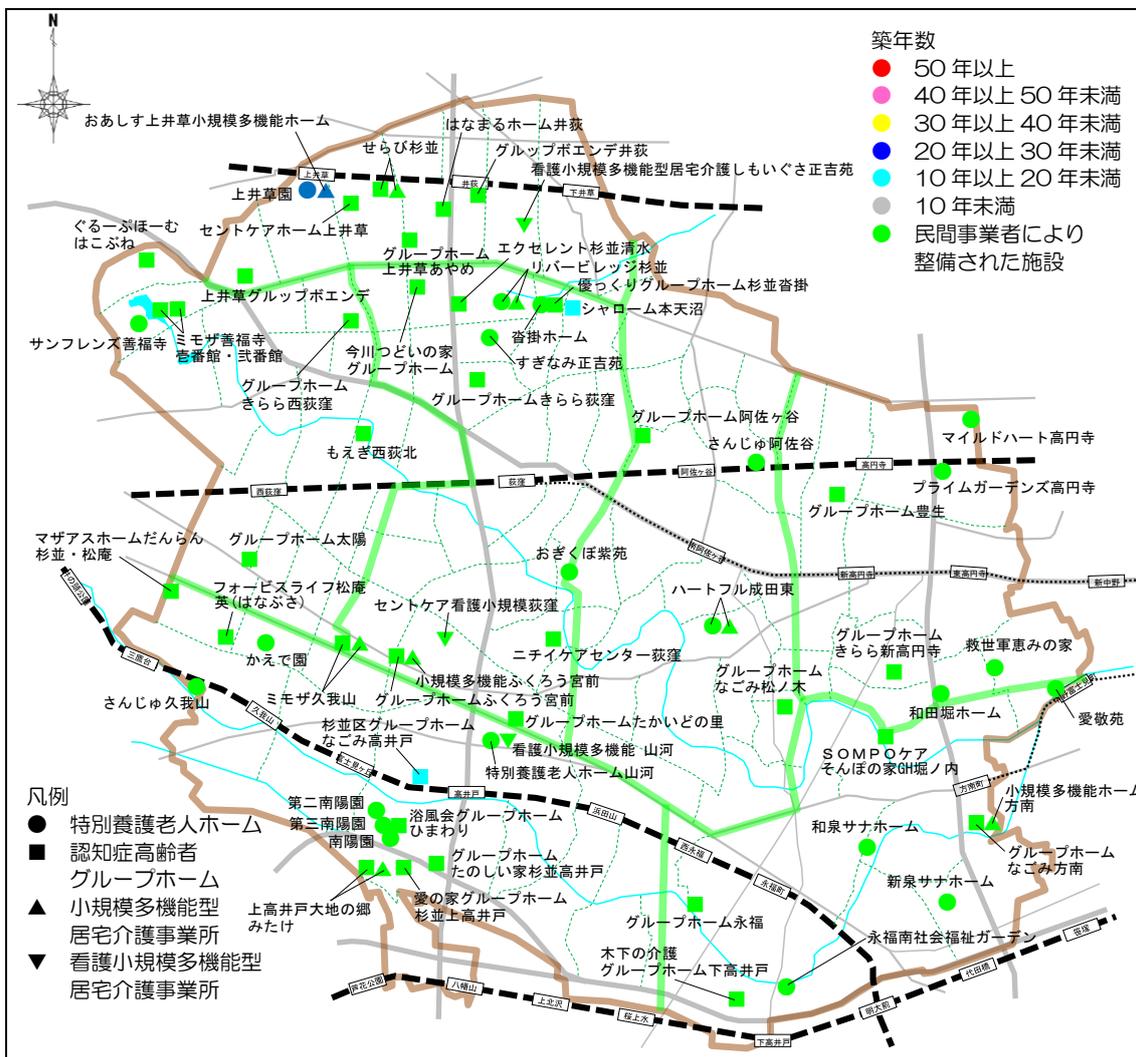
(7) その他高齢者施設（民営施設）

施設の概要

施設種別	設置目的	施設数	概算規模
特別養護老人ホーム	常時介護が必要な要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話等を行うことを目的とする施設	23	約 3,500 m ²
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者が家庭的な環境の中で必要な援助を受けながら、認知症の進行を和らげ、少人数で共同生活を送ることを目的とする施設。	36	約 560 m ²
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所	<小規模多機能型居宅介護事業所> 介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができるよう、状態や必要に応じて「通い」を中心として、短期間の「泊まり」、自宅への「訪問」を組み合わせる在宅介護サービスを提供する事業。	8	約 250 m ²
	<看護小規模多機能型居宅介護事業所> 医療ニーズの高い高齢者の状況に応じ、主治医との連携のもと、医療行為も含めた「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」を組み合わせる在宅介護サービスを提供する事業。	3	約 330 m ²

※いずれも民営施設。施設数には、静岡県南伊豆町に整備したエクレンシア南伊豆を含む。また、概算規模については、既存施設の規模を踏まえた、施設を整備する際に必要な延床面積の概算

施設の配置



※築年数による色分けは、区が建物を保有する施設のみ表示

課題と再編整備の方向性

＜特別養護老人ホーム＞

これまでは施設数が少なく入所可能人数が不足していましたが、平成 24 年度からの 10 年間に於いて目標としてきた 1,000 床の特別養護老人ホームの整備を達成するとともに、近隣自治体での特別養護老人ホームや有料老人ホーム等高齢者施設の整備が進んだこともあり、令和元年度に行った推計によると、今後は、数年に 1 施設程度の整備をすることで緊急性の高い入所待機者は生じない見込みです。そのため、今後の施設整備については、令和 3 年度に改めて実施する需要推計作業の結果を踏まえて、区立施設の再編整備によって生み出された区有地や、国や東京都の公有地を活用した整備を軸に検討することとします。

＜認知症高齢者グループホーム＞

後期高齢者人口は年々増加しており、これと比例して認知症高齢者の人数も増加しています。現在開設している施設においては、ほとんどの施設で入居率が9割を超えるなど、需要が高い傾向にあります。地域バランスを踏まえると、特に区東部（阿佐谷地域、高円寺地域、方南和泉地域）への整備の必要性が高く、建設助成等の手段を用いて民間事業者の参入を促し整備を進めていきます。

＜（看護）小規模多機能型居宅介護事業所＞

高齢者の在宅生活を支援するのに有効な事業ですが、単独での安定的な事業運営が難しく民間事業者の参入が進まない状況があります。このため、事業者に対し他の高齢者施設等との併設を提案するとともに、東京都や区が実施する補助制度等の情報提供に努めることにより整備を促進していきます。また、整備の際には、通所、訪問を中心とした事業展開をする施設であることから、地域バランスについても考慮します。

具体的な取組、実施スケジュール

＜特別養護老人ホーム整備の検討＞

【今後の特別養護老人ホームの需要を踏まえた整備の検討】

○令和3年度実施の特別養護老人ホームの需要推計作業により、将来的に入所の必要性の高い利用者の需要がどの程度あるのかを見据えた上で、今後の特別養護老人ホームの整備について検討します。



※第1期計画・第2次実施プランで施設整備に向けた取組を進めていた、久我山一丁目都有地を活用した認知症高齢者グループホーム及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備については、重度知的障害者通所施設との併設施設として整備する予定でしたが、整備がより喫緊の課題となっている障害者施設を整備する方向で取組を見直し、認知症高齢者グループホーム等の整備は見送ることとなりました。

課題と再編整備の方向性

図書館については、老朽化が進んでいる施設の改築や長寿命化が課題となっています。既存の図書館には築50年前後の施設があり、改築等に向けた候補地を確保するなど、検討を進めていきます。

図書館の改築等に当たっては、学校やコミュニティふらっとなど他施設との複合化・多機能化を検討・促進するほか、区民の調査・研究活動に役立つ外部データベースの提供等やICタグシステムの導入による効率的な蔵書管理など、施設全体の規模のスリム化や蔵書利用の利便性向上を図り、杉並区立図書館サービス基本方針（※）が目指す図書館像の実現に取り組みます。

※杉並区立図書館サービス基本方針（平成25年3月策定）
 図書館を取り巻く状況が大きく変化する中、時代のニーズを的確に反映し、図書館サービスの向上を図るため、今後10年間の図書館の羅針盤として、望ましい図書館サービスのあり方とその実現に向けた取組の方向性を示した。目指すべき図書館像として、「学びの場」、「知の共同体」、「楽しい交流空間」としての図書館を掲げている。

具体的な取組、実施スケジュール

<地域図書館の移転改築等>

【高円寺図書館の移転改築】

- 高円寺図書館については、コミュニティふらっととの複合化による図書館サービスの向上を視野に、令和6年度中に旧杉並第八小学校の跡地を活用して整備する（仮称）高円寺図書館等複合施設内に移転改築します。
- 本図書館は、災害発生時には、調べもの室や一部の閲覧スペースを避難スペースなどとして活用することで複合施設であるコミュニティふらっとと合わせて震災救援所としての機能を備えるものとします。
- 高円寺図書館移転後の跡地については、有効活用策を今後検討します。

高円寺図書館	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	18.3 (*)
	設計	←	建築	→ ● 開設		

(*) 44、57、64、72 ページ再掲

【宮前図書館の移転改築（学校との複合化）】

- 宮前図書館については、近隣の西宮中学校の改築に合わせて、中学校内への複合化を視野に、移転改築を検討します。

宮前図書館	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	/
		← 検討	←	→ 設計		

【柿木図書館の改築に向けた検討】

- 柿木図書館については、築56年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、適切な保全を実施しつつ、将来的な近隣他施設との複合化・多機能化を視野に、図書館サービスの更なる向上に向け、引き続き改築に向けた検討を進めます。

柿木図書館	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	検討					

＜高円寺地域の新たな図書館に関する検討＞

【高円寺地域の新たな図書館整備候補地等の検討】

- 高円寺地域の2館目となる図書館については、地域住民の利便性を図る観点から、高円寺駅前図書サービスコーナー、和田図書サービスコーナー及び馬橋ふれあい図書室の見直しと合わせ、引き続き整備候補地等の検討を進めます。

高円寺地域の 新たな図書館	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	検討					

＜図書館移転後の跡地活用＞

【旧永福図書館移転後の跡地活用】

- 旧永福図書館移転後の跡地については、令和3年度から4年度にかけて実施するセシオン杉並の長寿命化改修期間中の備品保管場所とします。
- また、令和5年度から6年度にかけて実施する、済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転に伴う改修等工事期間中の、済美教育センターの代替事務室として活用します。

旧永福図書館 移転後の跡地	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	23.7 (*)
	セシオン杉並 物品保管庫として活用		済美教育センター 代替事務室として活用			

(*) 41 ページ再掲

課題と再編整備の方向性

社会教育センター及び郷土博物館本館は、区民の生涯にわたる学びを支える施設として、ともに平成元年度に開館しました。築30年以上が経過しており、設備等の老朽化が著しいことから、それぞれの機能を維持することができるよう、施設の長寿命化を視野に検討し、修繕や改修等に取り組んでいきます。

このほか、広く子どもから大人まで世代を超えて科学に親しみ、生涯にわたって学び続けることができる機会を提供するため、身近な地域の施設に出向き科学の魅力発信等を行うとともに、日々進展する最先端の科学に触れ、いつ来ても新たな発見が得られる参加型・体験型の企画を提供する科学の拠点を、民間活力を活用し、旧杉並第四小学校の既存建物等を改修して整備します。整備に当たっては、築30年以上が経過していることから、区が建物の長寿命化改修を行った上で活用を図ります。

具体的な取組、実施スケジュール

<老朽化した施設の長寿命化改修>

【社会教育センター（セシオン杉並）の長寿命化改修】

- 社会教育センターは、築30年以上が経過し、設備の老朽化が著しいことから施設の長寿命化改修を実施します。改修後は、改修を契機とした建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、複合施設である高円寺地域区民センターと合わせたセシオン杉並全体の維持管理及び施設利用に関する業務を指定管理者が担います。

社会教育センター	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	
		← 改修 →	● 開設			

<科学の拠点の整備>

【旧杉並第四小学校跡地を活用した科学の拠点等の整備】

- 旧杉並第四小学校の既存建物等を改修して、令和5年度中の開設に向け、科学の拠点を整備します。本施設の整備・運営については、より多彩なアイデアやノウハウを活用する観点から、民間事業者が行います。
- 整備に当たっては、地域の方々が多目的に利用することができる集会機能を備えるものとします。
- グラウンドなども含め、施設全体を有効活用するとともに、震災救援所機能を維持します。

科学の拠点	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	52.5 (*)
	→ 設計 ←	← 改修 →	● 開設			

(*) 43 ページ及び 59 ページ再掲

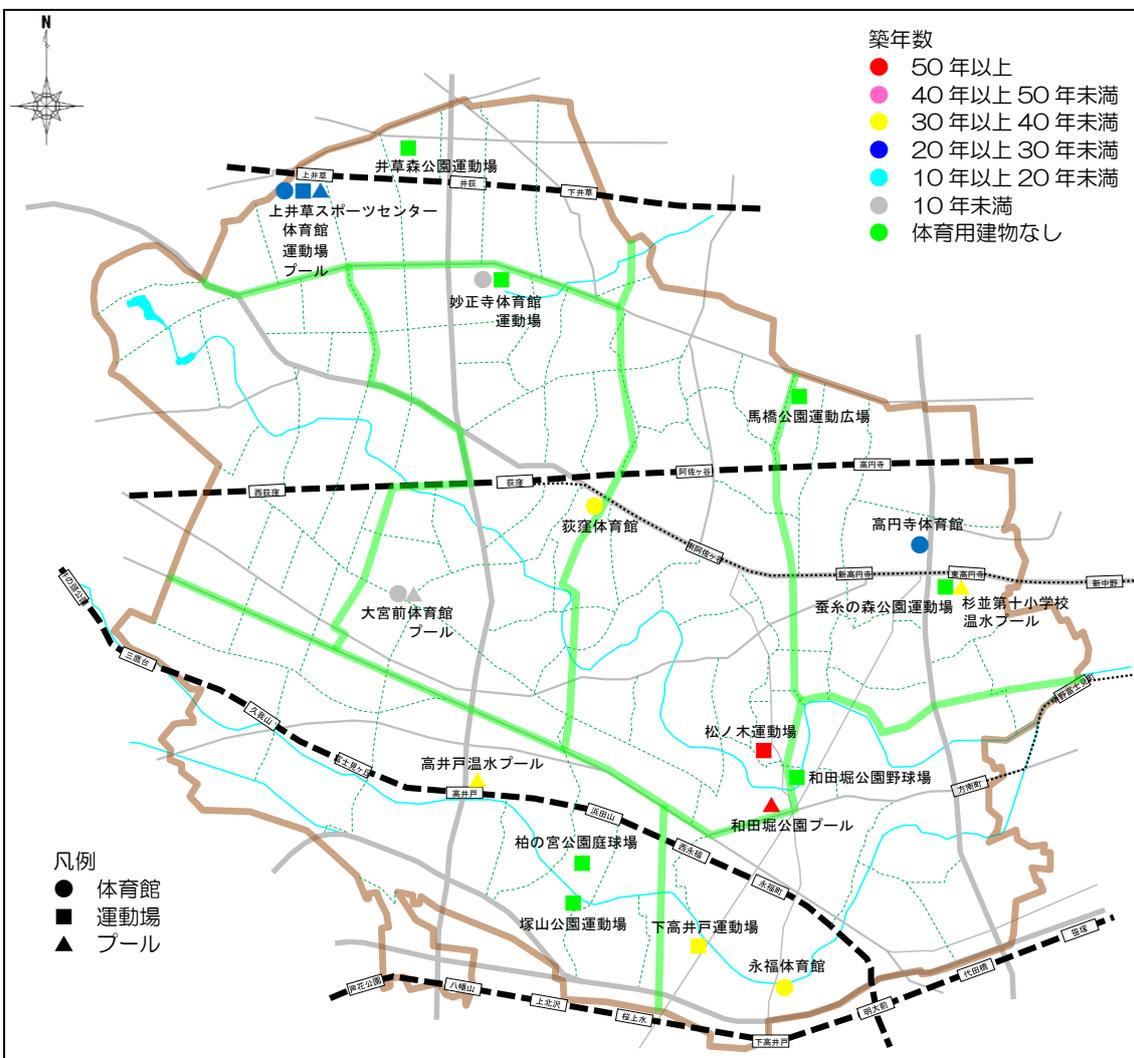
(10) 体育施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模	平均利用率
体育館	6	3,423 m ²	81.1%
運動場	10	553 m ² ※	84.7%
プール	5 (屋内4、屋外1)	1,587 m ²	—

※運動場の平均規模は、体育用建物がある施設の平均値

施設の配置



課題と再編整備の方向性

体育施設については、平成 30 年度に永福体育館が旧永福南小学校跡地に移転したことで、これまでに計画化した体育館の老朽化に伴う改築・改修の取組が完了しています。新たな施設整備としては、下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコートを整備する予定です。

また、和田堀公園プールについては、平成 26 年度の現地調査等により、今後 10 年～13 年は継続して使用することが可能であると判断され、当面、現施設を利用することとしています。今後、移転改築、大規模改修などについて、改めて検討していく必要があります。

今後の体育施設の取組としては、それぞれ施設の状態を見ながら、施設の長寿命化に向けて適切に修繕等を実施していきます。また、スポーツ施設特有の付帯設備である人工芝や防球ネットの張替などの設備について、耐用年数と維持・修繕経費等にも留意しながら、改修・修繕を計画的に進めるとともに、障害者スポーツ推進のため、ユニバーサルデザイン化を進めます。

一方、運用においては、施設の有効活用の観点から、学校施設を活用して身近な地域でスポーツ利用が可能となるよう検討を進めていきます。

具体的な取組、実施スケジュール

<新たな体育施設の整備>

【下高井戸おおぞら公園内多目的スポーツコートの整備】

○令和 7 年度中の開設に向け、下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコートを設置します。コートは多様な競技を行うことができ、夜間も利用可能となることを想定しています。また、コートの整備に合わせて、更衣室やシャワー室を備えたパークステーションⅡ（管理棟）を整備します。

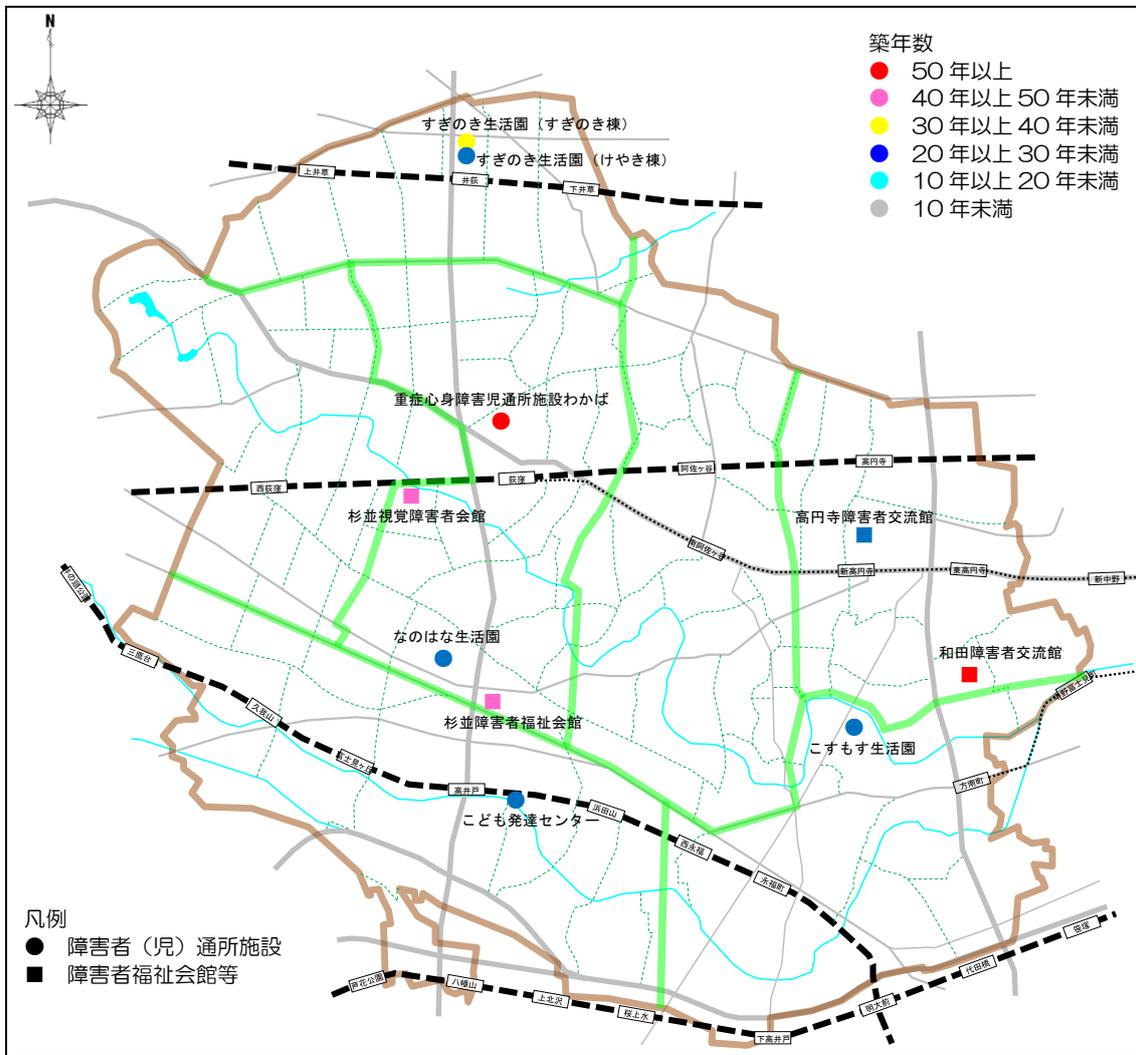


(11) 障害者（児）施設

施設の概要

施設種別	設置目的	施設数
障害者（児）通所施設等	障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置	5
障害者福社会館等	障害者福祉の増進を目的に、障害者団体等が様々な活動を行う場として設置	4

施設の配置



課題と再編整備の方向性

<障害者（児）通所施設>

現在、区では特別支援学校卒業生や中途障害者（※）などの障害者（児）が、地域で安心して生活することができるよう、日中の活動の場やグループホーム等の施設の整備を民間事業者とともに進めています。

一方、既存施設に目を向けると、利用者の高齢化・重度化が進むなど、施設に求められるニーズが時代とともに変化していることに加え、建築からの経過年数を踏まえ、設備の老朽化が著しく、設備の更新時期を迎えている施設がありますが、施設の特性を踏まえると、平日の日中に行うことができる改修等の工事には制限があることが課題となっています。

また、新たに施設を整備する際は、利用者の通所による身体的負担の軽減や、災害時等の緊急時対応の面から、地域バランスに配慮した施設配置が必要です。今後は、区立施設の再編整備によって生み出された用地のほか、国や東京都の公有地なども活用し、民間事業者と連携しながら、新たな整備や老朽化を迎えた施設の改築を進めていきます。

※中途障害者とは、病気、交通事故等により、突然、障害を負うことになった方のことです。

<障害者福祉会館等>

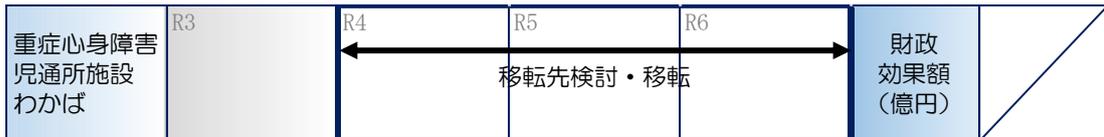
障害者福祉会館等については、障害者の福祉の増進を目的に、杉並障害者福祉会館、杉並視覚障害者会館のほか、和田及び高円寺に2つの障害者交流館を設置しています。この内、和田障害者交流館については、ここ数年の稼働率が20%台であるとともに、18時以降の夜間の利用がほとんどないことなどから、施設の有効活用に向けての検討が必要です。

具体的な取組、実施スケジュール

<障害者（児）施設に関する取組>

【重症心身障害児通所施設（わかば）の移転先検討】

- 重症心身障害児通所施設（わかば）については、今後の旧若杉小学校跡地の本格活用を見据え、医療的ケアを必要とする重症心身障害児の増加などを踏まえて、今後の事業実施場所等について検討します。



【都有地を活用した重度知的障害者通所施設等の整備】

- 久我山一丁目都有地を活用して、重度知的障害者通所施設（生活介護）（認知症高齢者グループホーム等併設）の整備を予定していましたが、計画内容を見直し、障害者事業のみの施設として重度知的障害者通所施設等（生活介護、知的障害者グループホーム、短期入所、緊急ショートステイ）を令和7年度の開設に向けて整備します。



【和田障害者交流館のあり方についての検討】

- 和田障害者交流館は、和田小学校や和田区民集会所に併設する施設です。稼働率が低いことや施設の老朽化等を踏まえ、施設の有効活用等について検討します。

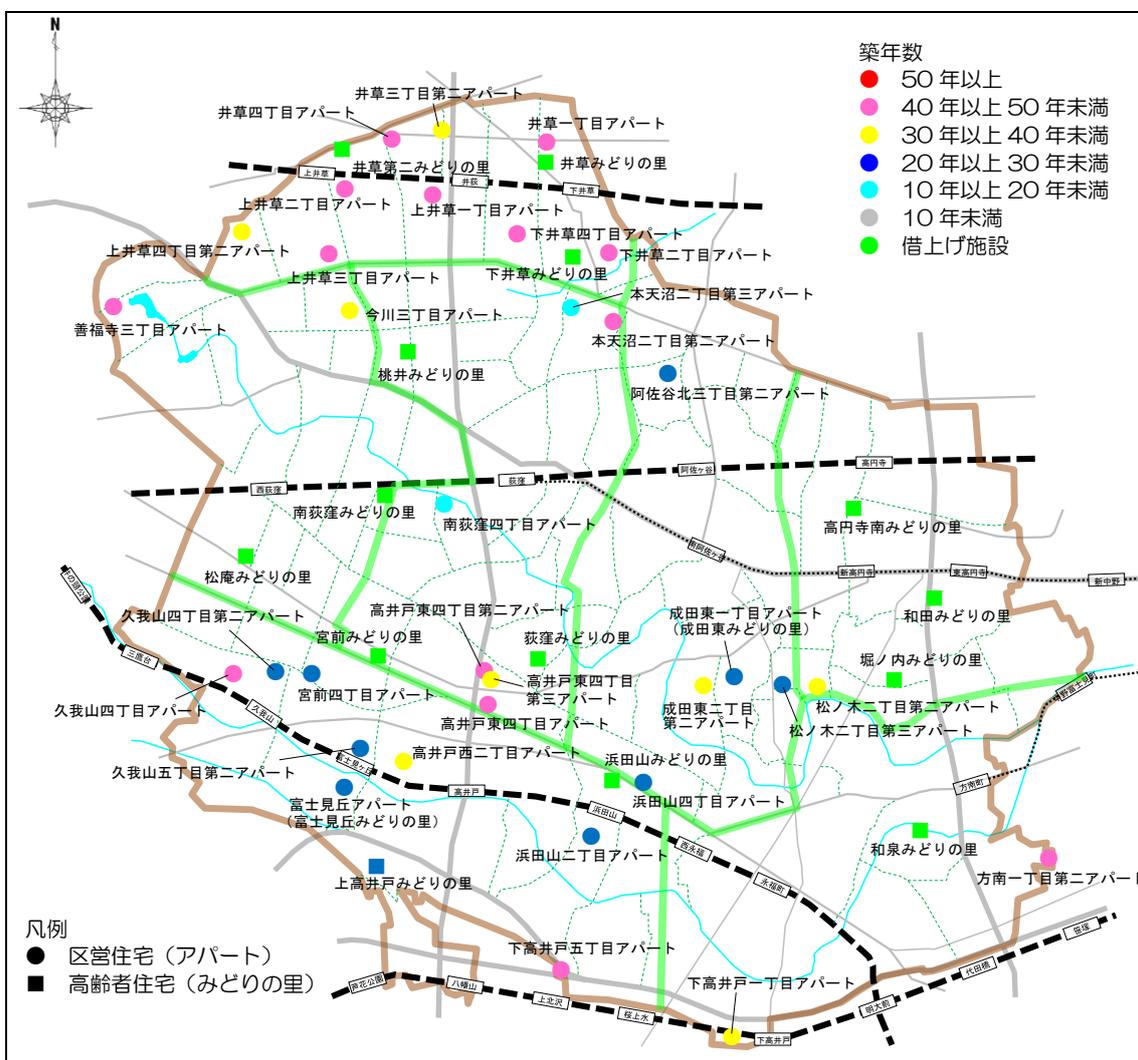


(12) 公営住宅

施設の概要

施設種別	設置目的	施設規模
区営住宅 (アパート)	住宅に困窮している低所得の区民を入居対象として設置	33 団地 (978 戸)
高齢者住宅 (みどりの里)	住宅に困窮している低所得の区民の内、65 歳以上の方を入居対象として設置	14 団地 (353 戸)

施設の配置



課題と再編整備の方向性

現在、区営住宅では、親族との同居を前提に入居者募集をしていますが、入居者の高齢化等により単身世帯となったにもかかわらず、家族用住宅への入居が継続しているため、子育て世帯等へ家族用住宅が十分に行き渡らない状況となっており、単身用住宅の確保が課題です。

また、高齢者住宅みどりの里については、多くの施設を借上げにより運営していますが、今後、契約の更新ができなかった場合の入居者の受け入れ先となる住宅の確保が課題となっています。

今年度、杉並区営住宅長寿命化計画を改定し、単身用住宅の早期確保や財政負担の平準化などの課題を踏まえて、区営住宅等の改築・長寿命化に関する基本的な考え方を整理します。区営住宅等は、住居として24時間使用されており、給排水や電気などの設備が各部屋に張り巡らされていることから、施設の長寿命化改修の実施には多くの課題があります。

区営住宅を含む公営住宅については、法令により耐用年数が築70年とされています。昭和50年代以降に建築された建物が多く、現在のところ改築時期を迎えている住宅はありませんが、今後20年でほぼ全ての住宅が耐用年数の半分の年数を超えるとともに、築60年を超える建物の発生が想定されます。そのため、建物の更新需要が大きく積み重なる前に、財政負担の平準化を図りながら計画的に改築等の対応を進める必要があります。

区営住宅の改築時には、入居者が高齢になっても安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー住宅とするとともに、高齢者・保育施設等の併設など地域に求められている機能を設け、開放的な施設としていくことが求められています。

こうしたことから、令和4年度に改定を予定している杉並区住宅マスタープランにおいて、区営住宅の改築等の具体化に向けての方向性を整理するとともに、その内容を踏まえ、建替候補とする団地、施設の機能、改築時期等について検討していきます。

なお、単身用住宅の確保については、当面の対策として、東京都からの移管についても、検討、対応していきます。

具体的な取組、実施スケジュール

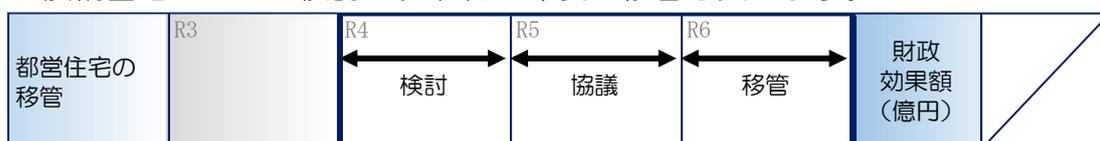
<区営住宅建替候補団地等の検討>

○令和4年度の杉並区住宅マスタープランの改定の際に、杉並区営住宅長寿命化計画を踏まえた改築等の方向性を整理し、令和6年度までに建替候補団地等を検討します。



<都営住宅の移管に関する検討>

○单身用住宅の確保のため、施設の状態や管理の状況などを確認の上、都営住宅の候補団地について検討し、令和6年度に移管を受けます。



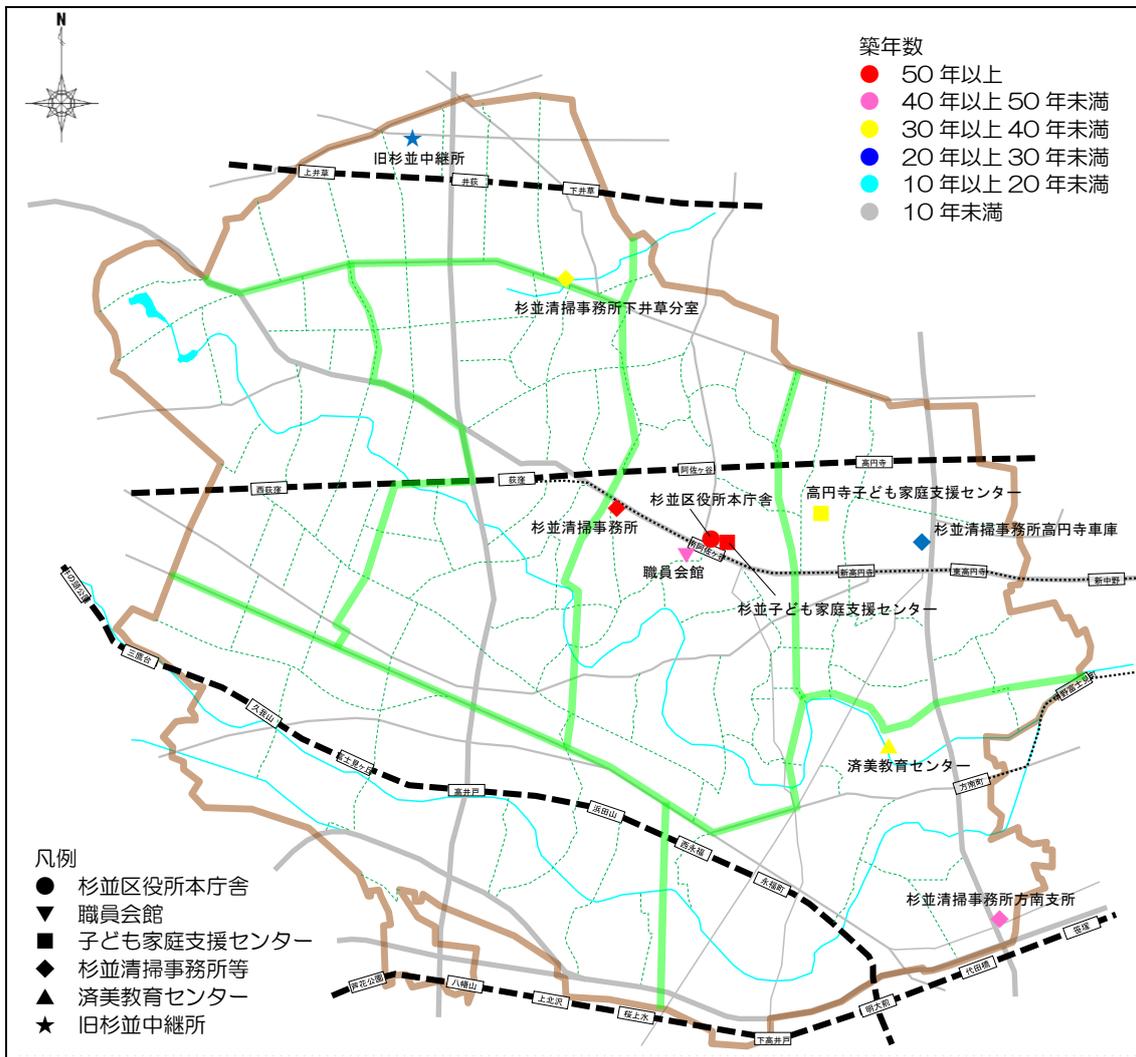
(13) 庁舎、その他施設

施設の概要

施設種別	設置目的等	施設数	平均規模
本庁舎	区の行政の拠点として行政サービスを総合的に提供	1 (※)	37,996 m ²
子ども家庭支援センター	子どもと家族の困りごとに対する総合的相談窓口として、各種子育て支援サービスの提供・調整を行う。また、保健センターや児童相談所等と連携しながら、要保護児童等のいる家庭に対して児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応による重篤化予防を図る	2	296 m ²
杉並清掃事務所等	区が行う一般廃棄物の収集・運搬業務等の拠点として、杉並清掃事務所、同方南支所、同下井草分室、同高円寺車庫を設置	4	1,460 m ²
旧杉並中継所	不燃ごみを効率的に最終処分場に運搬するための中継施設として使われていたが、不燃ごみが大幅に減少したことなどから、平成 21 年 3 月末で廃止。令和 2 年度以降は、清掃事業以外の用途への転用が可能	1	6,312 m ²
済美教育センター	学校・子供園における教育課程内の活動を支援するとともに、教育研究所として次代の学校教育や公教育のあり方を見据えた調査・研究開発などを行い、教育の充実及び振興を図る	1	2,999 m ²

※本庁舎は、東棟・中棟・西棟等を合わせて1つの施設として計上。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

＜本庁舎＞

区役所本庁舎の東棟は、昭和38年に竣工、昭和45年に6・7階を増築しています。東棟は、築58年を経過しているものの、平成4年度に耐震補強等を実施していることから、耐震性は十分有しているほか、本庁舎の安全性や機能性を低下させないために、定期的な修繕工事を実施しています。第1期計画・第2次実施プランでは、今後も適切な維持管理を行うことにより良好な状態を確保すれば、少なくとも令和15年（築70年）程度までは十分に使用できるとしています。

今後は、設備が老朽化していることを踏まえた対応を図りつつ、阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針などの動向を見据え、東棟の改築に向けて、中棟・西棟を含めた多面的な検討を進めます。

＜子ども家庭支援センター＞

児童虐待の通告・相談件数は年々増加し、子どもや家庭の抱える問題も複雑化している中、児童虐待の未然防止と早期からの支援のため、より迅速できめ細やかな相談・支援体制を構築する必要があることから、高円寺、荻窪、高井戸の3地域に、地域型子ども家庭支援センターを段階的に整備することとし、平成31年4月には高円寺子ども家庭支援センターを開設しました。

今後、荻窪及び高井戸地域での地域型子ども家庭支援センターを開設し、身近な地域におけるきめ細やかな相談・支援体制の充実を図り、児童虐待対策の更なる強化につなげていきます。

＜児童相談所（※新規施設）＞

児童虐待対応件数は年々増加し、また複雑化しています。こうした中、子どもと家庭への相談対応・支援から子どもの命を守る一時保護、その後の家庭復帰などの要保護児童施策まで、一貫した施策の実施が児童虐待対策に有効であることから、区立児童相談所を整備し、児童相談体制の充実を図ります。

＜杉並清掃事務所等＞

平成12年度に東京都から移管された、杉並清掃事務所、方南支所、下井草分室については、設備の老朽化に伴って増加する施設の修繕費など、維持管理経費の負担が大きな課題となってきました。また、杉並清掃事務所については、築55年を迎え、改築を検討する時期にきていますが、災害発生時に機能が停止しないよう、平成30年度に耐震補強工事を実施したことを踏まえて、当面は既存建物を引き続き活用していきます。

清掃業務の拠点である杉並清掃事務所等の清掃施設のあり方については、ごみの収集・運搬業務の効率性、災害時の対応、施設維持管理経費の削減などの観点から、施設の地理的位置や清掃車両の駐車スペース、配置職員数などを総合的に勘案しつつ、職員体制など清掃事業のあり方と合わせて、今後の杉並清掃事務所の改築等を見据えて、引き続き検討を進めていきます。

＜旧杉並中継所＞

旧杉並中継所の本格活用を検討するに当たり、近い将来、首都直下地震の発生が危惧される中で、災害対応力を一層向上させていく必要があることから、発災後3日間を乗り切れる体制の構築等の視点に立ち、次ページの表に記載の機能を有した災害時の防災拠点として活用することとしました。

防災拠点以外の平時における活用方法については、これまでサウンディング型市場調査で民間事業者のアイデアや参入可能性を確認したほか、その結果を基に地域説明会を実施するなどしてきました。今後は、井草森公園との一体性を考慮した活用や防災機能との相乗効果など様々な活用可能性を検討していきま

す。検討に際しては、民間活力の導入を視野に入れ、地域の意見・要望を丁寧に聴きながら、引き続き検討を進めていきます。

機能	摘要
災害拠点倉庫	発災後3日間を乗り切れる体制を確保するため、2日目以降の食糧等を備蓄する倉庫
重機保管場所	災害時に発生するがれきなどを除去するための重機の保管場所
本庁代替施設	災害時、本庁舎が被災等により、建物被害や電気喪失が生じ、本庁舎が使用不能となった場合の指揮・命令等を行う本部施設
地域内輸送拠点	災害時、国や東京都、他自治体からの救援物資を受け入れ、荷卸し荷捌きを行い、震災救援所等へ配送等を行う施設

＜済美教育センター＞

済美教育センターは、築30年以上を経過し、設備の老朽化が進んでいることが課題となっています。また、教育相談ニーズが多様化していることから、教育相談担当については、より相談のしやすい体制を構築する必要があるなどの課題があります。

一方、近隣の済美養護学校において、児童・生徒数が増加し続けていることから、教育環境の整備を図る必要があります。そこで済美教育センターを、増築・改修し、済美養護学校の中等部を移転することとします。中等部の移転に伴い、老朽化した設備等の更新と合わせた長寿命化改修を行うとともに、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、移転を図ります。

具体的な取組、実施スケジュール

<本庁舎に関する取組>

【本庁舎（東棟）の改築等に向けた検討】

- 築58年を経過し、老朽化が進んでいる東棟の改築の検討に当たっては、周辺のまちづくりや新たな庁舎に求められる機能・規模のほか、改築期間中の代替施設の確保など、様々な角度から引き続き検討を進めていきます。
- 東棟の改築までの期間については、中長期修繕計画に基づき、設備機器の更新や修繕等を実施するなど、施設の保全を図ります。

	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
区役所本庁舎		検討				

<職員会館に関する取組>

【職員会館の廃止と跡地活用の検討】

- 施設の老朽化が進んでいることから、施設内に設置する保育室南阿佐ヶ谷の廃止を踏まえて、施設全体の跡地活用を検討します。

	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
職員会館		← 検討 →				

<子ども家庭支援センターに関する取組>

【荻窪子ども家庭支援センターの整備】

- 杉並保健所内の訪問看護ステーション移転後のスペースを活用して荻窪子ども家庭支援センターを整備し、令和4年度に開設します。

	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	0.6
荻窪子ども 家庭支援 センター		← 改修 → ● 開設				

【高井戸子ども家庭支援センターの整備】

- 機能継承後のゆうゆう浜田山館跡地を活用して高井戸子ども家庭支援センターを整備し、令和5年度に開設します。

	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	1.3 (*)
高井戸子ども 家庭支援 センター		← 設計 → ← 改修 → ● 開設				

(*) 71 ページ再掲

【杉並子ども家庭支援センターの移転】

○杉並子ども家庭支援センターは、現在の所在地に区立児童相談所を整備するため、令和5年度中に移転します。移転先については、今後検討します。

杉並子ども 家庭支援 センター	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	← 移転先検討・移転 →					

＜児童相談所の整備＞

【区立児童相談所の整備】

○子どもの命を迅速かつ的確に守るために、令和8年度の開設に向けて区立児童相談所を整備します。

○区立児童相談所は、関係機関と緊密に連携しながら子どもや家庭を支援するとともに、子どもの命を守るために、法的権限を持って一時保護を行うなど、高い専門性が求められることから、施設整備に当たっては、区役所関係各課及び警察との連携が迅速に行えるような立地条件・体制が必要です。

○そのため、区立児童相談所は、現在の杉並子ども家庭支援センター、阿佐谷南児童館、障害者施策課児童発達相談係等の建物を解体し、同敷地を活用して整備します。

区立 児童相談所	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	← 設計 →					

＜杉並清掃事務所等に関する取組＞

【清掃施設のあり方検討】

○今後の清掃施設のあり方については、業務の執行体制と合わせて、引き続き検討します。

杉並清掃 事務所等	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	← 検討 →					

＜旧杉並中継所の跡地活用に関する取組＞

【平時における活用方法の検討】

○防災拠点以外の平時における活用方法について、今後、民間活力の導入を視野に入れ、地域の意見・要望を丁寧に聴きながら、具体化に向けて引き続き検討していきます。

旧杉並中継所	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
	← 検討 →					

< 済美教育センターに関する取組 >

【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】

- 済美教育センターについては、近隣の済美養護学校の教育環境の整備に伴い、令和7年度に同校中等部を済美教育センター内に移転するため、増築・改修します。
- 済美教育センターの改修等工事期間中は、旧永福図書館跡地を仮設として済美教育センターの事務室等を一時的に移転します。
- 中等部の移転に合わせて、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、永福北保育園移転後の跡地を改修して移転します。

済美教育センター	R3	R4	R5	R6	財政効果額 (億円)	23.7 (*)
旧永福図書館	R3	R4	R5	R6		
永福北保育園 移転後の跡地	R3	R4	R5	R6		
		← 設計 →	← 設計 →	← 増築・改修 →		
		← 設計 →	← 改修 →	← 改修 →	← センター 仮設運用 →	
		← 設計 →	← 改修 →	← 改修 →	← 教育相談 担当運用 →	

(*) 41 ページ及び 79 ページ再掲

(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所

施設の概要

施設種別	設置目的	設置数	平均稼働率
有料制自転車駐車場	駅周辺等公共の場所での自転車の放置防止と、交通の安全や災害時の防災活動の確保を図り、区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的に設置	44	54.6%
自転車集積所		4	45.1%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

<有料制自転車駐車場>

有料制自転車駐車場は、令和2年度に西永福駅周辺において新規開設し、これをもってほぼ区内全ての駅に自転車駐車場が設置されました。区全体では、約2.6万台の収容台数があり、これと民間自転車駐車場とを合わせて、駅周辺への乗入れ台数を上回る収容台数を確保しています。

有料制自転車駐車場は、全44か所の内、約半数が、国有地、都有地、民有地を賃借しています。そのため、運営にかかるコストの3割超を賃借料が占める状況となっており、施設の安定的、継続的な運営に課題を抱えています。このような状況から、将来にわたり有料制自転車駐車場を安定的、継続的に運営し、運営にかかるコストを縮減するためには、駅周辺における区立施設を改築する際に複合化していくことを検討する必要があります。

また、慢性的に満車となる施設や、利用率が50%台にとどまる施設があるなど、地域によって利用状況に偏りがあることが課題として挙げられます。加えて、近年は保育施設の充実を背景に、2段式ラックなどの既存の駐車ラックには駐車できない子ども乗せ等の大型自転車が増加していることから、どのような自転車でも利用しやすい自転車駐車場にしていくことが求められています。

なお、運営方法については、特別区の約半数が自転車駐車場等の指定管理者制度を導入しています。区においても、民間事業者への運営移管なども含め、運営方法の見直しの検討を進めていく必要があります。

今後は、大型自転車への対応を進めるほか、駅周辺における区立施設改築の機会を捉え有料制自転車駐車場との複合化の可能性を検討するなど、運営の効率化や施設規模の適正化を図っていきます。

<自転車集積所>

放置自転車を保管するための自転車集積所については、駅周辺の放置自転車及び撤去自転車の台数の減少を受けて、自転車集積所の統廃合により、規模の適正化を図ってきました。この間の取組により、自転車集積所の施設数や施設の配置状況も適正となってきたことから、今後は、現状の規模を維持していきます。

具体的な取組、実施スケジュール

<有料制自転車駐車場に関する取組>

【有料制自転車駐車場の管理・運営の見直し】

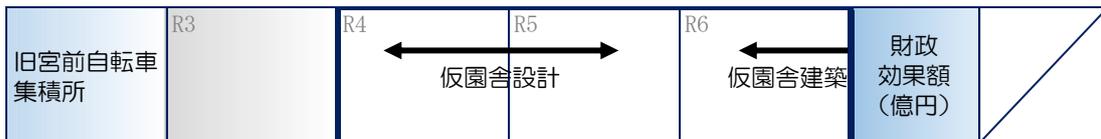
- 有料制自転車駐車場の管理・運営については、指定管理者制度等の導入や、施設によっては民間事業者への運営移管など、効率化に向けて見直しを図ります。



<自転車集積所の跡地活用>

【旧宮前自転車集積所の跡地活用】

- 旧宮前自転車集積所については、老朽化した高井戸西子供園を現地にて改築するに当たり、仮園舎の用地として活用します。
- 仮園舎の建物については、高井戸西子供園の改築期間中の仮園舎活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据えます。



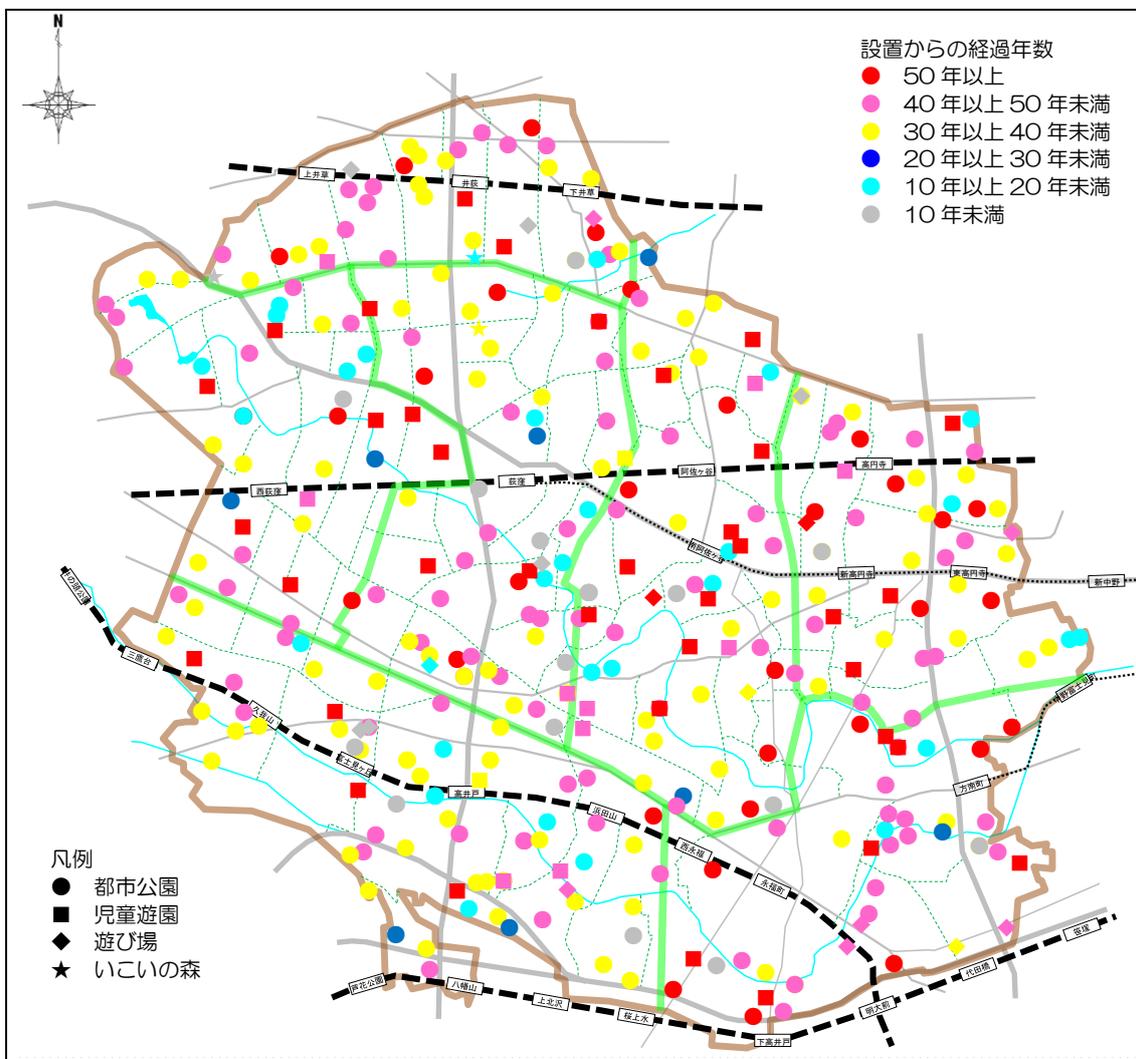
(15) 公園

施設の概要

施設種別	設置目的	設置数	総面積
都市公園	子どもの健全な発育や、多様な余暇活動、健康増進活動の場を提供するとともに、都市における貴重な緑化スペース、発災時のオープンスペースとして設置	281※	632,739 m ²
児童遊園		49	24,753 m ²
遊び場		18	40,334 m ²
いこいの森		3	4,653 m ²

※都市公園の内、10か所に公園管理事務所を設置。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

公園緑地面積は、区民一人当たり 5 m²とする条例の目標に及んでいないため、引き続き公園整備を進めていく必要があります。一方、区内に 351 か所ある都市公園等においては、開設から 30 年を経過した公園の数が 7 割を超えるなど、公園施設（※ 1）の老朽化が進み維持管理経費の増大が懸念されるとともに、少子高齢化の進展など時代の変化に伴い、公園利用に関する区民ニーズが多様化しています。

このようなことから、引き続き公園整備を進め、区民一人当たりの公園緑地面積を増やす一方、「杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針」（平成 31 年 1 月策定）に基づいて、34 か所の公園区（※ 2）のグループに分けて、公園施設の更新・再配置を図りながら、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる魅力のある公園づくりを進めていきます。

また、公園施設の内、特に安全性が求められる遊具のほか、球戯場、便所などについて、計画的な改修を行っていきます。

一方、公園管理事務所は、公園の日常の維持管理に使用することを目的とする施設で、主として公園面積が 10,000 m²を超えるような近隣公園以上の大規模な公園に設置しており、築 50 年以上が経過している施設もあるため、施設の状況等を踏まえて、今後、改築などの検討が必要です。

※ 1 「公園施設」とは、公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等をいいます。

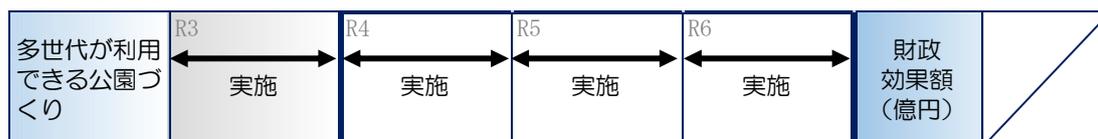
※ 2 「公園区」とは、複数の公園等で公園機能を分担・補完することで、公園機能の見直しを図る対象範囲のことをいいます。一定以上の広さを持つ核となる公園を中心に半径 500m を一つの公園区として設定しています。令和 3 年 4 月現在、区内に 32 か所設定しており、今後、2 か所を追加する予定です。

具体的な取組、実施スケジュール

<多世代が利用できる公園づくり>

【誰もが利用しやすい公園改修】

○各年度 1 か所の公園区を選定し、ワークショップ形式による公園改修案をまとめます。改修案については、地域の方へ丁寧に説明し、具体化に向けて取組を進めます。



<区立施設の移転等による跡地を活用した公園整備>

【久我山東保育園移転後の跡地及び富士見丘北公園等による一体的な公園整備】

○久我山東保育園が移転した後の跡地と、隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番とを合わせ、一体的な都市計画公園として整備し、令和6年度に開設します。

富士見丘北公園等	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	
	← 設計 →		← 既存園舎解体 →	← 公園整備 → ●		

【(仮称) 杉並第八小学校跡地公園の整備】

○旧杉並第八小学校の跡地を活用して、同用地に建築する(仮称)高円寺図書館等複合施設と合わせて、これまでの学校における震災救護所の機能を維持するため旧小学校の校庭と同程度の広さのオープンスペースを確保した公園を、令和7年度の開設に向け、整備します。

○平常時には運動ができるスペースとして、また、災害発生時には避難スペースとしても運用できるよう、既存の学校体育館を公園施設として改修し、活用していきます。

(仮称) 杉並第八小学校跡地公園	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	18.3(*)
	← 設計 →		← 公園整備 →			

(*) 44、57、64、72、78ページ再掲

<地域の核となる公園整備>

【(仮称) 松庵二丁目公園の整備】

○令和4年度の開設に向け、住民の意見を取り入れた地域のレクリエーション活動の拠点となる公園として整備します。また、公園の一部に災害備蓄倉庫を整備します。

(仮称) 松庵二丁目公園	R3	R4	R5	R6	財政効果額(億円)	
	← 公園整備 → ●		← 災害備蓄倉庫整備 →			

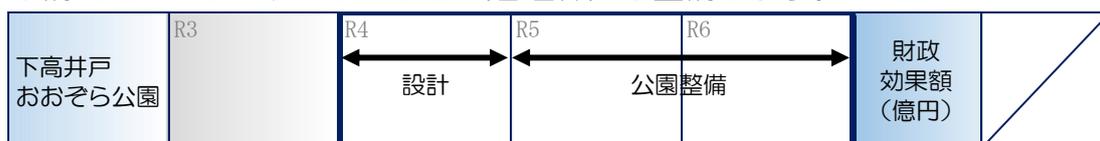
【馬橋公園の拡張・整備】

- 現在の馬橋公園に隣接する国家公務員宿舎跡地を活用して、令和6年度の開設に向け、公園を拡張・整備します。なお、拡張に合わせて既設の公園部分も一部改修します。
- 公園の拡張に伴い、新たな公園管理事務所及び災害備蓄倉庫を整備します。



【下高井戸おおぞら公園の整備】

- すでに開園している西側部分のほか、東京都が実施する水害対策用設備（地下調整池）の整備が完了した後、令和7年度中の全面開園に向け、公園整備を進めます。
- 公園内には、多目的スポーツコートを設置するとともに、更衣室やシャワー室を備えたパークステーションⅡ（管理棟）を整備します。



<（仮称）荻外荘公園の整備>

【（仮称）荻外荘公園の整備】

- 荻外荘は、戦前に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿の別邸で、組閣や日本の対外政策などの重要な会談が行われた日本政治史上重要な場所として、平成28年3月に国の史跡として指定されました。荻外荘を、その重要な会談が行われた昭和15～16年頃の姿に可能な限り復原して、令和6年12月の開設に向け、史跡公園として整備します。



(16) 民営化宿泊施設

施設の概要

設置目的					
民営化(※1)により、施設周辺の観光資源等を生かしながら、区民に良質な保養の機会及び魅力あるサービスを提供する施設として設置					
施設	竣工年月	所在地	延床面積	客室稼働率(※2)	区民利用割合(※3)
コニファー いわびつ	平成6年5月	群馬県 東吾妻町	6,965 m ²	22.6%	22.0%
富士学園	平成2年12月	山梨県 忍野村	3,812 m ²	—	—
弓ヶ浜クラブ	昭和55年3月	静岡県 南伊豆町	3,977 m ²	4.8%	59.8%

※1 区が民間事業者に施設を無償で貸付し、民間のノウハウや創意工夫を生かした特色あるサービスを提供

※2 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は、休館等の対応を実施。客室稼働率は、休館時期については利用がないものとして計算した数値（コニファーいわびつ：臨時休館を挟みつつ、感染防止対策を講じながら年間を通じて運営、富士学園：年間を通じて休館、弓ヶ浜クラブ：6月下旬～8月を除いて休館）

※3 区民利用割合には、区立学校の移動教室による区民利用者を含まない

課題と再編整備の方向性

3施設は、それぞれ経営改善に努めているものの、年間の利用者数が伸び悩んでおり、そのうちの区民利用者数及び区民利用割合は減少傾向にあります。また、各施設の老朽化に伴う維持管理経費が大きな負担となっています。これらの状況を踏まえ、3施設のあり方について検討し、その見直し方針に基づく取組を進めていきます。

具体的な取組、実施スケジュール

<施設のあり方の検討>

【コニファーいわびつ、富士学園及び弓ヶ浜クラブのあり方の検討】

○施設のあり方について検討を行い、コニファーいわびつについては令和5年度中に、富士学園及び弓ヶ浜クラブについては令和4年度中に方針を決定します。

コニファー いわびつ	R3	R4	R5	R6	財政 効果額 (億円)	
		検討・方針決定				
富士学園・ 弓ヶ浜クラブ	R3	R4	R5	R6		
		検討・方針決定				

第3章 地域ごとの取組まとめ

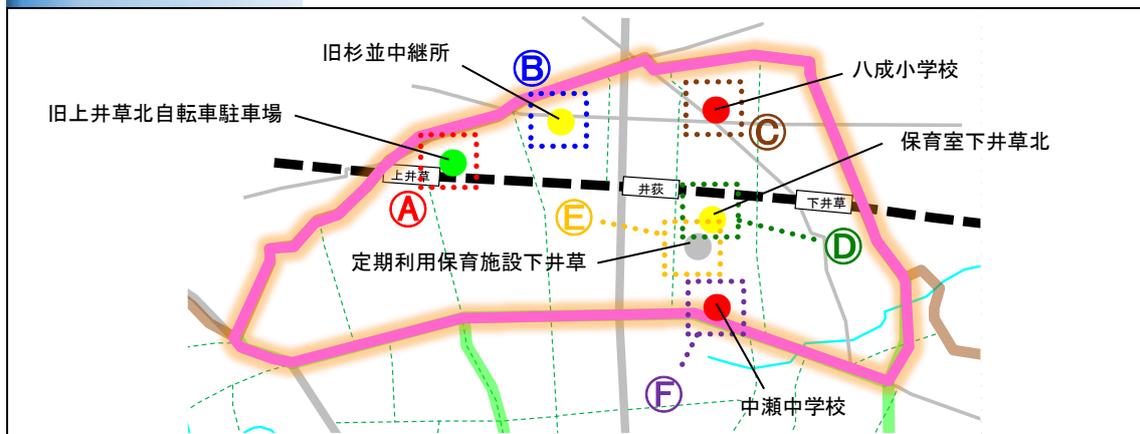
■この章について

第2章では、施設の用途ごとに第1次実施プランにおける再編整備の取組を記してきました。この章では、ここまで記載してきた各取組を、取組開始前・完了後の施設の配置図を用いて地域ごとに整理し、第2章の「具体的な取組、実施スケジュール」の記載の箇所（ページ）を示すとともに、複数の施設が関係するなど複雑な再編整備の取組については、その「取組の流れ」などを解説していきます。

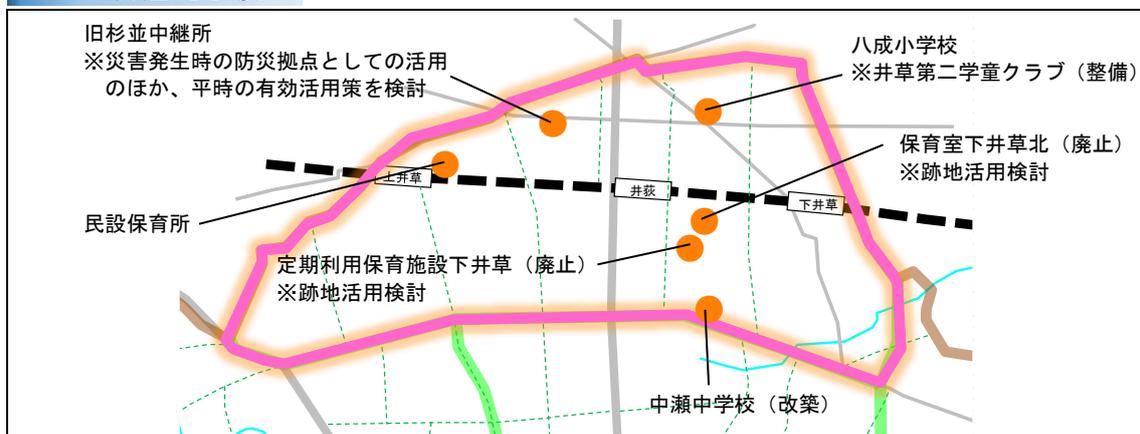
なお、各地域の「取組開始前」の地図上に記されている①などの記号は、当該地域の「取組内容」の説明箇所を示しています。また、「取組完了後」の地図については、第1次実施プランの計画期間を超えて完了する取組の記載を含みません。

(1) 井草地域

■ 取組開始前



■ 取組完了後



■ 取組内容

▶① 旧上井草北自転車駐車場跡地への保育所整備

<取組の概要>

○旧上井草北自転車駐車場の跡地は、民間事業者が保育所を整備します。

<関連ページ>

⇒55 ページ【旧上井草北自転車駐車場跡地への保育所整備】

▶② 旧杉並中継所の跡地活用検討

<取組の概要>

○旧杉並中継所については、災害発生時の区の防災拠点として活用していきます。

○前記の防災拠点としての活用を前提に、平時における有効活用策を検討していきます。

<関連ページ>

⇒95 ページ【平時における活用方法の検討】

▶③ 八成小学校内での井草第二学童クラブの実施

<取組の概要>

○八成小学校内のスペースを活用して、井草第二学童クラブを整備します。

<関連ページ>

⇒42 ページ【学童クラブの小学校内での実施】

⇒49 ページ【小学校内への学童クラブの整備】

▶④ 保育室下井草北の廃止

<取組の概要>

○保育室下井草北は、令和5年度末をもって廃止します。

○跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶⑤ 定期利用保育施設下井草の廃止

<取組の概要>

○定期利用保育施設下井草は、令和4年度末をもって廃止します。

○跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶⑤ 中瀬中学校の改築

<取組の概要>

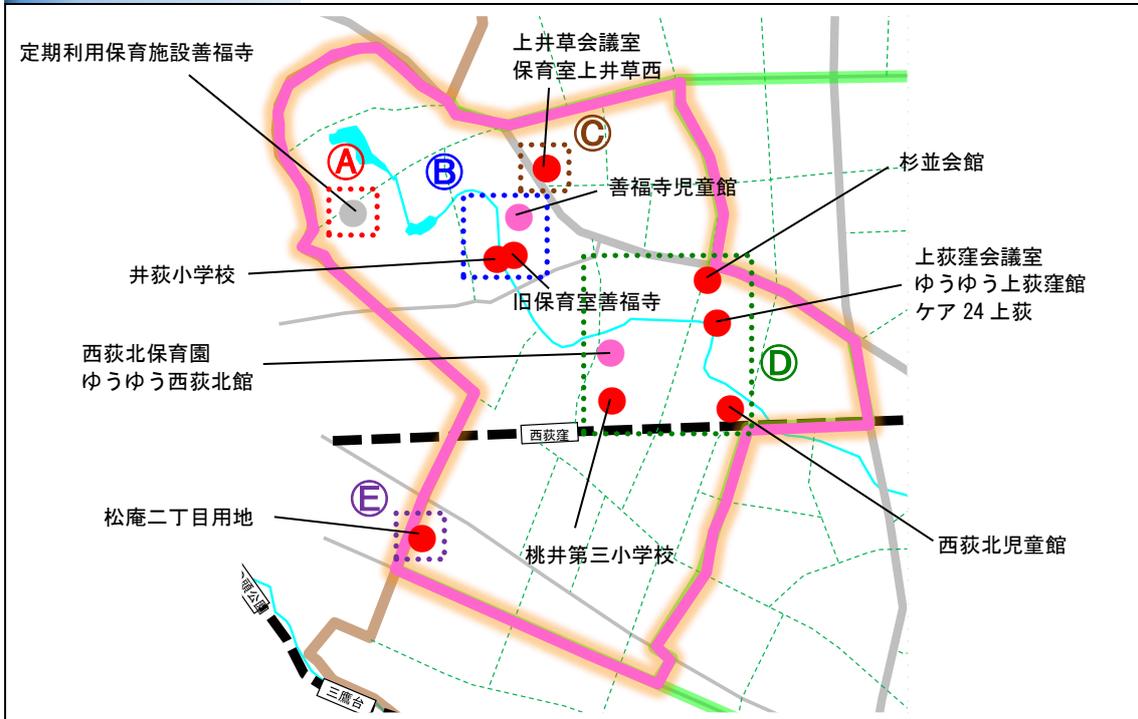
○中瀬中学校は、改築に向けた取組を進めます。

<関連ページ>

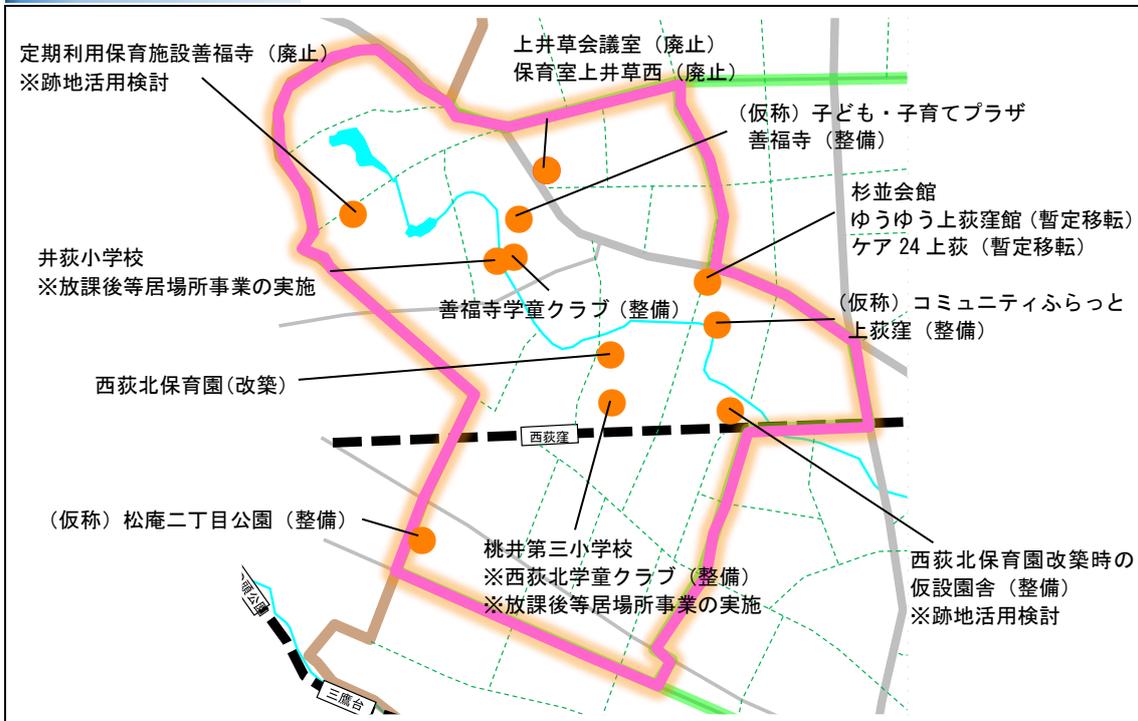
⇒39 ページ【中瀬中学校の改築】

(2) 西荻地域

■ 取組開始前



■ 取組完了後



■ 取組内容

▶① 定期利用保育施設善福寺の廃止

<取組の概要>

- 定期利用保育施設善福寺は、令和3年度末をもって廃止します。
- 跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶② 善福寺児童館の再編整備（(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺の整備等）

<取組の概要>

- 旧保育室善福寺跡地を活用して、善福寺学童クラブを整備します。
- 井荻小学校内で放課後等居場所事業を実施します。
- 機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺を整備します。

<関連ページ>

⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒50 ページ【小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備】

⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒51 ページ【子ども・子育てプラザの整備】

▶③ 上井草会議室及び保育室上井草西の廃止

<取組の概要>

- 上井草会議室及び保育室上井草西は、令和4年度末をもって廃止します。
- 跡地活用は、施設・用地の売却も視野に、今後検討します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

⇒65 ページ【区民事務所会議室の廃止】

▶④ 西荻北保育園の改築、(仮称)コミュニティふらっと上荻窪の整備等

<取組の概要>

- 桃井第三小学校内のスペースを活用して、西荻北学童クラブを整備します。
また、同小学校内で放課後等居場所事業を実施します。
- 西荻北保育園は、機能移転後の西荻北児童館施設を解体後、保育園の仮設園舎を整備し、現在の用地で改築します。
- 上荻窪会議室は、令和4年度中に廃止します。廃止後の跡地は、現在の建物を解体し、(仮称)コミュニティふらっと上荻窪を整備します。
- ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻は、杉並会館内に暫定的に移転します。

○（仮称）コミュニティふらっと上荻窪には、ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館を機能継承します。

<取組の流れ>

<p>1</p>		<p>○令和4年度から、桃井第三小学校内で、西荻北学童クラブを整備するとともに、小学生の放課後等居場所事業を実施します。</p> <p>○令和4年度中に、上荻窪会議室を廃止するとともに、ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻を杉並会館内に暫定移転します。</p>
<p>2</p>		<p>○上荻窪会議室等の跡地は、建物を解体し、（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を整備します。</p> <p>○機能移転後の西荻北児童館跡地は、建物を解体し、西荻北保育園の改築のための仮設園舎を整備します。</p>
<p>3</p>		<p>○令和8年度に（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を開設し、ゆうゆう上荻窪館とゆうゆう西荻北館を機能継承します。</p> <p>○西荻北保育園は、令和9年度に仮設園舎に移転し運営します。</p> <p>○西荻北保育園は、現在の用地で改築します。</p>
<p>4</p>		<p>○令和12年度中に、西荻北保育園は新園舎での運営を開始します。</p>

＜関連ページ＞

- ⇒42 ページ【学童クラブの小学校内での実施】
- ⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】
- ⇒49 ページ【小学校内への学童クラブの整備】
- ⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】
- ⇒58 ページ【西荻北保育園の改築】
- ⇒64 ページ【(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の再編整備】
- ⇒65 ページ【区民事務所会議室の廃止】
- ⇒68 ページ【ゆうゆう上荻窪館及びケア24 上荻の暫定移転】
- ⇒72 ページ【ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館の機能継承】

▶⑥ (仮称) 松庵二丁目公園の整備

＜取組の概要＞

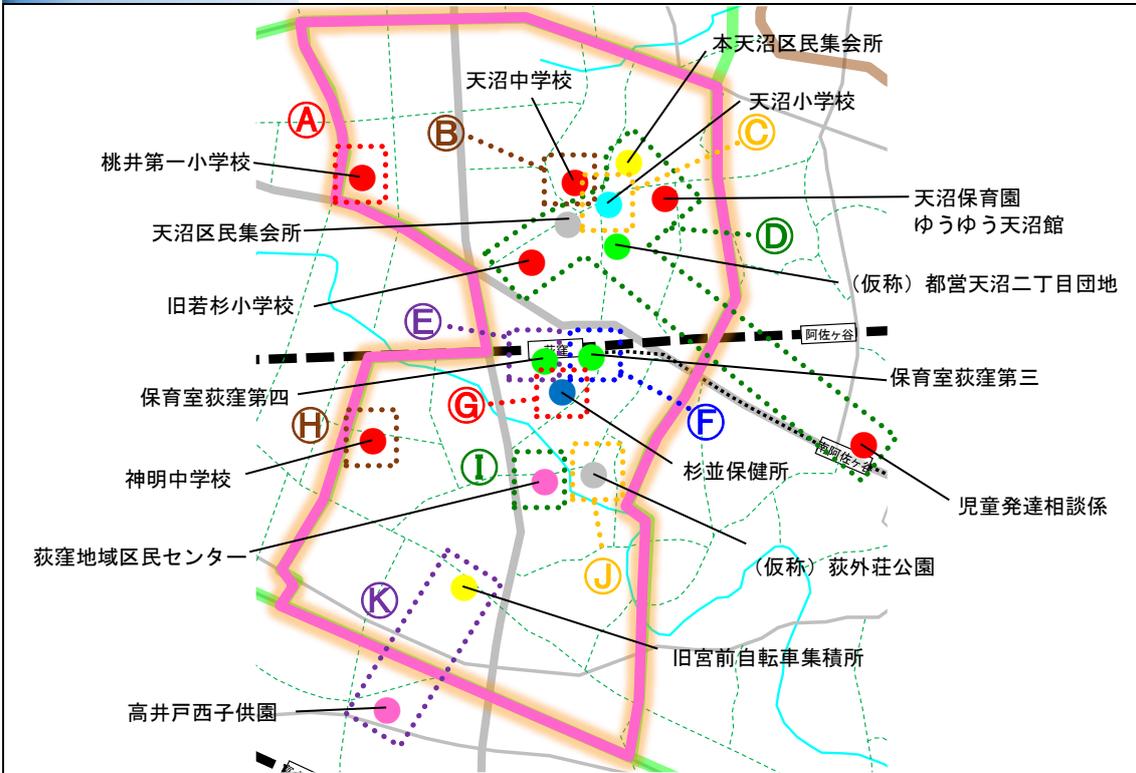
- 松庵二丁目用地を活用して、地域の核となる公園として、(仮称) 松庵二丁目公園を整備します。また、公園の一部に災害備蓄倉庫を整備します。

＜関連ページ＞

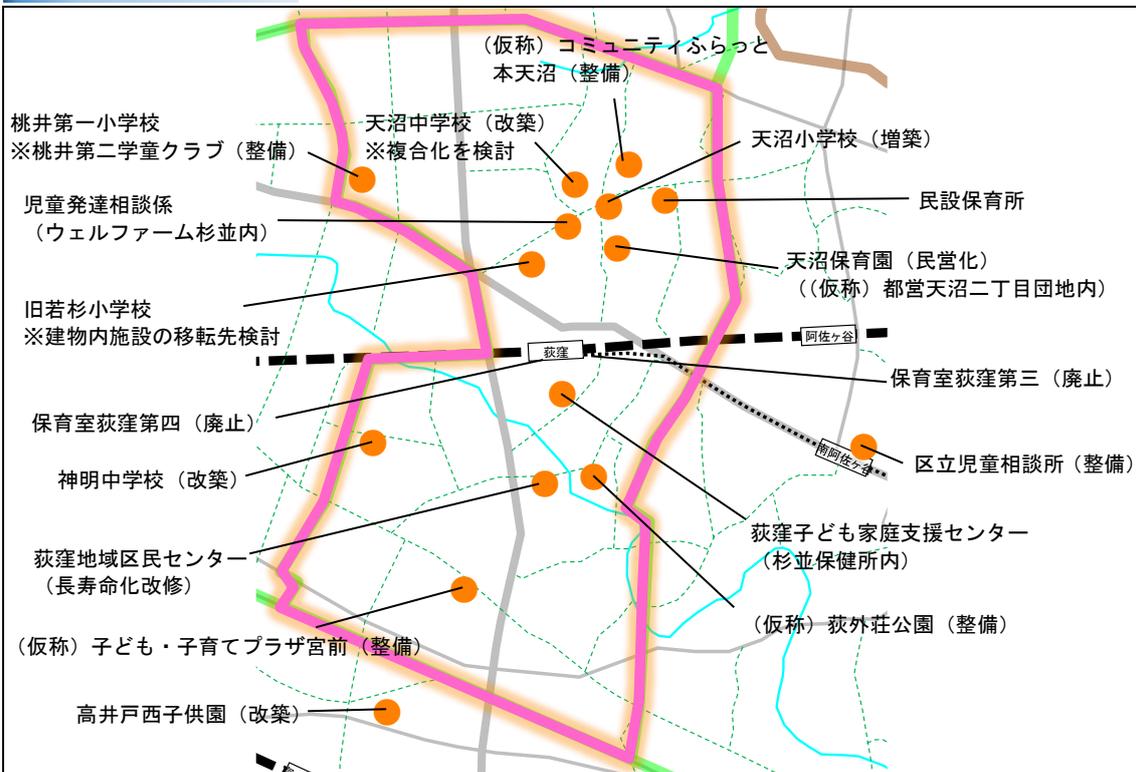
- ⇒102 ページ【(仮称) 松庵二丁目公園の整備】

(3) 荻窪地域

■ 取組開始前



■ 取組完了後



■ 取組内容

▶① 桃井第一小学校内での桃井第二学童クラブの実施

<取組の概要>

○桃井第一小学校の敷地の一部を活用して、桃井第二学童クラブを整備します。

<関連ページ>

⇒42 ページ【学童クラブの小学校内での実施】

⇒49 ページ【小学校内への学童クラブの整備】

▶② 天沼中学校の改築

<取組の概要>

○天沼中学校は、近隣施設等との複合化の可能性について検討の上、改築します。

<関連ページ>

⇒40 ページ【天沼中学校の改築】

▶③ 天沼小学校の増築

<取組の概要>

○天沼小学校は、不足している普通教室等の確保・充実を図る観点から、校舎を増築します。

<関連ページ>

⇒41 ページ【天沼小学校の増築】

▶④ 天沼保育園の移転改築・民営化、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の整備等

<取組の概要>

○天沼保育園は、(仮称)都営天沼二丁目団地内に整備する保育所に移転し、民営化します。

○天沼保育園移転後の跡地は、民間事業者が保育所を整備し、旧若杉小学校北校舎の民間保育所が移転します。

○本天沼区民集会所は、増築・改修し、(仮称)コミュニティふらっと本天沼に転用します。

○(仮称)コミュニティふらっと本天沼には、本天沼区民集会所、天沼区民集会所及びゆうゆう天沼館を機能継承します。

○天沼区民集会所は、障害者施策課児童発達相談係等の移転先として転用します。

○旧若杉小学校の跡地については、本格活用に向けて建物内で運営する施設

の移転先を検討します。

<取組の流れ>

<p>1</p>		<p>○令和5年11月に天沼保育園は、(仮称)都営天沼二丁目団地内の保育所に移転し、民営化します。</p>
<p>2</p>		<p>○本天沼区民集会所を増築・改修し、令和6年度に(仮称)コミュニティふらっと本天沼に転用し、本天沼区民集会所、天沼区民集会所、ゆうゆう天沼館を機能継承します。(機能継承までの間に、一時、休館する期間があります)。 ○この地域にコミュニティふらっとが整備されることや、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化する観点から、天沼区民集会所は、区立児童相談所の整備開始時期に合わせ、障害者施策課児童発達相談係の移転先等として転用します。</p>
<p>3</p>		<p>○令和6年度末をもって、保育室若杉は廃止します。 ○旧若杉小学校内の民間保育所は、天沼保育園・ゆうゆう天沼館の跡地に、事業者が保育所を整備し、令和6年度末に移転します。</p>
<p>4</p>		<p>○旧若杉小学校内のさざんかステップアップ教室「荻窪教室」及び重症心身障害児通所施設わかば等については、今後の移転先を検討します。</p>

<関連ページ>

- ⇒42 ページ【旧若杉小学校の跡地活用】
- ⇒57 ページ【天沼保育園の移転改築及び民営化】
- ⇒63 ページ【(仮称)コミュニティふらっと本天沼の再編整備】
- ⇒71 ページ【ゆうゆう天沼館の機能継承】
- ⇒86 ページ【重症心身障害児通所施設(わかば)の移転先検討】

▶㊥ 保育室荻窪第四の廃止

<取組の概要>

- 保育室荻窪第四は、令和5年度末をもって廃止します。
- 跡地については、借上げ施設であるため貸主に返還します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶㊦ 保育室荻窪第三の廃止

<取組の概要>

- 保育室荻窪第三は、令和3年度末をもって廃止します。
- 跡地については、借上げ施設であるため貸主に返還します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶㊧ 荻窪子ども家庭支援センターの整備

<取組の概要>

- 杉並保健所内のスペースを活用して、荻窪子ども家庭支援センターを整備します。

<関連ページ>

⇒94 ページ【荻窪子ども家庭支援センターの整備】

▶㊨ 神明中学校の改築

<取組の概要>

- 神明中学校は、現在の用地で改築します。

<関連ページ>

⇒40 ページ【神明中学校の改築】

▶㊩ 荻窪地域区民センターの長寿命化改修

<取組の概要>

- 荻窪地域区民センターは、長寿命化改修を実施します。

<関連ページ>

⇒62 ページ【荻窪地域区民センターの長寿命化改修】

▶㊪ (仮称) 荻外荘公園の整備

<取組の概要>

- 荻外荘を可能な限り当時の姿に復原し、史跡公園として整備します。

<関連ページ>

⇒103 ページ【(仮称) 荻外荘公園の整備】

▶**㊦** 旧宮前自転車集積所跡地を活用した高井戸西子供園の改築と（仮称）子ども・子育てプラザ宮前の整備

＜取組の概要＞

- 旧宮前自転車集積所の跡地を活用して高井戸西子供園の仮園舎を整備します。高井戸西子供園は、仮園舎に一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 子供園の仮園舎は、仮園舎としての活用が終了後、（仮称）子ども・子育てプラザ宮前に転用することを見据えます。

＜関連ページ＞

⇒51 ページ【子ども・子育てプラザの整備】

⇒59 ページ【高井戸西子供園の改築】

⇒99 ページ【旧宮前自転車集積所の跡地活用】

▶⑧ 杉並第一小学校の移転改築と跡地活用の検討

<取組の概要>

- 杉並第一小学校は、近隣の病院跡地に移転改築します。
- 杉並第一小学校移転後の跡地は、「杉並第一小学校等施設整備等方針」（平成29年5月策定）を踏まえて、検討を進めます。

<関連ページ>

- ⇒40 ページ【杉並第一小学校の移転改築】
- ⇒44 ページ【杉並第一小学校移転後の跡地活用】
- ⇒68 ページ【産業商工会館の移転に関する検討】

▶⑨ 阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷児童館の移転改築

<取組の概要>

- 阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷児童館は、旧阿佐谷けやき公園プール用地に整備する複合施設に移転します。
- 阿佐谷地域区民センター移転後の跡地については、借上げ施設であるため貸主に返還します。
- 阿佐谷児童館は、杉並第一小学校の移転改築後、小学生の放課後等の居場所の機能を同小学校内に移転することを前提に、（仮称）子ども・子育てプラザ阿佐谷に転用することを見据えます。

<関連ページ>

- ⇒51 ページ【子ども・子育てプラザの整備】
- ⇒52 ページ【阿佐谷児童館の移転・複合化】
- ⇒62 ページ【阿佐谷地域区民センターの移転改築】

▶⑩ 定期利用保育施設南阿佐ヶ谷第二の廃止

<取組の概要>

- 定期利用保育施設南阿佐ヶ谷第二は、令和4年度末をもって廃止します。
- 跡地については、借上げ施設であるため貸主に返還します。

<関連ページ>

- ⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶⑪ 保育室南阿佐ヶ谷の廃止

<取組の概要>

- 保育室南阿佐ヶ谷は、令和4年度末をもって廃止します。
- 跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

- ⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>
- ⇒94 ページ【職員会館の廃止と跡地活用の検討】

▶㊦ 区役所本庁舎（東棟）の改築等に向けた検討

<取組の概要>

○本庁舎東棟は、今後の改築に向けた検討を進めます。

<関連ページ>

⇒94 ページ【本庁舎（東棟）の改築等に向けた検討】

▶㊧ 杉並第七小学校内での放課後等居場所事業の実施

<取組の概要>

○杉並第七小学校内では、放課後等居場所事業を実施します。

○機能移転後の阿佐谷南児童館の跡地は、区立児童相談所を整備します。

<関連ページ>

⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒95 ページ【区立児童相談所の整備】

▶㊨ 旧西田保育園等跡地への保育所整備

<取組の概要>

○廃止した旧西田保育園及び移転したゆうゆう西田館の跡地は、民間事業者が保育所を整備します。

<関連ページ>

⇒55 ページ【旧西田保育園・ゆうゆう西田館移転後の跡地への保育所整備】

▶㊩ 杉並第二小学校の改築

<取組の概要>

○杉並第二小学校は、現在の用地で改築します。

<関連ページ>

⇒39 ページ【杉並第二小学校の改築】

▶㊪ 成田保育園の移転改築及びコミュニティふらっと成田の整備

<取組の概要>

○旧成田西子供園跡地に、成田保育園とコミュニティふらっと成田の併設施設を整備します。

○コミュニティふらっと成田には、ゆうゆう浜田山館を機能継承します。また、本コミュニティふらっとで、町会や青少年育成委員会の活動場所を確保し、成田会議室は廃止します。

○成田保育園移転後の跡地は、民間事業者が保育所を整備し、阿佐谷南児童館等に併設する保育所が移転します。

○機能継承後のゆうゆう浜田山館の跡地は、高井戸子ども家庭支援センター

を整備します。

<関連ページ>

- ⇒55 ページ【成田保育園の移転改築】
- ⇒63 ページ【コミュニティふらっと成田の再編整備】
- ⇒65 ページ【区民事務所会議室の廃止】
- ⇒71 ページ【ゆうゆう浜田山館の機能継承】
- ⇒94 ページ【高井戸子ども家庭支援センターの整備】

▶⑧ 旧保育室浜田山東跡地を活用した高井戸東保育園の改築等

<取組の概要>

- 浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。
- 定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。
- ケア24 浜田山は、高井戸地域区民センター内(定期利用保育施設高井戸廃止後の跡地)に移転します。
- 高井戸東保育園は、旧保育室浜田山東の跡地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築します。
- ゆうゆう高井戸東館は、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。

<取組の流れ>

⇒高井戸地域(129ページ)を参照

<関連ページ>

- ⇒58 ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】
- ⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>
- ⇒64 ページ【コミュニティふらっと浜田山の再編整備】
- ⇒72 ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】

▶⑨ 大宮保育園の移転改築及び民営化

<取組の概要>

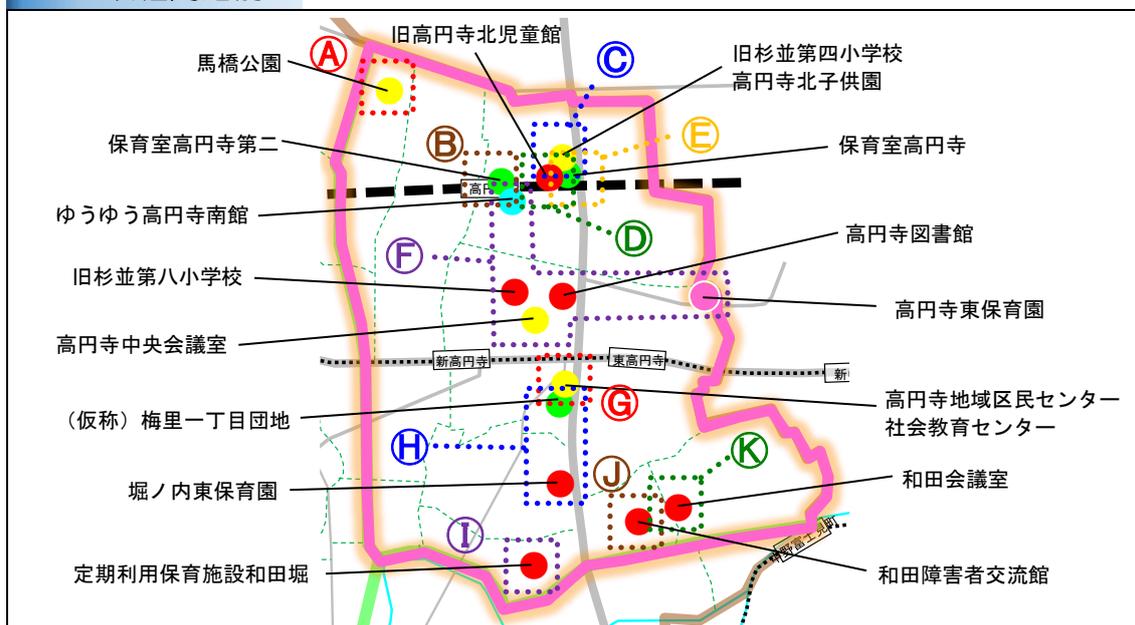
- 大宮保育園は、民間事業者が旧園舎の用地に整備する保育所に移転し、民営化します。
- 永福北保育園は、現在、大宮保育園が仮園舎として活用している永福三丁目複合施設内の保育所に移転し、民営化します。
- 永福北保育園移転後の跡地は、済美教育センターの教育相談担当の移転先とします。

<関連ページ>

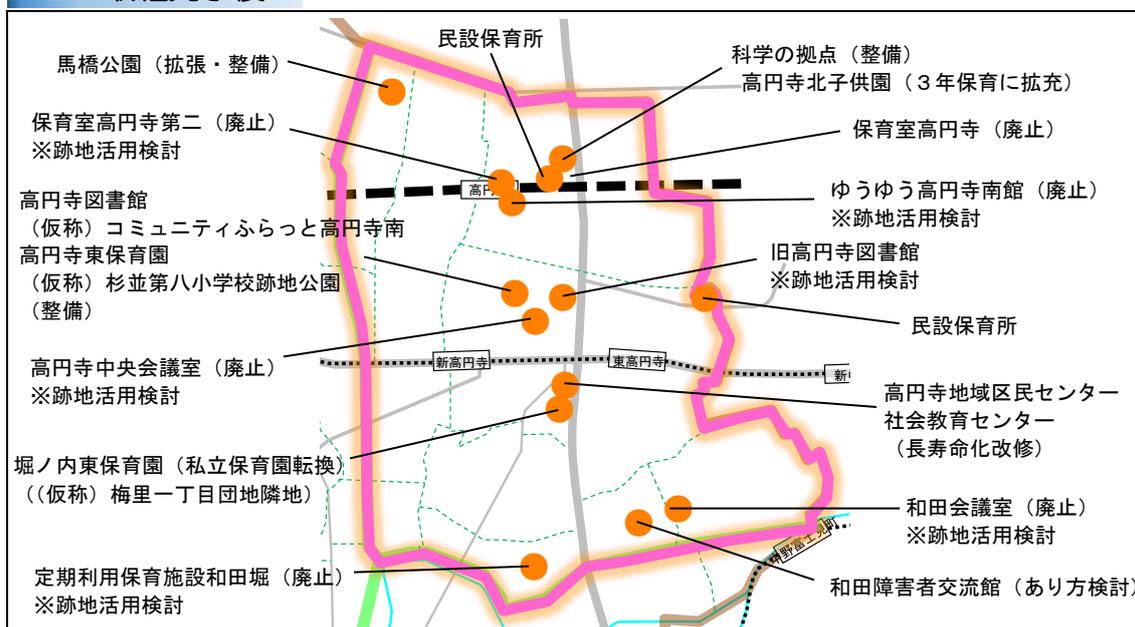
- ⇒56 ページ【大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化】
- ⇒96 ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】

(5) 高円寺地域

■ 取組開始前



■ 取組完了後



■ 取組内容

▶① 馬橋公園の拡張・整備

<取組の概要>

- 馬橋公園は、隣接する国家公務員宿舎跡地を活用して、令和6年度の開設に向け、公園を拡張・整備します。
- 公園の拡張に伴い、新たな公園管理事務所及び災害備蓄倉庫を整備します。

<関連ページ>

⇒103 ページ【馬橋公園の拡張・整備】

▶② 保育室高円寺第二の廃止

<取組の概要>

- 保育室高円寺第二は、令和3年度末をもって廃止します。
- 跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶③ 旧杉並第四小学校跡地を活用した科学の拠点等の整備

<取組の概要>

- 旧杉並第四小学校跡地を改修し、科学の拠点及び地域の方々が多目的に利用することができる集会機能を整備します。なお、運営は民間事業者が行います。
- 高円寺北子供園は、南側建物に移転し、3年保育に拡充します。

<関連ページ>

⇒43 ページ【旧杉並第四小学校の跡地活用】

⇒59 ページ【高円寺北子供園の3年保育への拡充及び保育環境の整備】

⇒81 ページ【旧杉並第四小学校跡地を活用した科学の拠点等の整備】

▶④ 旧高円寺北児童館跡地を活用した保育所の整備

<取組の概要>

- 旧高円寺北児童館の跡地は、民間事業者が保育所を整備します。

<関連ページ>

⇒55 ページ【旧高円寺北児童館跡地への保育所整備】

▶㊦ 保育室高円寺の廃止

<取組の概要>

- 保育室高円寺は、令和5年度末をもって廃止します。
- 跡地については、借上げ施設であるため貸主に返還します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶㊦ 旧杉並第八小学校跡地を活用した(仮称)高円寺図書館等複合施設及び公園整備

<取組の概要>

- 旧杉並第八小学校跡地を活用し、(仮称)高円寺図書館等複合施設及び(仮称)杉並第八小学校跡地公園を整備します。
- (仮称)高円寺図書館等複合施設には、高円寺図書館及び高円寺東保育園を移転改築するとともに、(仮称)コミュニティふらっと高円寺南を整備します。
- 高円寺図書館と(仮称)コミュニティふらっと高円寺南のスペースを活用し、中・高校生の新たな居場所を確保していきます。
- (仮称)コミュニティふらっと高円寺南には、ゆうゆう高円寺南館を機能継承します。また、本コミュニティふらっとで、町会や青少年育成委員会の活動場所を確保し、高円寺中央会議室は廃止します。
- 高円寺図書館移転後の跡地、ゆうゆう高円寺南館機能継承後の跡地及び高円寺中央会議室の跡地は、今後、有効活用策を検討します。
- 高円寺東保育園移転後の跡地は、民間事業者により保育所を整備します。

<関連ページ>

⇒44 ページ【旧杉並第八小学校の跡地活用】
⇒51 ページ【中・高校生の新たな居場所の確保】
⇒57 ページ【高円寺東保育園の移転改築】
⇒64 ページ【(仮称)コミュニティふらっと高円寺南の再編整備】
⇒65 ページ【区民事務所会議室の廃止】
⇒72 ページ【ゆうゆう高円寺南館の機能継承】
⇒78 ページ【高円寺図書館の移転改築】
⇒102 ページ【(仮称)杉並第八小学校跡地公園の整備】

▶㊦ 高円寺地域区民センター及び社会教育センター(セシオン杉並)の長寿命化改修

<取組の概要>

- セシオン杉並は、令和3～4年度にかけて長寿命化改修を実施します。

<関連ページ>

⇒62 ページ【高円寺地域区民センター(セシオン杉並)の長寿命化改修】
⇒81 ページ【社会教育センター(セシオン杉並)の長寿命化改修】

▶⑧ 堀ノ内東保育園の改築及び私立保育園転換

<取組の概要>

- 指定管理者制度を導入している堀ノ内東保育園は、(仮称)都営梅里一丁目団地隣接地に民間事業者が整備する保育所に令和7年度に移転し、私立保育園に転換します。
- 堀ノ内東保育園移転後の跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

⇒57 ページ【堀ノ内東保育園の移転改築及び私立保育園転換】

▶⑨ 定期利用保育施設和田堀の廃止

<取組の概要>

- 定期利用保育施設和田堀は、令和3年度末をもって廃止します。
- 跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶⑩ 和田障害者交流館のあり方検討

<取組の概要>

- 稼働率が低いことや施設の老朽化等を踏まえ、施設の有効活用等について検討します。

<関連ページ>

⇒86 ページ【和田障害者交流館のあり方についての検討】

▶⑪ 和田会議室の廃止

<取組の概要>

- 和田会議室については、セシオン杉並の長寿命化改修の終了に合わせて廃止します。
- 跡地については、今後、有効活用策を検討します。

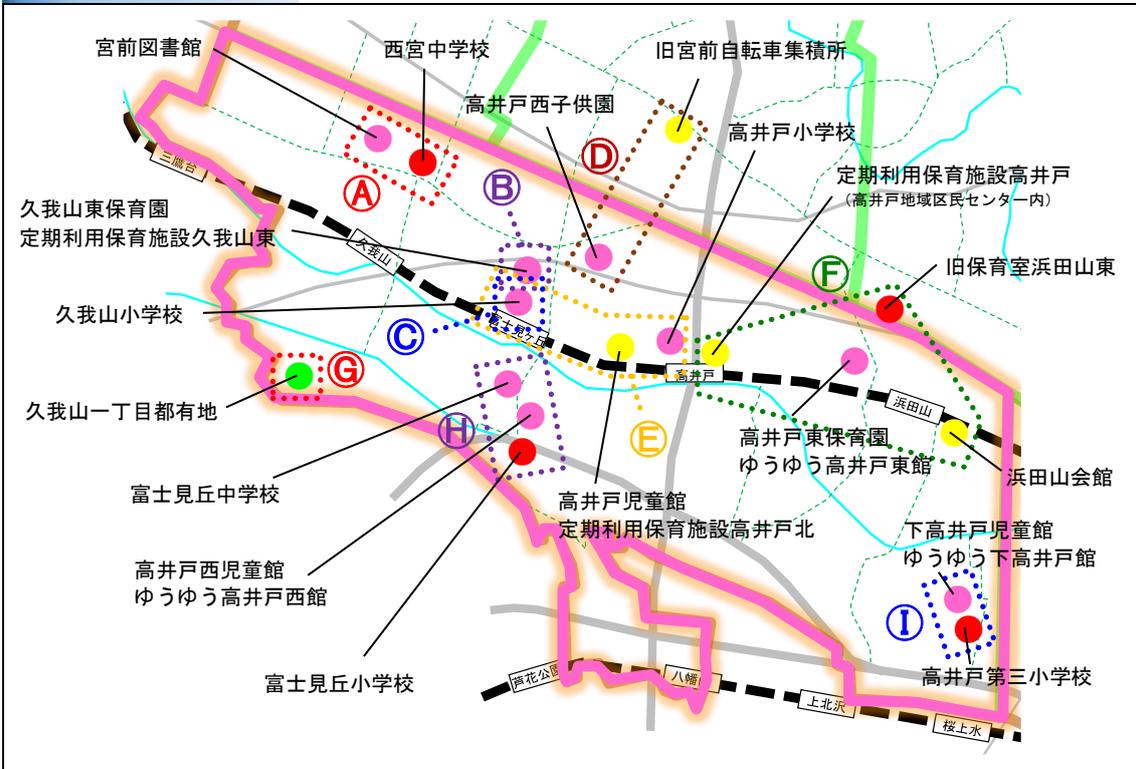
<関連ページ>

⇒62 ページ【高円寺地域区民センター(セシオン杉並)の長寿命化改修】

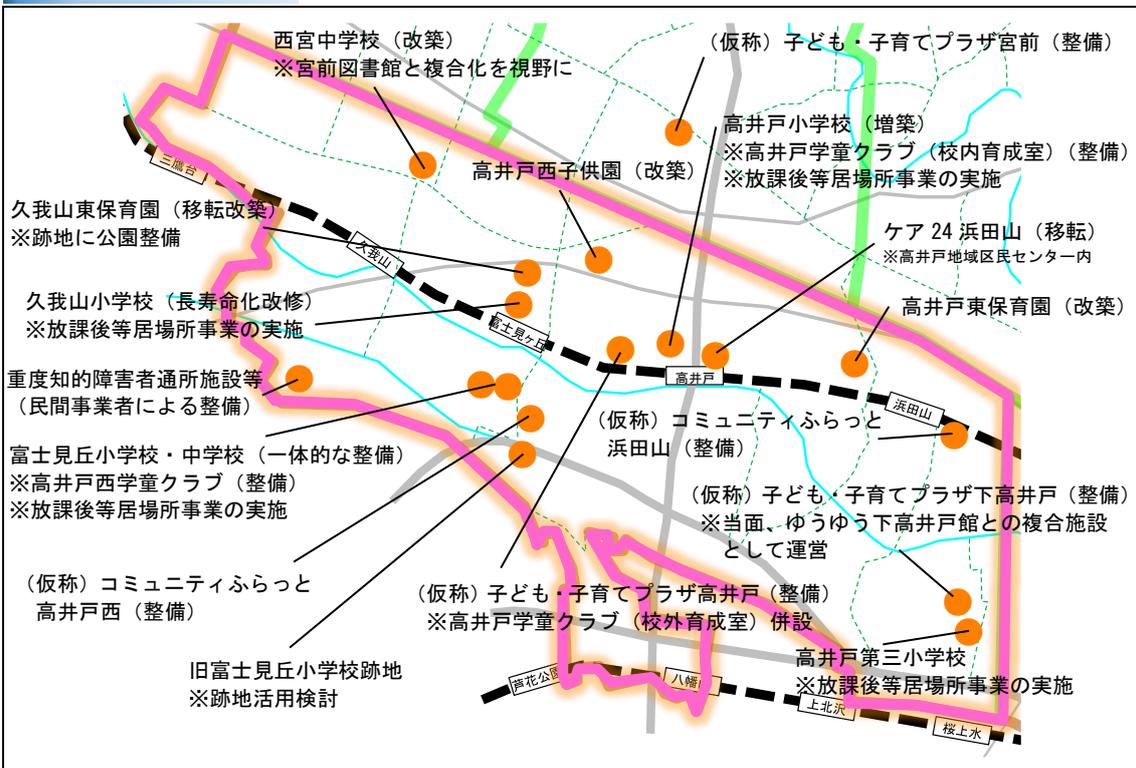
⇒65 ページ【区民事務所会議室の廃止】

(6) 高井戸地域

■ 取組開始前



■ 取組完了後



■ 取組内容

▶① 宮前図書館の複合化を視野に入れた西宮中学校の改築

<取組の概要>

- 西宮中学校は、改築に向けた取組を進めます。
- 改築に当たっては、近隣の宮前図書館の複合化を視野に取組を進めます。

<関連ページ>

- ⇒40 ページ【西宮中学校の改築】
- ⇒78 ページ【宮前図書館の移転改築（学校との複合化）】

▶② 久我山東保育園の移転改築と跡地等を活用した公園の整備

<取組の概要>

- 久我山東保育園は、近隣の用地へ移転改築します。
- 久我山東保育園併設の定期利用保育施設久我山東は、令和5年1月末をもって廃止します。
- 保育園の跡地には、隣接する公園・遊び場を合わせて、公園を整備します。

<関連ページ>

- ⇒56 ページ【久我山東保育園の移転改築】
- ⇒102 ページ【久我山東保育園移転後の跡地及び富士見丘北公園等による一体的な公園整備】

▶③ 久我山小学校の長寿命化改修の実施

<取組の概要>

- 久我山小学校は、長寿命化が期待できる建物として、長寿命化改修を実施します。

<関連ページ>

- ⇒41 ページ【久我山小学校の長寿命化改修】

▶④ 高井戸西子供園の改築

<取組の概要>

- 旧宮前自転車集積所の跡地を活用して高井戸西子供園の仮園舎を整備します。高井戸西子供園は、仮園舎に一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 子供園の仮園舎は、仮園舎としての活用が終了後、（仮称）子ども・子育てプラザ宮前に転用することを見据えます。

<関連ページ>

- ⇒51 ページ【子ども・子育てプラザの整備】
- ⇒59 ページ【高井戸西子供園の改築】
- ⇒99 ページ【旧宮前自転車集積所の跡地活用】

▶⑤ 高井戸小学校の増築と高井戸児童館の再編整備（（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸の整備）

＜取組の概要＞

- 不足している普通教室の確保・充実を図る観点から、高井戸小学校の校舎を増築します。
- 増築に合わせて、学童クラブ育成室を整備し、高井戸学童クラブ（校内育成室）を開設します。また、高井戸小学校内及び久我山小学校内で放課後等居場所事業を実施します。
- 高井戸児童館併設の定期利用保育施設高井戸北は、令和3年度末をもって廃止します。
- 小学生の放課後等の居場所の機能を移転した高井戸児童館施設（併設施設を含む）を転用して、（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸を整備します。なお、施設の一部を高井戸学童クラブの校外育成室として活用します。

＜関連ページ＞

- ⇒41 ページ【高井戸小学校の増築】
- ⇒42 ページ【学童クラブの小学校内での実施】
- ⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】
- ⇒49 ページ【小学校内への学童クラブの整備】
- ⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】
- ⇒51 ページ【子ども・子育てプラザの整備】
- ⇒58 ページ＜区保育室及び定期利用保育事業の廃止＞

▶⑥ 高井戸東保育園の改築と（仮称）コミュニティふらっと浜田山の整備

＜取組の概要＞

- 定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。
- ケア24 浜田山は、高井戸地域区民センター内（定期利用保育施設高井戸廃止後の跡地）に移転します。
- 浜田山会館を改修し、（仮称）コミュニティふらっと浜田山に転用します。
- ゆうゆう高井戸東館は、（仮称）コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。
- 高井戸東保育園は、旧保育室浜田山東の跡地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築します。

<取組の流れ>

<p>1</p>		<p>○定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。</p>
<p>2</p>		<p>○旧保育室浜田山東は、建物を解体し、高井戸東保育園改築のための仮設園舎を整備します。</p> <p>○ケア24 浜田山は、定期利用保育施設高井戸の跡地に、令和5年度末に移転します。</p> <p>○浜田山会館は、ケア24 跡地部分も含めて改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。</p>
<p>3</p>		<p>○令和7年度に(仮称)コミュニティふらっと浜田山を開設し、浜田山会館及びゆうゆう高井戸東館を機能継承します。</p> <p>○高井戸東保育園は、令和7年度に仮設園舎に移転し運営します。</p> <p>○高井戸東保育園は、現在の用地で改築します。</p>
<p>4</p>		<p>○令和9年度中に、高井戸東保育園は新園舎での運営を開始します。</p>

<関連ページ>

⇒58 ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】

⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

⇒64 ページ【(仮称)コミュニティふらっと浜田山の再編整備】

⇒72 ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】

▶㉔ 久我山一丁目都有地を活用した重度知的障害者通所施設等の整備

＜取組の概要＞

○久我山一丁目都有地を活用して、重度知的障害者通所施設等（生活介護、知的障害者グループホーム、短期入所、緊急ショートステイ）を整備します。

＜関連ページ＞

⇒86 ページ【*都有地を活用した重度知的障害者通所施設等の整備*】

▶㉕ 富士見丘小学校及び富士見丘中学校の一体的な整備、（仮称）コミュニティふらっと高井戸西の整備

＜取組の概要＞

○富士見丘小学校は、富士見丘中学校の隣地へ移転改築します。また、高井戸西学童クラブを小学校内に移転するとともに、放課後等居場所事業を実施します。

○富士見丘中学校は、富士見丘小学校移転後の校舎を仮校舎として活用し、現在の用地で改築します。

○機能移転後の高井戸西児童館は、併設するゆうゆう高井戸西館と合わせて、現在の建物を解体し、（仮称）コミュニティふらっと高井戸西を整備します。

○ゆうゆう高井戸西館については、（仮称）コミュニティふらっと高井戸西に機能継承します。なお、コミュニティふらっとの整備工事期間中においては、富士見丘小学校移転後の校舎（富士見丘中学校仮校舎のスペース）を代替活動場所として活用します。

○富士見丘中学校の仮校舎等としての活用が終わった後の、富士見丘小学校跡地については、今後、有効活用策を検討します。

＜取組の流れ＞

1		○富士見丘小学校は、富士見丘中学校の隣地に新校舎を整備し、令和5年度中に移転改築します。
2		○富士見丘中学校は、富士見丘小学校との一体的な整備を進める考えから、富士見丘小学校跡地を仮校舎として活用し、現在の用地で改築します。

3		<p>○令和6年度から、富士見丘小学校内で、高井戸西学童クラブを整備するとともに、小学生の放課後等居場所事業を実施します。</p> <p>○ゆうゆう高井戸西館は、令和6年度途中から、富士見丘小移転後の校舎（富士見丘中学校仮校舎のスペース）において代替事業を実施し、活動場所を移転します。</p>
4		<p>○機能移転後の高井戸西児童館及びゆうゆう高井戸西館跡地は、建物を解体し、(仮称)コミュニティふらっと高井戸西を整備します。</p>
5		<p>○富士見丘中学校は、令和8年度から新校舎で運営します。</p>
6		<p>○令和9年度に(仮称)コミュニティふらっと高井戸西を開設し、ゆうゆう高井戸西館(ゆうゆう館代替事業)を機能継承します。</p>
7		<p>○旧富士見丘小学校跡地については、跡地活用を検討します。</p>

<関連ページ>

- ⇒39 ページ【富士見丘小学校の移転改築及び富士見丘中学校の改築（一体的整備）】
- ⇒42 ページ【学童クラブの小学校内での実施】
- ⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】
- ⇒45 ページ【富士見丘小学校移転後の跡地活用】
- ⇒49 ページ【小学校内への学童クラブの整備】

⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒65 ページ【(仮称) コミュニティふらっと高井戸西の再編整備】

⇒73 ページ【ゆうゆう高井戸西館の機能継承】

▶① 高井戸第三小学校内での放課後等居場所事業の実施と(仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸の整備

＜取組の概要＞

○高井戸第三小学校内で、放課後等居場所事業を実施します。

○下高井戸児童館を、(仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸に転用します。

なお、複合施設であるゆうゆう下高井戸館は、当面、(仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸との複合施設として運営します。

＜関連ページ＞

⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

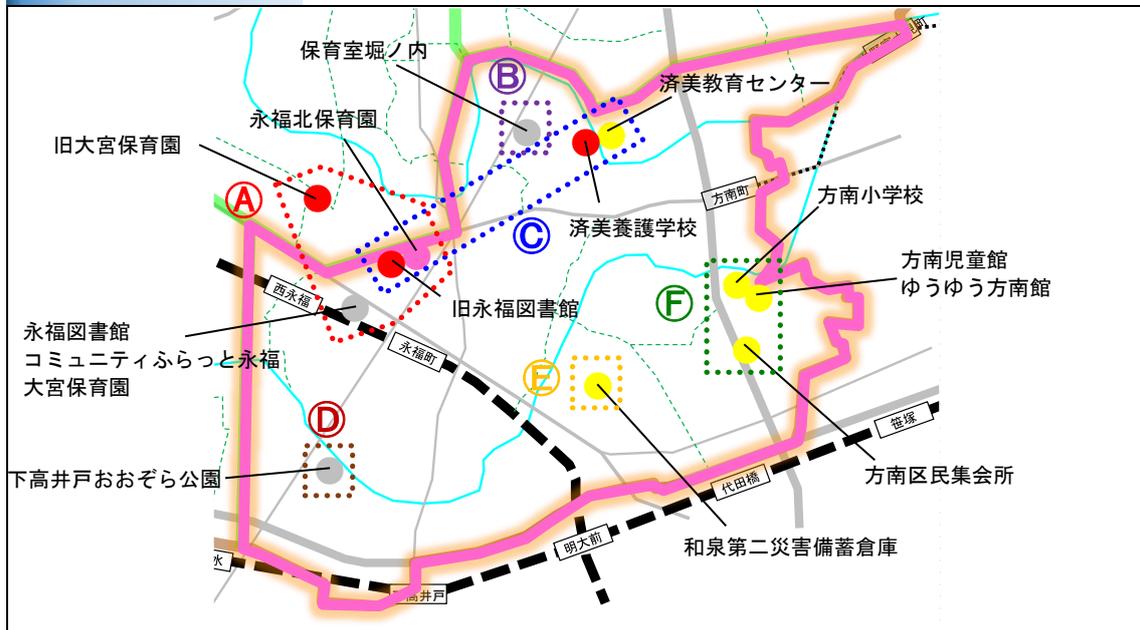
⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒51 ページ【子ども・子育てプラザの整備】

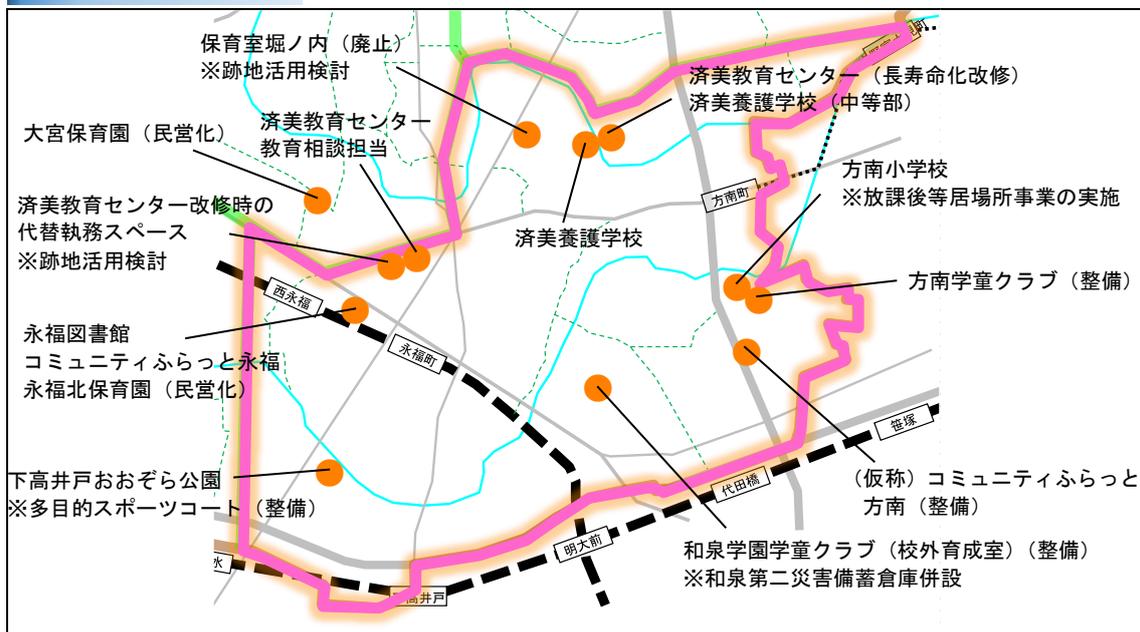
⇒73 ページ【ゆうゆう下高井戸館の機能継承】

(7) 方南和泉地域

■ 取組開始前



■ 取組完了後



■ 取組内容

▶① 大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化

<取組の概要>

- 大宮保育園は、民間事業者が旧園舎の用地に整備する保育所に移転し、民営化します。
- 永福北保育園は、現在、大宮保育園が仮園舎として活用している永福三丁目複合施設内の保育所に移転し、民営化します。
- 永福北保育園移転後の跡地は、済美教育センターの教育相談担当の移転先とします。

<関連ページ>

- ⇒56 ページ【大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化】
- ⇒96 ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】

▶② 保育室堀ノ内の廃止

<取組の概要>

- 保育室堀ノ内は、令和3年度末をもって廃止します。
- 跡地については、今後、有効活用策を検討します。

<関連ページ>

- ⇒58 ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止>

▶③ 済美養護学校中等部の移転に伴う済美教育センター機能の移転等

<取組の概要>

- 永福北保育園は、永福三丁目複合施設内の保育所に移転し、民営化します。
- 済美養護学校中等部を済美教育センター内に移転します。
- 済美教育センターは、済美養護学校中等部の受け入れのため、増築・改修します。また、これに合わせて、教育相談担当は永福北保育園移転後の跡地に移転します。
- 済美教育センターの改修工事期間中、済美教育センターは、旧永福図書館跡地を仮庁舎として活用します。

<関連ページ>

- ⇒41 ページ【済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転】
- ⇒56 ページ【大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化】
- ⇒79 ページ【旧永福図書館移転後の跡地活用】
- ⇒96 ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】

▶④ 下高井戸おおぞら公園の全面開園に向けた公園整備

＜取組の概要＞

- 多目的スポーツコートを設置するとともに、パークステーションⅡ（管理棟）を整備します。

＜関連ページ＞

⇒83 ページ【下高井戸おおぞら公園内多目的スポーツコートの整備】

⇒103 ページ【下高井戸おおぞら公園の整備】

▶⑤ 和泉第二災害備蓄倉庫用地への和泉学園学童クラブ（校外育成室）の整備

＜取組の概要＞

- 和泉第二災害備蓄倉庫の用地を活用して、和泉学園学童クラブ（校外育成室）を整備します。

＜関連ページ＞

⇒50 ページ【小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備】

▶⑥ （仮称）コミュニティふらっと方南の整備と方南学童クラブの整備等

＜取組の概要＞

- 方南区民集会所を改修し、（仮称）コミュニティふらっと方南に転用します。
- ゆうゆう方南館は、（仮称）コミュニティふらっと方南に機能継承します。
- 方南小学校内で、放課後等居場所事業を実施します。
- 機能移転後の方南児童館跡地及び機能継承後のゆうゆう方南館跡地は、方南学童クラブに転用します。

＜関連ページ＞

⇒42 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒49 ページ【機能移転後の児童館施設を活用した学童クラブの整備】

⇒50 ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

⇒63 ページ【（仮称）コミュニティふらっと方南の再編整備】

⇒71 ページ【ゆうゆう方南館の機能継承】

資料編

1 第1期計画の基本方針

(1) 施設設置基準の見直しー7地域の継承と46地区の基準の転換

区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅勢圏中心に設定した7地域については、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。

一方、児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準については、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直し、今後は「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

なお、施設の配置にあたっては、高齢化の一層の進展を視野に入れ、施設間の巡回車両の導入の研究なども含め、区民の利便性の確保に配慮して配置を進めます。

(2) 複合化・多機能化等による効率化の推進

施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。

廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。

生み出された果実（貸付・売却等による財政効果）は、区民福祉の向上を図るため、その時々々の行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進します。

(3) 学校施設と学校跡地の有効活用

地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の推移などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。

また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。

(4) 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、限られた施設スペースの中でサービスの充実を図ることがもはや限界を迎えていること、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向け、各種の子育て支援サービスに関する利用相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを段階的に継承し、充実を図ります。

(5) ゆうゆう館の再編

60 歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館（旧敬老会館）は、保育園を併設する施設の一部については保育施設への転用を図るとともに、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。

再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。

(6) 地域コミュニティ施設の再編

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点として位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、現在は特定の年齢層を対象にした施設であるゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる施設へと段階的に再編します。施設の配置にあたっては、誰もが身近な地域で気軽に利用できるように配慮するとともに、地域団体等による世代間交流事業などを推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備を進めます。

(7) 誰もが利用しやすい施設整備の推進

区立施設は区民生活に最も身近な施設であることから、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に利用できるよう、だれでもトイレやエントランススロープの設置など、バリアフリーに配慮した施設づくりを推進します。

また、今後の施設整備にあたっては、内装や間取りの変更が容易な工法（スケルトンインフィル）を採用するなど、区民ニーズの変化に応じて用途を柔軟に変えて活用できるような施設づくりを進めます。

(8) 緊急性の高い施設の優先整備

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。

また、都市部における女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展を背景に今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について優先的に整備を行い、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる環境整備を進めます。

(9) 国や東京都、他自治体等との連携

特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地のほか区有地との交換も視野に入れ、財政負担の軽減化を図ります。また、広域的な施設については、近隣自治体との共同運営の可能性についても検討していきます。

2 第1次実施プランにおける財政効果額

第1期計画と同様の算出方法により、第1次実施プランの計画期間中（令和4～6年度）に施設の開設などを予定している取組について、算出期間を40年間（令和43年度まで）と設定し、財政効果額を算出しました。その結果、40年間の財政効果額は、約221.7億円となりました。なお、計算には再編整備の一連の取組の中で、令和7年度当初に開設等を予定している施設の効果額を含むほか、施設を改築する場合の旧施設の解体費用を控除しています。

1 施設の廃止による効果額

- 廃止する施設について、跡地を売却した際の売却益及び廃止に伴い不要となる改築費、改修費、施設維持費。

取組				
・ 上荻窪会議室の廃止				
用地の売却益	施設費用の削減			合計① (※2)
	改築費用の削減	改修費用の削減(※1)	維持費の削減(※1)	
—	1.1億円	0.2億円	1.0億円	2.3億円

2 施設を他用途に転用することによる効果額

- 転用する施設について、転用により不要となる旧施設の維持管理費等（転用しない場合に必要となる用地取得費を含む）。なお、取組を進めるに当たって施設を改築する場合には、旧施設の解体費用を控除。

取組				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 済美養護学校中等部の移転 ・ 旧杉並第八小学校の跡地活用 ・ 子ども・子育てプラザの整備（善福寺、下高井戸、高井戸） ・ 阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷児童館の移転・複合化等 ・ 保育園跡地等への民間保育所整備（成田、大宮、天沼） ・ コミュニティふらっとの再編整備（方南、本天沼、高円寺南、浜田山） ・ 科学の拠点の整備 				
用地取得費の削減	施設費用の削減			合計② (※2)
	改築費用の削減	改修費用の削減(※1)	維持費の削減(※1)	
155.0億円	4.2億円	1.6億円	7.6億円	168.4億円

3 民間等からの借上施設等の廃止による効果額

- 施設等の廃止に伴い不要又は減額となる賃料等の額（※1）

取組	合計③
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室の廃止（荻窪第三、荻窪第四、高円寺） ・ 定期利用保育事業の廃止（南阿佐ヶ谷第二） ・ 阿佐谷地域区民センターの移転改築 	45.3億円

4 施設の貸付による効果額

- 貸付により得られる賃料収入の額（※1）

取組	合計④
・ 科学の拠点の整備	5.6億円

合計 ① + ② + ③ + ④ ÷ 約221.7億円

※1 令和43年度までの累計額。

※2 端数処理を行っているため、内訳の額と一致しない場合があります。

3 「コミュニティふらっと」の概要（基本的な考え方）

（1）施設の機能

▶① 身近な地域活動の場

町会・自治会の活動や、地域住民の文化や趣味などの活動を幅広く行うことができるよう、集会室や多目的室などの貸室を設置します。また、地域における様々な団体等の活動の情報が発信できるように掲示スペースを設けるなど、地域活動の輪が広がるような工夫をしていきます。

▶② 世代を超えて交流・つながりが生まれる場

「コミュニティふらっと」は、年齢に関係なく利用することができます。例えばラウンジは、誰もが気軽に立ち寄り、交流する場として利用することができます。また、地域の発表会やお祭りのほか、地域住民向けに実施する様々な事業等を通じて、世代を超えた交流・つながりが生まれる場としていきます。

※ゆうゆう館の機能継承について

「コミュニティふらっと」では、高齢者をはじめ、誰もが自由に集えるラウンジを確保するとともに、これまでのゆうゆう館における高齢者の活動が継続できるよう、一部の部屋・時間帯に優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアを図ります。また、健康増進の事業を継続して実施するほか、協働事業については、これまでの高齢者向けの事業にとどまらず、他の世代を対象とする事業や多世代交流事業なども実施していきます。こうしたことを通じ、ゆうゆう館の「憩いの場」、「生きがい学びの場」、「ふれあい交流の場」、「健康づくりの場」としての役割・機能を継承していきます。

※乳幼児親子の居場所機能の継承について

児童館機能の一つである、乳幼児親子の居場所については、子ども・子育てプラザに継承していくことに加え、小学校の通学区域程度の距離の範囲に子ども・子育てプラザがない地域については、乳幼児親子が気軽に立ち寄れる居場所となるよう、「コミュニティふらっと」等に居場所となるスペースを確保していきます。

（2）施設の規模

「コミュニティふらっと」の規模としては、再編対象となる施設を集約することを踏まえ、延床面積 500～800 m²程度を基本とします。なお、実際の施設整備に当たっては、これまで区民集会所やゆうゆう館などで活動してきた団体等が必要とする活動場所の確保をはじめ、既存施設の状況や地域特性、行政需要などの点を考慮して適切な施設規模となるようにしていきます。

（3）施設の配置

誰もが身近な地域で気軽に集える施設となるよう、歩いて行くことができる範囲（概ね徒歩 10 分程度、半径約 700m）に 1 か所を目安に整備していきます。なお、具体的な配置については、道路や河川の状況など生活圏を考慮し、最終的には区内全体で 30～40 施設程度整備することを想定しています。

【「コミュニティふらっと」(標準規模)のイメージ】

区民集会所、
区民会館、
ゆうゆう館、
機能移転後の
児童館を対象に・・・

ゆうゆう館などの
機能を継承しつつ、
多世代が共に
利用できる
施設として・・・

歩いて行くことが
できるような
身近な地域に、
段階的に
整備していきます。

ラウンジは、予約なしに誰でも利用することができるスペースです。地域の方々のちょっとした打合せはもちろん、読書や勉強、飲食しながらおしゃべりなど、様々な利用ができます。

集会室などの貸室は、町会・自治会の活動や、文化や趣味等のグループ活動に利用できるほか、講座や多世代交流イベントへの参加を通じて、身近な地域における世代を超えた交流や、コミュニティづくりができます。

施設の規模に応じて、地域の発表会や多世代交流イベントなどに活用できるように、集会室よりも広さのある多目的室を設置します。



ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に高齢者団体優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアをしていきます。

受付窓口では、高齢者への声掛けや日常の相談なども行い、地域の皆さんとゆるやかにつながる施設とします。

近隣に子ども・子育てプラザ等がない地域では、乳幼児親子が予約なしに気軽に利用できるスペースである乳幼児室を設置します。

4 杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）における長寿命化判定フロー

杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）では、小学校、中学校、特別支援学校について次の長寿命化判定フローに基づき「長寿命化」する学校と「改築」する学校とを判定しました。詳細は、杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）をご確認ください。

★図表 長寿命化判定フロー

